

八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業 実施方針等に対する質問への回答

No.	資料コード	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	0 0 0 0 0	実施方針 本文	2	I	1	(3)	事業の対象となる公共施設の管理者	本事業の対象となる施設(みんなの公園、憩いライブラリー、交流スペース、郷土ミュージアム)の開館後の所管部署についてご教示ください。	開館後の組織体制については現時点では未定です。
2	0 0 0 0 0	実施方針 本文	3	I	1	(6)	集いの拠点の位置づけ	みんなの公園は都市公園となる予定であるとのことですが、憩いライブラリー、歴史・郷土ミュージアム等は、都市公園内に公園施設として設置されるのでしょうか。	御理解のとおりです。
3	0 0 0 0 0	実施方針 本文	3	I	1	(6)	集いの拠点の位置づけ	周辺既存施設の維持管理業務及び運営業務とありますが、指定管理の対象となる周辺既存施設とは何を指すのでしょうか。	周辺既存施設の維持管理業務は削除するものとし、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
4	0 0 0 0 0	実施方針 本文	3	I	1	(6)	集いの拠点の位置付け	「将来にわたり～社会変化に柔軟に対応できる施設整備」として将来、社会変化に対応するために用途変更できるような設計にしたほうが良いのでしょうか。もし具体的に想像している用途変更後の施設があればご教示頂けますでしょうか。	施設用途は変更しないで、社会変化に柔軟に対応できることを想定しています。
5	0 0 0 0 0	実施方針	4	I	1	(7)	③事業期間	「事業期間中において施設の全部又は一部を廃止することとした場合には、施設の廃止と同時に当該施設の指定期間を終了する。」とありますが、廃止をする事由や廃止する範囲も現時点では、明確にすることができないため、「事業者と協議のうえ、指定期間の継続、終了を検討する」としていただけないでしょうか。	御指摘も踏まえ、詳細は、募集要項公表時に示します。
6	0 0 0 0 0	実施方針 本文	5	I	1	(7)	事業の内容	PFI事業者の委託禁止業務についての記載がありますが、PFI事業者たる特別目的会社はほぼ全ての業務を何らかの形で委託し又は請け負わせることとなります。具体的にどのような業務が委託禁止業務となるのかご教示ください。	本事業における各業務は、原則として、PFI事業者が当該業務を行う企業に委託し又は請け負わせることを想定しております。当該業務を行う企業以外の第三者に対して委託し又は請け負わせる場合の定めとあわせて、募集要項公表時に公表する事業契約書(案)で示します。
7	0 0 0 0 0	実施方針 本文	5	I	1	(7)	事業の内容	④事業の範囲において、「PFI事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務を除いて、市と事前に協議を行った上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる」とありますが、貴市が現時点で想定されている委託禁止業務をお示しください。	No.6の回答を参照してください。
8	0 0 0 0 0	実施方針	P7, P10	I	1.	(7)	事業の内容 ④事業の範囲 ⑤市が実施する業務	事業者が実施する事業範囲について、 【歴史・郷土ミュージアム】 (ス)学芸業務(収集・保管) (セ)学芸業務(調査・研究) (ソ)学芸業務(展示・公開) (タ)学芸業務(教育・普及) との記載があり、P10の市が実施する業務にも 【集いの拠点(歴史・郷土ミュージアム)】 (カ)学芸業務(収集・保管) (キ)学芸業務(調査・研究) (ク)学芸業務(展示・公開) (ケ)学芸業務(教育・普及) とあるなど、重なる業務が多々ありますが、市と事業者との役割分担についてのお考えをご教示願います。	本事業では、市とPFI事業者が協同する業務が多く想定されています。業務要求水準書(案)において、個別の業務に関して現時点で想定する市、PFI事業者、第三者の役割を示しておりますので参照してください。なお、歴史・郷土ミュージアムにおいては、収集・保管と調査・研究については市が主体となり、PFI事業者には業務の補助的な役割を担っていただきます。展示・公開については市主体の展示とPFI事業者主体の展示を実施する予定です。そのほか詳細については業務要求水準書(案)「Ⅶ-4.4.(1)～(4)」及び業務要求水準書(案)別添資料12「歴史・郷土ミュージアム管理運営方針」の「6」を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
9	0	0	0	0	0	実施方針 本文	7	I	1	7	事業の内容	歴史・郷土ミュージアムには(ヌ)危機管理・リスクマネジメント業務が含まれているのですが、憩いライブラリ及び交流スペースの運営業務に危機管理・リスクマネジメント業務が入っていません。危機管理・リスクマネジメント業務は、いずれの施設にも必要である業務として理解しているのですが、なぜ憩いライブラリ及び交流スペースの運営業務に含まれていないのか、理由・意図を教えてください。	御指摘の「(ヌ)危機管理・リスクマネジメント業務」は、業務要求水準書(案)「VII-4.4.(11)危機管理・リスクマネジメント業務」に対応しており、業務内容は災害対応を想定しています。集いの拠点の運営業務全体に係る危機管理・リスクマネジメントは、業務要求水準書(案)「VII-1.6.(4)⑨危機管理リスクマネジメント」を参照してください。
10	0	0	0	0	0	実施方針	8	I	1	(7)	任意事業	任意事業における自主事業、民間提案事業において行政財産を使用する際には、使用料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
11	0	0	0	0	0	実施方針	8	I	1	(7)	ii 任意事業 ア 自主事業	「自主事業のうち、行政財産を使用するものについては、市の許可を得て実施することができる」とありますが、その際の行政財産使用料等への減免はあるのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
12	0	0	0	0	0	実施方針	8	I	1	(7)	ii 任意事業 イ 民間提案事業(附帯事業)	「民間提案事業(附帯事業)のうち、行政財産を使用するものについては、市の許可を得て実施することができる。」とありますが、その際の行政財産使用料等への減免はあるのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
13	0	0	0	0	0	実施方針 本文	8	I	1	(7)	事業の内容	附帯事業、民間提案事業において、テナント又は借地事業者を誘致して実施する場合、それにかかる建物又は土地賃貸借(行政財産使用許可)に関する契約は、貴市と当該テナント又は借地事業者の間で締結されると考えてよろしいでしょうか。	附帯事業、民間提案事業については、当該事業を行う第三者との間でPFI事業者が契約を締結することを想定しています。
14	0	0	0	0	0	実施方針 本文	8	I	1	(7)	事業の内容	集いの拠点がサードプレイスとして運用できるよう、具体的に希望するイベント等の事業や既にイメージしているものはありますか。	業務要求水準書(案)「VII-2.4.(2)①」に一例を示していますが、常に多くの来園者で賑わい、活気に満ちたイベント等の事業の提案を期待しています。
15	0	0	0	0	0	実施方針 本文	10	I	1	7	事業の内容	市が実施する業務としてPFI事業者(指定管理者)が行う業務も記載されているのは、同じ業務でも工程によって担う者が異なるため総称として同様の業務名が記載されている、という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。あわせて、No.8の回答を参照してください。
16	0	0	0	0	0	実施方針本文	10	I	1	(7)	事業の内容	⑤イ(イ) 市が実施する業務のうち、開館準備業務の「端末の配置等業務」には、端末の選定・購入(リース等を含む)、保守管理等が費用を含め全て含まれていると理解して良いか。	実施方針「I.1.(7)⑤イ 開館準備業務」のうち「(イ)端末の配置等業務」は、業務要求水準書(案)「V.5.(4)端末の配置等業務」に該当します。図書館システム機器の選定、端末の購入は市が行い、開館準備業務期間中の端末の配置と日常管理はPFI事業者が実施することを想定しております。
17	0	0	0	0	0	実施方針 本文	10	I	1	(7)	維持管理業務	市が実施する業務とPFI事業者が行う事業いずれにも「環境衛生管理」が入っており、重複していますが、環境衛生管理のうちIPMの総責任のみ貴市にて実施するという理解でよろしいですか。	御理解のとおりです。
18	0	0	0	0	0	実施方針	10	I	1	(7)	⑤ウ維持管理業務	市が実施する維持管理業務の(ア)環境衛生管理(IPMの総責任)業務とは具体的にどのような業務を実施するのかご教示いただけませんかでしょうか。	本事業に関し市とPFI事業者がそれぞれ実施するIPM業務を統括することを想定しています。業務要求水準書(案)「VI.4.(6)」及び「VII-4.4.(9)」を参照してください。
19	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	(7)	事業の内容	PFI事業者において想定される利益が・・・市に一部を還元する条項を付す予定である。とありますが、還元を実施する時期についても募集要項にお示しいただけるのでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。提案時には想定される利益について提案いただく予定であり、あわせて、No.20の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
20	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	⑥	ア		市からのサービス対価	PFI事業者(SPC)としてリスクを残さないために収益変動リスクも含めて各業務の担当事業者にパススルーし、SPCには基本的に収益に連動する利益が残る構造となりませんが、市に一部を還元する利益とは何を指しますか？ SPCだけでなく、運営担当事業者ごとの収支を市に報告することになりますか？それとも、自主事業の収支のみを還元対象として考えればよろしいでしょうか？	詳細は募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」及び「優先交渉権者決定基準」において示します。
21	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	(7)	ア 市からのサービス対価	予定価格は公表される認識で宜しいでしょうか。	市から支払われるサービス対価の上限額と、イニシャルコスト・ランニングコストの想定割合をあわせて公表する予定です。
22	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	(7)	事業の内容	⑥PFI事業者の収入 ア市からのサービス対価に関して、募集要項において市からのサービス対価の上限価格は示されませんか。	No.21の回答を参照してください。
23	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	(7)	事業の内容	⑥PFI事業者の収入 ア市からのサービス対価において、「募集要項には、事業費における施設整備費と維持管理・運営費の割合についても記載する予定である」は、「施設整備費と、開館準備費と、維持管理費及び運営費の割合についても記載する予定である」と解釈してよいでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
24	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	(7)	事業の内容	⑥PFI事業者の収入 ア市からのサービス対価において、「募集要項には、事業費における施設整備費と維持管理・運営費の割合についても記載する予定」とありますが、維持管理・運営費については、開館準備費と、維持管理費と、運営費と分けて割合が示されるという認識でよいでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
25	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	(7)	事業の内容	⑥PFI事業者の収入 ア市からのサービス対価において、「募集要項には、事業費における施設整備費と維持管理・運営費の割合についても記載する予定」とあります。仮に施設整備費に想定されている備品調達手法として購入ではなくリースとした場合、施設整備費から維持管理・運営費に予算を振り替えることは可能でしょうか。その場合の維持管理・運営費は、事業期間中平準化して設定するという理解でよろしいでしょうか。	御質問のあった内容の場合、施設整備費から維持管理・運営費に予算を振り返ることは可能と想定しています。詳細は募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
26	0	0	0	0	0	実施方針	11	I	1	(7)	⑥PFI事業者の収入	なお、本事業の事業契約では、PFI 事業者において想定される利益が一定の割合を上回った場合、PFI 事業者は市に一部を還元する条項を付す予定であるとありますが、この場合の利益とは、SPCの営業利益を指すのでしょうか。	No.20の回答を確認してください。
27	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	(7)	(ア)設計・建設業務の対価	設計・建設業務のサービス対価の内、割賦払いほどの程度の割合を想定されていますでしょうか。	設計・建設業務の対価については、市が一括で支払うことのできる額(国及び東京都の補助金ならびに市が自ら調達する財源)以外を割賦方式により支払う想定です。詳細は募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
28	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	ii	PFI事業者の収入	「(ア)設計・建設業務の対価」の割賦方式の支払い期間をご教示ください。	供用開始から15年間を想定しています。
29	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	(7)	(ア)設計・建設業務の対価	設計・建設期間中の出来高に応じた一時金の支払いはありますでしょうか。	募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
30	0	0	0	0	0	実施方針	11	I	1	(7)	⑥PFI事業者の収入	(ア)設計・建設業務の対価 において、支払いが一部割賦方式となる旨記載がありますが、提案に用いる基準金利はなにを採用するのでしょうか。	募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
31	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	⑥	ア	(ア)	設計・建設業務の対価	補助対象額の想定額は？	No.27の回答を参照してください。
32	0	0	0	0	0	実施方針	11	I	1	⑥	PFI事業者の収入 (ア)設計・建設業務の対価	補助対象額分の金額はいつ決まるでしょうか。	No.27の回答を参照してください。
33	0	0	0	0	0	実施方針	11	I	1	⑥	会館準備業務の対価	対価の支払いは供用開始後とのことですが、具体的な時期はいつになるでしょうか。	募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
34	0	0	0	0	0	実施方針	11	I	1	(7)	⑥PFI事業者の収入 ア 市からのサービス対価 (イ)開館準備業務の対価	「本施設の供用開始後に一括してPFI 事業者に支払う。」とありますが、運営維持管理期間と同様な支払方法への変更は可能でしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
35	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	(7)	事業の内容	各年度において四半期ごとに支払うことを想定している。とありますが、詳細な支払い時期は6月9月12月3月の末日の想定との理解で宜しいでしょうか。	募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」ならびに「業績等の監視及び改善要求措置要領」において示します。
36	0	0	0	0	0	実施方針 本文	11	I	1	7	事業の内容	例えば収入が見込めない憩いライブラリーの利用者数などが提案目標を大幅に上回った場合、コスト増が懸念されます。別途予算措置などで増額又は増額の検討を協議事項としていただく旨を事業契約等に追記していただく事は可能でしょうか。	詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
37	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	7	事業の内容	それぞれの収入のベースとなる指標や手数料料率などについて、市側で積算の参考になる実績や数字を開示していただく事は可能でしょうか。	想定している収入としては、本施設の入館料(常設展・特別展・企画展)、イベント・体験学習・講座収入、体験学習室におけるワークショップキット等の販売、貸室使用料、みんなの公園の使用料等、駐車場料金等の費目を想定して独自に積算しています。なお、積算にあたって参照した実績等について開示できるものについては募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
38	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	⑥	イ	(イ)	駐車場利用者からの利用料金収入	市が示す上限の範囲内であれば、一日上限金額や時間帯における変動料金制などの設定については許容されますか？	募集要項公表時に公表しますが、御質問の場合も含め、今後制定を予定している本施設の設置及び管理に関する条例のもとで、市と選定されたPFI事業者との間で必要な協議を行う予定です。
39	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	⑥	イ	(イ)	駐車場利用者からの利用料金収入	将来的に料金変更を希望する場合に、条例変更を含めて市として検討の余地はありますか？	今後制定を予定している、本施設の設置及び管理に関する条例の範囲内での運用が原則となります。
40	0	0	0	0	0	実施方針	12	I	1	(7)	⑥PFI事業者の収入	イ利用者等から得る収入のうち(ア)貸室及び大屋根広場利用料及び手数料等と(イ)駐車場利用者からの利用料金収入は、価格に想定や基準がありますが、(ウ)～(ケ)の収入は、事業者が決めることができるのでしょうか。	御指摘の利用料金については、市の条例において上限を定めることとしており、当該上限の範囲内において、PFI事業者が市と協議の上定めることを想定しています。募集要項公表時に、市内における類似施設の利用料金の体系を参考として示します。
41	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	(7)	事業の内容	⑥イ(ウ)に「ミュージアムの常設展、特別展及び企画展の入館料」とありますが、利用者等から得る各種入館料の上限額をお示しください。	御指摘の利用料金については、市の条例において上限を定めることとしており、当該上限の範囲内において、PFI事業者が市と協議の上定めることを想定しています。募集要項公表時に、市内における類似施設の利用料金の体系を参考として示します。
42	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	(7)	事業の内容	⑥PFI事業者の収入 イ利用者等から得る収入において、「(カ)市がPFI 事業者に販売を委託する図録、所蔵資料に係る商品等に係る販売手数料」とありますが、販売手数料について具体的な金額などをご教示いただけますでしょうか。また、過去の販売実績がありましたら複数年度の開示をしていただけないでしょうか。	参考データとして、郷土資料館の販売実績を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
43	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	(7)	事業の内容	⑥イ(カ)に「市がPFI事業者に販売を委託する図録、所蔵資料に係る商品等」とありますが、委託販売するのは既存商品のみでしょうか。それとも開館後に市主体で新規に制作する図録や所蔵作品に係る商品も委託販売となりますか。	既存商品に加えて、開館後に市主体で新規に制作する図書・図録や所蔵作品に係る商品もPFI事業者に販売を委託することを想定しています。
44	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	(7)	事業の内容	⑥イ(カ)に「市がPFI事業者に販売を委託する図録、所蔵資料に係る商品等」とありますが、これらに該当する物品の過去の販売実績をご教示ください。	No.42の回答を参照してください。
45	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	7	事業の内容	(カ)及び⑦市の収入(ア)の内容が分かり難く感じます。⑦市の収入(ア)で示す「販売による収入」とは、PFI事業者が利用者から得た販売手数料を含むのか、含まないのか、どちらでしょうか。	PFI事業者は、市がPFI事業者に販売を委託する図録、所蔵資料に係る商品の販売等に係る販売手数料を含んだ額を市に収めていただき、市から販売手数料分をPFI事業者にお支払いすることを想定しています。実施方針「I.1.(7)⑦(ア)」の販売による収入は販売手数料を含みません。
46	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	(7)	事業の内容	「(キ)複写サービスに係る収入」とありますが、過去実績がありましたら複数年度の開示をしていただけないでしょうか。	参考データとして、中央図書館における複写サービスの料金収入の実績を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
47	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	(7)	事業の内容	「イ 利用者等から得る収入」の「(ク)自主スペースの有料閲覧席」は、ライブラリエリア及び交流エリアに設置される自習スペース①及び②を指すと考えてよろしいでしょうか。	実施方針「I.1.(7)⑥イ(ク)」は「自習スペースの有料閲覧席」であり、業務要求水準書(案)別紙1「各室諸元表」の「自習スペース②」に該当します。本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。使い方についても、業務要求水準書(案)別紙1「各室諸元表」を参照してください。本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
48	0	0	0	0	0	実施方針本文	12	I	1	(7)	イ 利用者等から得る収入	「(ク)自主スペースの有料閲覧席」とありますが、自主スペースですから提案内容だとは存じますが、何を想定しての有料閲覧席かお知らせください。	実施方針「I.1.(7)⑥イ(ク)」は「自習スペースの有料閲覧席」であり、業務要求水準書(案)別紙1「各室諸元表」の「自習スペース②」に該当します。本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。使い方についても、業務要求水準書(案)別紙1「各室諸元表」を参照してください。本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
49	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	(7)	事業の内容	「⑥PFI事業者の収入」における「イ 利用者等から得る収入」について、「一部の利用者を減免対象とすることを想定している」とありますが、現時点で想定されている減免対象とする利用料及び減免額の設定内容、減免対象となる方を具体的に教示いただけないでしょうか。	募集要項公表時に公表します。
50	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	(7)	事業の内容	「一部の利用者を減免対象とすることを想定」について、現在想定されている減免の対象及び内容についてご教示ください。	No.49の回答を参照してください。
51	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	7	事業の内容	「利用者等から得る収入」について、クレジットや電子マネーについては手数料含めPFI事業者負担で導入可能という理解でよいでしょうか。別添資料09「駐車場維持管理運営業務」には、駐車料金についての電子マネーやクレジットカード決済についての記載がありましたが、これをミュージアム入館料や複写サービスに拡大してよいのかどうかという観点の質問です。	御理解のとおりです。ただし、料金徴収(決済)手段については導入前に市とPFI事業者の間で協議をしていただくことを想定しています。
52	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	(7)	事業の内容	⑦市の収入において、「(ア)PFI事業者は、図録、所蔵作品に係る商品の販売による収入を市に支払う」とありますが、販売に伴う経費実費または手数料等を差し引いた額を支払うと考えてよろしいでしょうか。	No.45の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
53	0	0	0	0	0	実施方針本文	12	I	1	(7)	市の収入	⑦(ア)販売をPFI事業者に委託する想定となっている、図録、所蔵作品に係る商品の販売による収入は販売手数料等をPFI事業者に対し支払われるものと考えてよいか。またその販売手数料等の想定をご教示いただきたい	図録、所蔵作品に係る商品の販売に伴う手数料はPFI事業者を支払われます。参考データとして、郷土資料館刊行物を一般書店で販売する際の販売手数料実績を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。あわせて、No.45の回答を参照してください。
54	0	0	0	0	0	実施方針	12	I	1	(7)	⑦市の収入	(ア)PFI事業者は、図録、所蔵作品に係る商品の販売による収入を市に支払う(販売はPFI事業者に委託)。とありますが、販売金額は市が決めるとの理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
55	0	0	0	0	0	実施方針	12	I	1	(7)	⑦市の収入	(イ)PFI事業者が運営するミュージアムショップ、飲食施設等の各賃料は、八王子市行政財産使用料条例による使用料をPFI事業者が市に支払う。とありますが、事業者が支払う費用をお示しください。	募集要項公表時に示します。
56	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	(7)	⑦市の収入	八王子市行政財産使用料条例による使用料とありますが、ミュージアムショップや飲食店等が安定して運営していくために、事業者にとって過度な負担とならないように使用料は低額の設定、または使用料の下限値を設定し、使用料は事業者の任意提案として頂けないでしょうか。また、使用料は対象施設等の運営開始以降に発生するとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
57	0	0	0	0	0	実施方針	12	I	1	(7)	⑦市の収入	(ウ)PFI事業者が自主事業を行う場合、自主事業を行う範囲において行為許可をとり、使用料を市に支払う。とありますが、事業者が支払う費用をお示しください。	建物内においては、No.55の回答を参照してください。ただし、公園内での営業行為の許可では、八王子市都市公園条例等に基づき、使用面積(1㎡当たり140円)に応じた算出を想定しています。詳細は募集要項公表時に示します。
58	0	0	0	0	0	実施方針	12	I	1	(7)	⑦市の収入	(エ)PFI事業者は、施設設置及び管理許可を受けた場合、使用料を市に支払う。とありますが、事業者が支払う費用をお示しください。	八王子市都市公園条例の別表4を参照してください。
59	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	⑦			市の収入	各施設の指定管理業務に占用許可代行業務(占用料徴収含む)は含まれますか?含まれるとする場合、その占用料収入は市に帰属しますか?	みんなの公園について、占用許可に関する事務は市で行いますが、行為許可に伴う事務は指定管理者の業務となります。占用料収入は市に帰属しますが、詳細については、募集要項公表時に示します。あわせて業務要求水準書(案)「VII-2.4.(1)①」を参照してください。なお、歴史・郷土ミュージアム、憩いライブラリについて、占用料徴収を含む占用許可代行業務は想定していません。
60	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	⑦		(オ)	市の収入	公園において事業者が自主事業を行う場合に占用料は発生しますか?	減免対象とならない事業については、使用料または占用料が発生します。
61	0	0	0	0	0	実施方針	12	I	1	(7)	⑦市の収入	(オ)PFI事業者は、公園内に公園施設以外のものを設置する場合、市と協議の上、公園占用許可を取り、占用料を市に支払う。とありますが、事業者が支払う料金の基準などがありましたらお示しください。	現時点では、みんなの公園の占用料は、八王子市都市公園条例を参考としています。占用料の納付額については、同条例第11条を参照してください。
62	0	0	0	0	0	実施方針 本文	12	I	1	7	事業の内容	(ア)～(オ)に定められているPFI事業者が負担する費用の条件(具体的に金額が算出可能なもの)を開示していただく事は可能でしょうか。	募集要項公表時に示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
63	0	0	0	0	0	実施方針 本文	13	I	1	(7)	事業の内容	⑨事業スケジュール(予定)において、「開館(供用開始)は令和8年度中」とされていますが、開館日は事業者提案によるの理解でよろしいでしょうか。	本施設の供用開始日として予定する日は、令和8年度中を想定していますが、開館(供用開始)日は、公の施設として設置された日である必要があることから、開館(供用開始)日は、あらかじめ、PFI事業者からの提案に基づき、市と選定されたPFI事業者との間で別途協議してください。
64	0	0	0	0	0	実施方針 本文	13	I	1	(7)	事業の内容	⑨事業スケジュール(予定)において、「開館(供用開始)は令和8年度中」とされていますが、【みんなの公園】、【憩いライブラリ及び交流スペース】、【歴史・郷土ミュージアム】の3施設一体での開館を求めているのか、開館可能な施設から順次開館を可能とし、3施設のすべての開館が令和8年度中に完了することを意味しているのか、どちらでしょうか。	原則として3施設一体での同時供用開始(開館)を想定しています。
65	0	0	0	0	0	実施方針	13	I	1	(7)	事業の内容	⑨事業スケジュール(予定)につきまして、3月に予定している集いの拠点の完成引渡後、開館(供用開始)は令和8年度中となっておりますが、開館(供用開始月日)はいつ頃を想定されておりますでしょうか。	No.63の回答を参照してください。
66	0	0	0	0	0	実施方針 本文	13	I	1	ii	事業スケジュール	「設計・建設期間」事業契約締結日～令和8年3月までの想定スケジュールをご教示ください。	設計・建設期間は、始期は事業契約締結日以降を想定しており、終期は令和8年3月末までの間で、詳細スケジュールを事業者の提案に委ねます。
67	0	0	0	0	0	実施方針 本文☒	13	I	1	(7)	⑨事業スケジュール(予定)	既存解体工事期間の終了予定に関しては、建設工事に関連する解体が生じた際、建設期間の中での調整とすることは可能でしょうか。	既存施設解体撤去は、設計・建設期間終了までであれば行うことができます。
68	0	0	0	0	0	実施方針 本文	13	I	1	(7)	事業の内容	事業スケジュールにおいて、既存施設解体撤去期間が令和7年(2025年)度(予定)までとありますが、設計・建設期間も令和8年(2026年)3月までとなっているため、既存施設解体撤去が終了して完了検査を受けてから建設工事に着手するのではなく、一部施設の解体撤去は、建設工事と並行して実施してよいと理解して宜しいでしょうか。	No.67の回答を参照してください。
69	0	0	0	0	0	実施方針 本文	13	I	1	(7)	事業の内容	開館準備業務の必要期間は、事業者提案によるの理解でよろしいでしょうか。	本事業の事業契約締結後、業務要求水準書(案)に示す業務を実施するための期間を想定していますので、業務要求水準を充足する限りにおいて事業者の提案に委ねます。なお、本施設の供用開始日に関しては、あわせてNo.63の回答を参照してください。
70	0	0	0	0	0	実施方針 本文	13	I	1	(7)	事業の内容	事業スケジュールにおいて、開館準備期間の始期が記載されていませんが、業務に応じて適宜開始すると理解して宜しいでしょうか。	No.69の回答を参照してください。
71	0	0	0	0	0	実施方針	13	I	1	(7)	⑨事業スケジュール(予定)	開館(供用開始)が令和8年(2026年)度中となっておりますが、明確な供用開始日は貴市からお示し頂けるのでしょうか。それとも当該年度中に事業者の提案となるのでしょうか。	No.69の回答を参照してください。
72	0	0	0	0	0	実施方針	13	I	1	(7)	⑨事業スケジュール(予定)	開館準備期間の始期の記載がありません。明確な開館準備期間の始期は貴市からお示し頂けるのでしょうか。それとも事業者提案となるのでしょうか。	No.69の回答を参照してください。
73	0	0	0	0	0	実施方針 本文	13	I	1	(7)	事業の内容	開館準備業務の開始時期については、事業者提案によるの理解でよろしいでしょうか。	No.69の回答を参照してください。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
74	0	0	0	0	0	実施方針 本文	13	I	1	(7)	事業の内容	⑨事業スケジュール(予定)において、「展示に関する工事の一部については、開館準備は確認申請等に支障がない範囲で令和8年度にかかることは可とする。」とありますが、展示に係る工事を含めて完成引渡日までが設計・建設期間と考えてよいでしょうか。すなわち、維持管理期間は展示に係る工事が完了した後から始まるという理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
75	0	0	0	0	0	実施方針 本文	13	I	1	(7)	事業の内容	「※展示に関する工事の一部については、(中略)令和8年度にかかることは可とする。」とありますが、これは指定された開館日に間に合うことを前提としていると思料されます。一方で、運営期間の開始日(開館(供用開始)日)が具体的に指定されておきませんが、これはいつとなる予定でしょうか。	No.69の回答を参照してください。
76	0	0	0	0	0	実施方針 本文	13	I	1	(7)	事業の内容	維持管理期間及び運営期間ともに、「開館(供用開始)日から15年後の事業期間終了日」とされていますが、「開館(供用開始)日から15年後の貴市会計年度終了日(年度末日)まで」との理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。仮に開館(供用開始)日が令和8年4月1日の場合、事業期間終了日は令和23年3月31日となり、開館(供用開始)日から15年後の会計年度(令和23年度)終了日と同日となります。また、仮に開館(供用開始)日が令和8年10月1日の場合、事業期間終了日は令和23年9月30日となり、開館(供用開始)日から15年後の会計年度(令和23年度)終了日以降となることにご留意ください。
77	0	0	0	0	0	実施方針 本文	15	II	1		土地の所有	「対象地の一部は国から貸与を受ける予定」とのことですが、その土地の設計・建設に関わる制限があれば教えてください。	公園施設を運営するにあたっては、営利を目的としてはいけません。都市公園法で許容される施設であれば可能です。なお、対象地に関しては、業務要求水準書(案)別添資料3「国有地取得区域・無償貸付区域について」もあわせて参照してください。
78	0	0	0	0	0	実施方針 本文	15	II	1		用途地域等	「子安町三丁目地区地区計画」で定める歩道状空地は、その整備の方針を守るものであるならば、位置は提案により自由度があると考えてよろしいでしょうか。	地区計画で定める歩道状空地は、公共施設誘導地区の区域であり、集いの拠点整備の区域外です。
79	0	0	0	0	0	実施方針	15	II	2	1	(5)法定建ぺい率	憩いライブラリ、交流スペース、歴史・郷土ミュージアムの施設については八王子市都市公園条例第7条の4第2項、公園の大屋根広場の大屋根については第7条の4第4項という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
80	0	0	0	0	0	実施方針 本文	15		1	(5)	法定建ぺい率	事業用地(A~G)全体を都市公園とし、その面積を基に建ぺい率を算出するという理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
81	0	0	0	0	0	実施方針 本文	15		1	(5)	法定建ぺい率	公園の建ぺい率について、条例にて緩和することを前提とした提案は可能でしょうか？	条例の緩和については想定していません。
82	0	0	0	0	0	実施方針 本文	15		1	(5)	法定建ぺい率	都市公園法施行令における分類として、憩いのライブラリ・交流スペース・ミュージアムは何に該当しますか？	都市公園法施行令第5条第5項第1号の図書館、陳列館、体験学習施設に該当します。
83	0	0	0	0	0	実施方針 本文	17	1			募集及び選定の方法	WTOの対象とならない理由についてお示し下さい。	八王子市は中核市であることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令を参照してください。
84	0	0	0	0	0	実施方針 本文	17	2	(1)		評価会議の設置	評価委員について、公募時に公表される予定ですか？	評価会議の参加者名は、優先交渉権者等の公表時にあわせて公表する予定です。これに伴い、実施方針「Ⅲ. 6. (1)⑩」の共通の参加資格要件は削除することを想定しており、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
85	0	0	0	0	0	実施方針 本文	17	Ⅱ	2	(1)	評価会議の設置	評価会議の参加者(委員)は公表される予定でしょうか。	No.84の回答を参照してください。
86	0	0	0	0	0	実施方針	17	Ⅲ	2	(2)	②競争的対話	競争的対話の実施タイミングや回数が決まっていたら提示をお願いします。	募集要項公表時に示します。
87	0	0	0	0	0	実施方針 本文	17	Ⅲ	2	(2)	審査の手順	競争的対話の実施方法や参加人数等詳細については、募集要項にて提示されるという理解でよろしいでしょうか。	No.84の回答を参照してください。
88	0	0	0	0	0	実施方針 本文	18	Ⅲ.	3		募集及び選定スケジュール	基本協定締結日は令和4年(2022年)の何月を想定されていますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
89	0	0	0	0	0	実施方針 本文	18	Ⅲ.	3		募集及び選定スケジュール	仮契約締結日は令和5年(2023年)の何月を想定されていますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
90	0	0	0	0	0	実施方針 本文	21	Ⅲ	5		応募者の構成	「(3)複数業務の実施」について、設計・監理と建設は同一業者では兼ねられないと考えてよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。ただし、設計業務と建設業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関係がある者が兼ねることを妨げるものではありません。
91	0	0	0	0	0	実施方針	P21	Ⅲ	5.	(1)	応募者の構成と定義	応募者の構成は「構成員及び協力企業で構成されるグループ」とありますが、協力企業からさらに他企業(構成グループに属さない企業)へ、事業の一部を再委託することは可能でしょうか。本事業における再委託について制限等あればご教示ください。	構成員及び協力企業からの再委託も可能ですが、その範囲については、募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
92	0	0	0	0	0	実施方針	P21	Ⅲ	5.	(2)	構成員等の明示	もし構成グループに属さない企業への再委託が可能の場合、参加資格確認書類の提出時に再委託先企業についても明示する必要はございますでしょうか。	構成員及び協力企業からの再委託も可能であり、参加資格確認書類提出時に再委託先企業と当該企業が実施する業務が明確であれば記載していただくことを想定しています。
93	0	0	0	0	0	実施方針 本文	22	Ⅲ	5	(4)	複数応募の禁止	「各業務を担当する企業及び同企業と資本面もしくは人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない」となるが、コンソ組成段階で各社の参画についての情報は知り得ないことは多分にあります。また、資本関係や人事面において密接な関係のある会社であっても、参加の情報を公開することがない場合、互いに意図せず参加をしていた両社とも参加資格を失うこととなります。この場合の、貴市の方針をご教授下さい。	近日中に回答を公表します。
94	0	0	0	0	0	実施方針 本文	22	Ⅲ	5	(4)	複数応募の禁止	参加の制限について「各業務を担当する企業及び同企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。」とありますが、事業者側では他グループを構成するメンバーはわかりませんので、参加資格申請時に、意図しない形で失格となってしまう可能性があります。特に事業が多岐にわたる企業や複数の子会社がある企業にとっては、親会社や子会社間で本事業の取組み状況を把握することは難しく、失格により応募者が少なくなることを避けるためにも、制限の緩和を頂けないでしょうか。	No.93の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
95	0	0	0	0	0	実施方針 本文	22	Ⅲ	5	(4)	複数応募の禁止	「各業務を担当する企業及び同企業と資本金面若しくは人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。」とありますが、PFI事業において事業者側では他グループの構成員または協力企業を知りえず、貴市側で参加表明書・参加資格確認書類の提出時に確認して初めて判明する場合があります。その場合不可抗力においてどちらも失格となりえます。貴市の計画および施設設置目的を達成するためには、多様な主体の参加が望まれることや、応募直前での失格による事業者候補減を避ける意味でも、貴市の考えをお示しください。	No.93の回答を参照してください。
96	0	0	0	0	0	実施方針	22	Ⅲ	5	(4)	複数応募の禁止	各業務を担当する企業及び同企業と資本金面若しくは人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできないとありますが、参加表明の時にはじめて判明することもあると思います。この場合、当該企業が属する複数のグループが失格となるのでしょうか。それともこのようなケースを防ぐために、参加を予定するコンソーシアム各構成員及び協力企業の資本金面もしくは人事面において密接な関係にあるグループ会社すべての法人に本事業への参加の有無を事前に確認・調整する必要があるのでしょうか。	No.93の回答を参照してください。
97	0	0	0	0	0	実施方針 本文実施方針	22	Ⅲ	4	(4)	複数応募の禁止	「各業務を担当する企業及び同企業と資本金面若しくは人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない」とありますが、それぞれでグループを既に組成している場合、地元企業を含めたそれぞれのグループの構成員及び協力企業が全て失格となってしまいます。子会社同士が相互に本事業の取組み状況を把握することは難しく、予見できないため、この制限につきましては緩和する方向でご検討いただけないでしょうか。	No.93の回答を参照してください。
98	0	0	0	0	0	実施方針 本文	22	Ⅲ	6	(1)	共通の参加資格要件	ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を担う企業が構成員、または協力企業として参加する場合、個別の参加資格要件はなく、共通資格要件のみを満たせばよろしいでしょうか。	ファイナンシャルアドバイザー業務については御理解のとおりです。SPC管理業務については実施方針「Ⅲ. 6. (2)①統括マネジメント業務を行う者」の要件を充足してください。
99	0	0	0	0	0	実施方針	22	Ⅲ	6	(1)	共通の参加資格要件	⑥国税及び地方税(地方消費税及び八王子市の市税に限る。)に未納付額がないこと。とありますが、証明を行う場合、国税は納税証明書を添付することとなると想定しますが、八王子市税は市内に事業所がない場合は、所在地の地方法人税の納税証明書を添付すればよいでしょうか。	原則として、入札参加資格を有している者については、未納付額がないことが確認されているため、証明を行っていただくことは想定していません。証明を行っていただく必要がある場合には、御理解のとおりです。
100	0	0	0	0	0	実施方針 本文	23	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	「参加資格確認基準日までに有する『見込みのある』者であること。」とありますが、『見込みのある』基準は何でしょうか。	現時点で該当する業種に関して八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有していない場合でも、参加資格確認基準日までに、該当する業種に関して八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有することができれば個別の参加資格要件を有すると考えております。
101	0	0	0	0	0	実施方針 本文	23	(2)	①	イ	統括マネジメント業務を行う者	PFI事業における統括マネジメントに係る実績とは、SPCの代表企業の実績になりますか？代表企業でなくとも、SPC管理の実績があればよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。SPCの代表企業としての実績、もしくは構成員として統括マネジメントに係る実績が明らかであれば構いません。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
102	0	0	0	0	0	実施方針	23	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	①統括マネジメント業務を行う者のイ PFI事業における統括マネジメントに係る実績を有していること。とありますが、統括マネジメント業務に係る実績を証明するにはどうすればよいのでしょうか。設計や建設、維持管理や運営業務と異なり、統括マネジメント業務が業務として明確になっており、かつSPCから統括マネジメント業務委託契約を締結している案件はほとんどありません。PFI事業の代表企業としての実績で証明する形でよろしいでしょうか。	No.101の回答を参照してください。
103	0	0	0	0	0	実施方針 本文	23	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	①統括マネジメント業務を行う者について「ア～なお、該当する業種とは、以下②から⑨の業務にあたる者が該当すべき業種のことをいう。」とありますが、②から⑨すべてではなく、いずれかに該当すればよいという認識でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
104	0	0	0	0	0	実施方針 本文	23	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	公園の設計業務を行う者の公園の設計業務実績は、過去何年以内という期限はないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
105	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	図書館の設計業務を行う者の図書館の設計業務実績は、過去何年以内という期限はないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
106	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	図書館の設計業務の実績について、図書館を含む複合施設の場合、共用部分は他用途との面積按分により当該図書館の延床面積として算定してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。図書館の設計業務の実績として図書館を含む複合施設を用いる場合、図書館単体部分の面積に加えて、共用部分のうち他用途との面積按分により図書館としてみなすことのできる面積を示す証憑となる資料を提出してください。
107	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	博物館の設計業務を行う者の博物館の設計業務実績は、過去何年以内という期限はないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
108	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	博物館の設計業務の実績について、博物館を含む複合施設の場合、共用部分は他用途との面積按分により当該博物館の延床面積として算定してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。博物館の設計業務の実績として博物館を含む複合施設を用いる場合、博物館単体部分の面積に加えて、共用部分のうち他用途との面積按分により博物館としてみなすことのできる面積を示す証憑となる資料を提出してください。
109	0	0	0	0	0	実施方針 本文	25	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	③施設の設計業務を行う者の参加資格要件の中には、歴史・郷土ミュージアムの展示設計業務を行う者を想定した実績に関する参加資格要件として、オ、「公開承認施設たる博物館に関する展示設計業務について、実績を有すること」との記載がありますが、⑦施設の建設業務を行う者の参加資格要件の中には、歴史・郷土ミュージアムの展示工事業務を行う者を想定した実績に関する参加資格要件が記載されておられません。貴市が実施方針等で掲げる歴史・郷土ミュージアムを確実に実現する為に、⑦施設の建設業務を行う者の参加資格要件のオとして、「公開承認施設たる博物館に関する展示工事業務について、実績を有すること」として、実績に関する参加資格要件を加えることは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
110	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅲ	6	2	個別の参加資格要件	④公園の工事監理業務を行う者として公園の工事監理実績の記載がありますが、一般的に公共発注の公園設計(当該公園同規模の地区公園レベル)業務においては、工事監理発注があることは稀かと思いますが、貴市において同様の業務発注を過年度に出件した実績があればご教授ください。	市では過去に同様の公園の工事監理業務を発注した実績はありません。
111	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園(街区公園は除く)であれば、面積は問わないと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
112	0	0	0	0	0	実施方針 本文	25	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	⑥公園の建設業務を行う者について、他の業務には規定されている「複数の事業者で業務を実施する場合」の参加資格要件に関する記述がありません。複数の事業者で公園の建設業務を行う場合の要件は、他の業務と同様に「アの要件はすべての者で該当し、イの要件は1人以上が該当すること」という認識でよいでしょうか。	当該項目は、「アの要件はすべての者で該当し、イの要件は1人以上が該当すること」とし、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
113	0	0	0	0	0	実施方針	25	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件 ⑥公園の建設業務を行う者	施工実績については、過去何年まで遡れるのでしょうか。	過去何年以内との制限はありません。
114	0	0	0	0	0	実施方針	25	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件 ⑥公園の建設業務を行う者	複数の企業が共同企業体を編成し応募する場合、いずれかの1社が参加資格要件を満たせばよろしいでしょうか。	No.112の回答を参照して下さい。
115	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	敷地面積が20,000㎡以上の新設又は改修工事とは、何の新設又は改修工事を指すのでしょうか。	都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園(街区公園を除く)における新設又は全面的な改修工事を想定していますが、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
116	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	公園の建設業務を行う者の法人としての参加資格の他、配置予定技術者等の資格、経験等の要件はあるでしょうか。	原文のとおりとします。なお、公園の建設業務については、建設業法第26条の2にのっとり専門技術者を配置して下さい。1級造園施工管理技士の資格を所持していることが望ましいと考えます。業務要求水準書(案)「IV. 8. (3)④」を更新したものを募集要項公表時に示します。
117	0	0	0	0	0	実施方針 本文	25	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	公園の建設業務を行う者の公園の工事実績は、過去何年以内という期限はないと考えてよろしいでしょうか。	No.113の回答を参照してください。
118	0	0	0	0	0	実施方針 本文	23	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	同一の専門会社が構成員又は協力企業として歴史・郷土ミュージアムの展示設計業務及び展示工事業務を行いたい場合、③施設の設計業務を行う者の参加資格要件の中には、ア.「建築設計の業種に関して八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有している者」との記載があり、⑦施設の建設業務を行う者の参加資格要件の中には、ア.「建築工事の業種に関して八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有している者」との記載がありますが、八王子市の建設工事等競争入札参加資格申請手続きにおいては、建築設計と建築工事の業種は、どちらか一方しか申請することができない業種の組み合わせになっている為、同一の専門会社が構成員又は協力企業として歴史・郷土ミュージアムの展示設計業務及び展示工事業務を行うことができない参加資格要件となっています。専門会社は建築設計と建築工事を組み合わせて申請できないことから、建築設計と内装仕上工事の業種に八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有しております。貴市の目指す施設設置目的を達成するために、また多様な事業者の参画をしやすいするために、⑦施設の建設業務を行う者の参加資格要件ア.に「建築工事又は内装仕上工事の業種に関しての八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有している者」として、内装仕上工事の業種を加えるなど条件変更いただくことは可能でしょうか。	御指摘を受けて、実施方針「Ⅲ. 6. (2)⑦施設の建設業務を行う者」に該当する参加資格要件を、「電子調達サービスによる建築工事の業種に関して八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有している又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。ただし、施設のうち展示にかかる建設業務を行う者については、電子調達サービスによる建築工事又は内装仕上工事の業種に関して八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有している又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。」とすることを想定しております。詳細は募集要項公表時に示します。
119	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	施設の建設業務を行う者の法人としての参加資格の他、配置予定技術者等の資格、経験等の要件はあるでしょうか。	原文のとおりとします。
120	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	図書館の建設業務を行う者の図書館の工事実績は、過去何年以内という期限はないと考えてよろしいでしょうか。	過去何年以内との制限はありません。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
121	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	図書館の建設業務の実績について、図書館を含む複合施設の場合、共用部分は他用途との面積按分により当該図書館の延床面積として算定してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。図書館の建設業務の実績として図書館を含む複合施設を用いる場合、図書館単体部分の面積に加えて、共用部分のうち他用途との面積按分により図書館としてみなすことのできる面積を示す証憑となる資料を提出してください。
122	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	博物館の建設業務を行う者の博物館の工事実績は、過去何年以内という期限はないと考えてよろしいでしょうか。	過去何年以内との制限はありません。
123	0	0	0	0	0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加資格要件	博物館の建設業務の実績について、博物館を含む複合施設の場合、共用部分は他用途との面積按分により当該博物館の延床面積として算定してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。博物館の建設業務の実績として博物館を含む複合施設を用いる場合、博物館単体部分の面積に加えて、共用部分のうち他用途との面積按分により博物館としてみなすことのできる面積を示す証憑となる資料を提出してください。
124	0	0	0	0	0	実施方針	25	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件 ⑦施設の建設業務を行う者	施工実績については、過去何年まで遡れるのでしょうか。	過去何年以内との制限はありません。
125	0	0	0	0	0	実施方針	25	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件 ⑦施設の建設業務を行う者	複数の企業が共同企業体を編成し応募する場合、いずれかの1社が参加資格要件を満たせばよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
126	0	0	0	0	0	実施方針 本文	25	Ⅱ	6	(2)	個別の参加資格要件	「⑦施設の建設業務を行う者」に記載の「コンソーシアム構成員としての建設業務の実績」は、特定建設工事共同企業体の出資比率については問わないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
127	0	0	0	0	0	実施方針 本文	25	Ⅲ	6	(2)	維持管理業務を行う者	維持管理業務を複数者にて行う場合、JVを組成するか、あるいはそれぞれの企業が単独で構成員、協力企業として参加するかは、どちらも可能と考えて宜しいでしょうか。	原文のとおりとします。
128	0	0	0	0	0	実施方針	25	Ⅲ	6	(2)	⑥維持管理を行う者	都市公園又は都市公園と類似した公園等における公園施設の維持管理業務を、自ら実施するか、又は、指定管理、業務委託等の形態により、単独企業又はコンソーシアムの構成企業としての実績を有していることとの記載がございしますが、都市公園法第2条2に記載されている公園施設の維持管理の実績があれば、よろしいでしょうか。	都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園(街区公園を除く)における維持管理実績を想定しています。なお、当該施設が都市施設であるか否かは問いません。
129	0	0	0	0	0	実施方針 本文	26	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	1,000㎡以上のホール・劇場・音楽堂との記載があるが、これは、建物の延床面積が1,000㎡以上の物であればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ホール、劇場又は音楽堂が単一用途である場合には、建物の延床面積が1,000㎡以上であることを示しています。また、複合施設の場合、ホール、劇場又は音楽堂の運営業務の実績としてホール、劇場又は音楽堂を含む複合施設を用いる場合、ホール、劇場又は音楽堂単体部分の面積に加えて、共用部分のうち他用途との面積按分によりホール、劇場又は音楽堂としてみなすことのできる面積が1,000㎡以上であることを示しています。後者の場合には、ホール、劇場又は音楽堂としてみなすことのできる面積を示す証憑となる資料を提出してください。
130	0	0	0	0	0	実施方針 本文	26	Ⅲ	6	2	⑧運営業務を行う者	エ 博物館法に定める登録博物館若しくは博物館相当施設以外の博物館で1000㎡以上の物を運営していることは要件に該当しますか？	原文のとおりとします。
131	0	0	0	0	0	実施方針 本文	26	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	運営業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)を有することと記載があるが、どのような資格をイメージされていますでしょうか。	業務要求水準書(案)に示す業務を遂行するにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)を想定しています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
132	0	0	0	0	0	実施方針 本文	27	Ⅲ	7	(1)	特別目的会社の設立等	本事業の事業用地をSPCの所在地として登記することは可能でしょうか。	特別目的会社の本店所在地を本施設の事業用地として登記することを妨げるものではありません。
133	0	0	0	0	0	実施方針 本文	27	Ⅲ	7	(1)	特別目的会社の設立等	本施設を特別目的会社の所在地として使用及び登記することは可能でしょうか。	No.132の回答を参照してください。
134	0	0	0	0	0	実施方針 本文	27	Ⅲ	7	(1)	特別目的会社の設立等	「特別目的会社の本店所在地は、本事業の期間を通じて八王子市内に置くこととする。」とありますが、本施設の供用開始以降に、特別目的会社の本店所在地を本施設とすることは可能でしょうか。	No.132の回答を参照してください。
135	0	0	0	0	0	実施方針	27	Ⅲ	7	(1)	特別目的会社の設立等	特別目的会社は、八王子市内に設立し、特別目的会社の補填所在地は、本事業の期間を通じて八王子市内に置くこととする。とありますが、施設完成後に本事業用地に移すことは可能でしょうか。	No.132の回答を参照してください。
136	0	0	0	0	0	実施方針 本文	27	Ⅲ	7	(2)	特別目的会社の設立等	「会計監査人を設置する株式会社」の設置を求めています が、外部の独立監査人(公認会計士又は監査法人)による計算書類の監査を受ける場合には、会計監査人の設置は任意であるとの理解でよろしいでしょうか。 上記は以下①～③の理由によります。 ①PFI事業のSPCは、会計監査人の設置が義務付けられている大会社と異なり、不特定多数の株主及び債権者が存在せず、会社法上の大会社と同様の経営規模・体制になることは想定されません。 ②本要求が意図するところは、SPCが作成し貴市に提出する計算書類の公正・正確性を担保することを目的としているものであり、公認会計士又は監査法人が独立監査人として実施する計算書類の監査によって、会計監査人による会社法上の法定監査結果と違いは生じない(公正・正確性は担保される)こと。 ③大会社を想定した法定監査に対応する場合、事業規模に不相応なコストがSPCに発生すること。	原文のとおりとします。
137	0	0	0	0	0	実施方針 本文	27	Ⅱ	7	(2)	特別目的会社の設立等	仮契約締結までに・・・特別目的会社を設立し」とありますが、特別目的会社の設立のための期間(基本協定締結から仮契約締結までの期間)はどの程度の期間を想定されていますでしょうか。	御意見を踏まえ、募集要項公表時に公表します。
138	0	0	0	0	0	実施方針 本文	27	Ⅱ	7	(2)	特別目的会社の設立等	特別目的会社は閉鎖会社であることとされていますが、ここでいう閉鎖会社とは、株式非公開会社で、株式には譲渡制限が定められている株式会社と理解して宜しいでしょうか。	閉鎖会社は、公開会社でない株式会社を指します。
139	0	0	0	0	0	実施方針 本文	29	Ⅳ	3		地域への貢献	地域貢献の雇用促進や市内調達等の記載ありますが、市内雇用、市内発注額、および市内企業の参画等が評価の対象となる理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。詳細は募集要項公表時に公表する「優先交渉権者決定基準」において示します。
140	0	0	0	0	0	実施方針	29	Ⅳ	3	(1)	地域への貢献 市内事業者	市内事業者とは、八王子市内に本店(本社)、支店(支社)、営業所等の拠点がある事業者との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
141	0	0	0	0	0	実施方針	29	Ⅳ	3	(2)	地域への貢献 地元企業	地元企業とは、八王子市内に本店(本社)、支店(支社)、営業所等の拠点がある企業との理解でよろしいでしょうか。	No.140の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
142	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	36	—	—	—	凡例(見出し下)	「△:リスクが顕在化した場合に限定的に負担する」について、市とPFI事業者両方に△がついているリスクについては、そのリスクを双方で負担しようという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
143	0	0	0	0	1	実施方針 別紙2 リスク分担表	36	1	8		住民対応リスク	解体工事(特に既存外塀・擁壁部分)については、一定の騒音・振動は避けられないため解体工事に関しての住民反対運動等への対応リスクは市の負担という理解でよろしいでしょうか。	本事業そのものに関する住民対応リスクについては御理解のとおりです。募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
144	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1	36	12			税制変更リスク	事業所税について、本事業は公共事業で事業主体は貴市であり、事業者は指定管理として事業を実施することから、特別目的会社に事業所税は課税されないとの認識でよろしいでしょうか。	免税点を超えた場合は課税対象となります。詳細については、本市財政部住民税課へお問い合わせください。
145	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	36	1	11		税制変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更において、増税開始時期(期中含む)での増税などとなった場合、市のPFI事業者に対する支払額も増税分増額されるという理解で問題ないでしょうか。	税制変更リスクに関し、消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更に関するものは、市がリスクを負担することを想定しています。募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
146	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	36	1	11		税制変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更において、特に増税になった場合に、市はPFI事業者に対して事業運営費の「税抜き」価格の値下げ交渉をしない場合は、増税分はすべて市の負担という認識でよいでしょうか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
147	0	0	0	0	0	実施方針 別紙	36		1		共通	「環境リスク」の「既存建物の解体撤去時」には、計画敷地内の土中・外構・その他に含まれる、与条件に明示していない有害物質や地中障がい等が含まれると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
148	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	36	1	25		物価変動リスク	「一定以上の急激な物価変動によるコストの変動に関するもの」については、「リスクが顕在化した場合に市とPFI事業者双方が限定的に負担する」とありますが、一定以上の考え方について計算式等算出方法等具体的に貴市の考えをお示ください。	募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
149	0	0	0	0	1	実施方針別紙1 リスク分担表(案)	36	1	25			一定以上の急激な物価変動によるコストの変動に関するものについて、市・PFI事業者の双方が限定的に負担する形になっていますが、物価変動に関する明確なルール(物価変動に使用する指標や変動期間の設定、基準日など)は今後示されるのでしょうか。	募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
150	0	0	0	0	1	実施方針 リスク分担表 (案)	36	別紙1	NO2 5		物価変動リスク	「一定以上の急激な物価変動」とありますが、施設整備費はいつ時点の物価を基点として物価変動リスクをどのような計算式で計上されますでしょうか。PFI事業は、予算化されるタイミングと事業者が調達するタイミングにタイムラグが非常に大きく、昨今特に建設資材の高騰が著しい状況にあります。施設整備費の物価変動リスクにつきましては、実際の変動リスクに対し、官民が公平に負担できる条件設定をお願い致します。	御意見として承り、募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
151	0	0	0	0	1	別紙1	36	1	25		物価変動リスク	一定以上の急激な物価変動によるコストの変動に関するものとの記載がございますが、維持管理・運営期間において物価変動に使用する指数は維持管理業務の点検費等においても大半が人件費によるため維持管理業務に従事する人員の人件費と相関関係が高い以下の物価変動指数を採用していただきますようお願いいたします。 「厚生労働省の毎月勤労者統計調査 賃金指数 就業形態別きまって支給する給与 一般労働者30人以上。」	御意見として承り、募集要項公表時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
152	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表	36	1	28		資金調達リスク	P.11に記載されている補助対象額の金額、支払い時期等が落札者決定後に当初の予定と違ってきた場合、事業者に生じた費用については市にご負担いただけますでしょうか。	資金調達リスクに関し、市が調達すべき資金の調達に失敗した場合は、市がリスクを分担することを想定しています。募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
153	0	0	0	0	1	別紙1	36	1	30		不可抗力リスク	不可抗力などの理由により契約締結が遅延、中止となる場合、市とPFI事業者がリスクが顕在化した場合に限定的に負担することとされていますが、その負担割合は年間維持管理・運営費の100分の1までは事業者とし、それを超えるものは市の負担としていただけませんか。また、不可抗力の事業者の負担は、一回の事象ではなく、年間の累計としていただけませんか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
154	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	37	1	30		不可抗力リスク	「不可抗力」の内容として「テロ、暴動、天災等」が挙げられていますが、新型コロナウイルス等の感染症の拡大も不可抗力に含まれると考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
155	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	37	1	30	—	不可抗力リスク	不可抗力には新型コロナウイルス感染症等のパンデミックも含まれますでしょうか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
156	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	37	1	30		不可抗力リスク	疫病は不可抗力リスクに含まれると考えてよいでしょうか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
157	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	37	1	30		不可抗力リスク	将来、新型コロナウイルスと同様の疫病などが発生し建築および開館準備の遅れなどにより想定外の経費支出が生じた場合、市及びPFI事業者協議の上負担方法決めるという理解でよいでしょうか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
158	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	37	1	30		不可抗力リスク	テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するリスクは市とPFI事業者が「限定的に負担する」とありますが、災害時等においてPFI事業者が災害時対応を行う事業経費が、当該年度のサービス対価を上回る場合も想定されます。サービス対価を上回る分は、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
159	0	0	0	0	1	実施方針 別紙2 リスク分担表	37	3	39		解体撤去リスク	解体工事(特に既存外塀・擁壁部分)については大きな騒音・振動が発生することが想定され、事業者のみによる近隣住民への対応・説明では不十分で近隣住民が納得しない可能性もあります。近隣対応につきましては、市も積極的な関与をしていただけますでしょうか。	近隣対応については、市も積極的な関与を行うことを想定しています。あわせて、No.143の回答も参照してください。
160	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	37	3	47		工事費増減リスク	材料等の価格高騰などで、入札時と比べ工事費が増加した場合のリスク負担は市と考えてよろしいでしょうか。	材料等の価格高騰については物価変動リスクに含むことを想定しておりますが、一定以上の急激な物価変動によるコストの変動に関するリスク分担については、募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
161	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	37				リスク分担表(案)	開館準備業務におけるリスク分担(案)の記載がありません。要求水準は満たしていても、市が必要と考える開館準備業務の費用と事業者が十分と考える費用に乖離が発生した場合は、リスク負担は市と考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
162	0	0	0	0	1	実施方針別紙	37	4			リスク分担 4. 維持管理・運営段階	No.52の地震等天災による場合は市が負担者となっているが、No.80の修繕費が予想を上回った場合について、地震等天災に起因するものの修繕費はNo.52の考え方が適用されると理解して良いか	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
163	0	0	0	0	1	別紙1	38	4	54		所蔵品管理リスク	「所蔵品が、他館等への貸出によって館外にある場合に、PFI事業者の責によって盗難・毀損した場合」で、盗難・毀損が第三者によって引き起された場合には、事業者は当該第三者への求償を実施することができるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりですが、詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
164	0	0	0	0	1	別紙1	38	4	54		所蔵品管理リスク	「所蔵品が、他館等への貸出によって館外にある場合に、PFI事業者の責によって盗難・毀損した場合」で、不可抗力により毀損した場合は、事業者の負担割合は、発生するのでしょうか。	原則として御理解のとおりですが、詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
165	0	0	0	0	1	別紙1	38	4	54		所蔵品管理リスク	「所蔵品が、他館等への貸出によって館外にある場合に、PFI事業者の責によって盗難・毀損した場合」に関し、所蔵品へ保険を付保するため、所蔵品の評価価格をご開示願います。もし、評価価格を開示することが不可能でしたら、事業者のリスクから除外していただけますでしょうか。	参考データとして、郷土資料館の所蔵品の評価額の一覧を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
166	0	0	0	0	1	別紙1	38	4	54		所蔵品管理リスク	「所蔵品が、他館等への貸出によって館外にある場合に、PFI事業者の責によって盗難・毀損した場合」で伝統工芸品や文化財などの所蔵品は、一般流通価格がないため、評価価格が無いと保険金額の算定が困難です。評価価格の算定が難しい場合、事業者が賠償しなければならない金額の想定をお示しいただけますでしょうか。	No.165の回答を参照してください。
167	0	0	0	0	1	別紙1	38	4	58		預託品管理リスク	「寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、自館の施設内で、PFI事業者の責によって盗難・毀損した場合」で、盗難・毀損が第三者によって引き起された場合には、事業者は当該第三者への求償を実施することができるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりですが、寄託資料や長期借用資料についてはPFI事業者による付保が前提となります。詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
168	0	0	0	0	1	別紙1	38	4	58		預託品管理リスク	「寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、自館の施設内で、PFI事業者の責によって盗難・毀損した場合」で、不可抗力により毀損した場合は、事業者の負担割合は、発生するのでしょうか。	原則として御理解のとおりですが、詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
169	0	0	0	0	1	別紙1	38	4	58		預託品管理リスク	「寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、自館の施設内で、PFI事業者の責によって盗難・毀損した場合」で伝統工芸品や文化財などの所蔵品は、一般流通価格がないため、評価価格が無いと保険金額の算定が困難です。評価価格の算定が難しい場合、事業者が賠償しなければならない金額の想定をお示しいただけますでしょうか。	参考データとして、郷土資料館の寄託資料や長期借用資料の評価額のうち開示できるものを募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。なお、現在市が付保している寄託資料や長期借用資料の詳細は、市が、選定されたPFI事業者に対して開示することを想定しています。
170	0	0	0	0	1	別紙1	38	4	62		展示品管理リスク	「他館から借り受けて展示している展示品が、自館の施設内で、PFI事業者の責によって盗難・毀損した場合」で、盗難・毀損が第三者によって引き起された場合には、事業者は当該第三者への求償を実施することができるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりですが、他館から借り受けて展示している展示品についてはPFI事業者による付保(オールリスク補償かつwall to wall)が前提となります。詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
171	0	0	0	0	1	別紙1	38	4	62		展示品管理リスク	「他館から借り受けて展示している展示品が、自館の施設内で、PFI事業者の責によって盗難・毀損した場合」で、不可抗力により毀損した場合は、事業者の負担割合は、発生するのでしょうか。	原則として御理解のとおりですが、詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
172	0	0	0	0	1	別紙1	38	4	62		展示品管理リスク	「他館から借り受けて展示している展示品が、自館の施設内で、PFI事業者の責によって盗難・毀損した場合」で伝統工芸品や文化財などの所蔵品は、一般流通価格がないため、評価価格が無いと保険金額の算定が困難です。評価価格の算定が難しい場合、事業者が賠償しなければならない金額の想定をお示しいただけませんでしょうか。	他館(所蔵者)から借り受けて展示している展示品の評価額は所蔵者が個別に設定しているためお示しできません。付保額を含めた特別展費用はサービス対価に含まれます。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
173	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	38	4	64		資料盗難・紛失リスク(憩いライブラリ)	「開架資料数の1%」について、このリスクは事業期間満了時の累積損失を基に負担するのか、毎年度ごとの損失状況に応じて負担するのかなど、リスク負担のタイミング等についてご教示ください。	「開架資料数の1%」については、事業期間満了時の不明率を基に、判断することを想定しております。また、負担額については、事業期間満了時の事業費の清算手続の際に算出することを想定しております。あわせて、業務要求水準書(案)「VII-3.4.(1)④ウ」に蔵書点検に関する要求水準を設けていますので参照してください。
174	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1. リスク分担表(案)	38	4	65		資料盗難・紛失リスク(憩いライブラリ)	「開架資料数の1%を超える盗難・紛失(市の責めに帰すべき事由によるものを除く)」とありますが、1%の設定とする理由についてご提示をお願いします。	「開架資料数の1%」については、市内各図書館における開架資料の不明率を参照し、あわせて、市内各他図書と異なり蔵書貸出を行わない憩いライブラリの特性を踏まえて市として検討した数値です。なお、市内各図書館における開架資料の不明率は年単位であっても1%を大きく下回っています。
175	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	38	4	65		資料盗難・紛失リスク(憩いライブラリ)	本ライブラリは従来の図書館と運営上の前提が異なるため、開館前の段階で資料盗難・紛失リスクを正確に見積ることは困難と考えます。要求水準書にリスク分担の基準となる紛失率を明記するのではなく、開館後数年の実績で市・PFI事業者のリスク負担のあり方を協議することが望ましいと考えますが、市の考えをお示しください。	No.174の回答を参照してください。
176	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	38	4	65		資料盗難・紛失リスク(憩いライブラリ)	開架資料数の1%を超える盗難・紛失(市の責めに帰すべき事由によるものを除く)はPFI事業者にリスク設定がなされていますが、1%に設定された根拠をお示しください。	No.174の回答を参照してください。
177	0	0	0	0	1	実施方針別紙	38	4			リスク分担 4. 維持管理・運営段階	資料盗難・紛失リスク(憩いライブラリ)について、1%の設定根拠はどのようなものでしょうか。また八王子市内の図書館の資料盗難・紛失の割合はどの程度なのかをお示しいただきたい	No.174の回答を参照してください。
178	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	38	4	65		資料盗難・紛失リスク(憩いライブラリ)	「開架資料数の1%を超える盗難・紛失」の判定基準について。盗難・紛失数とは全ての運営期間(15年間)を通じての数でしょうか。それとも運営期間内の年度単位でしょうか。	No.173の回答を参照してください。
179	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1. リスク分担表(案)	38	4	65		資料盗難・紛失リスク(憩いライブラリ)	憩いライブラリの開架資料は貸出を行わないとなっているため、貸出処理、盗難防止、蔵書点検等にも利用できるICタグ等の導入を想定しているでしょうか？	盗難防止のため、資料の公園への持ち出しや返却の際には、「受付」をすることとしています。「受付」については、人の処理か、システムによる処理かは、事業者側の提案に委ねており、必ずしもICタグ等の導入を想定しているものではありません。あわせて、業務要求水準書(案)「VII-3.4.(1)③ア」ならびに業務要求水準書(案)別添資料1「各室諸元表」を参照してください。
180	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1. リスク分担表(案)	38	4	65		資料盗難・紛失リスク(憩いライブラリ)	盗難防止のためのシステムや機器について、市立図書館の使用する図書館システムと連携したシステムの導入の提案が採用された場合、開館時の市立図書館システムが想定できないことから、貴市と調整をすればよろしいでしょうか？	盗難防止のためのシステムや機器について、既存の図書館システムとの連携を要する場合には、導入前に、市とPFI事業者との間で調整を行う必要があると考えております。
181	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1. リスク分担表(案)	38	4	67		施設利用者変動リスク	利用収入が想定されていない憩いライブラリの利用者数が想定を大きく超える利用がある場合に、何か貴市との協議の上で事業費等の増加などの可能性はあるでしょうか？	施設利用者の変動等の取扱の詳細については、募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
182	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	38	4	66		施設利用者変動リスク	「施設利用者数の変動に伴う PFI 事業者収入の増減リスクはPFI事業者の負担」とありますが、地震・台風などの天災や感染症の流行等で長期休館や利用者の長期的な減少なども想定されます。その際、事業中止期間に本来得られたはずの利用料金収入と、業務未執行により支出されなかった費用の差額について、市から何らかの方法で補填が行われると考えてよろしいでしょうか？	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
183	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	38	4	69		利用者対応リスク	運営における利用者からの苦情、利用者間のトラブル等、利用者対応に関するものはPFI事業者のリスクとありますが、本施設内に勤務する市職員の言動等に起因するものは市のリスクと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
184	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	38	4	80		施設・設備・什器・備品等リスク	「修繕費が予想を上回った場合」においてはPFI事業者の負担とありますが、No.52「地震等天災による場合」は市が負担するとあるため、地震等天災による修繕費が予想を上回った場合のリスクは市という理解でよいでしょうか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
185	0	0	0	0	1	リスク分担表案	39			83	維持管理リスク	不可抗力には、新型コロナウイルス等感染症による影響により収支悪化を補填頂くことも含まれますか？	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
186	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1	39	86			事故等リスク	本事業はBTO方式であり施設引渡後の火災等のリスクは貴市で加入される火災保険や共済等でカバーされるため、施設引渡後におけるリスク分担は貴市との理解で宜しいでしょうか。	市では建物損害保険に加入しますが、火災等のリスクは市とPFI事業者の両者のリスクであることを想定しています。
187	0	0	0	0	1	実施方針 別紙1 リスク分担表(案)	38	4	89		技術革新リスク	「八王子市図書館情報システムの更新・陳腐化に関するもの」は市負担とのことですが、仮に提案者の提案内容などに基き本事業開始にあたり図書システムの改修が必要となった場合であってもPFI事業者の費用ではなく市負担で対応いただくという理解でよいでしょうか。別添資料10「憩いライブラリ管理運営方針」2ページに「既存の図書館にとられない分類方法を活用した配架を行う」とあり、既存の図書システムの変更が必要となる可能性を懸念しております。	本事業の開始にあたっての図書館システム機器の選定・購入は市で行うため、PFI事業者による改修は不要です。その後のシステムの更新・陳腐化に関するリスク分担についての詳細は、募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
188	0	0	0	0	2	実施方針 別紙2	40	1			建設業務等に係る保険	保険の付保の主体(契約者)を、PFI事業者から当該業務を受託する構成員または協力企業とすることもお認めいただけますでしょうか。	御意見として承り、募集要項公表時に示します。
189	0	0	0	0	2	実施方針 別紙2 PFI事業者として付保すべき保険の条件	40	1			建設業務等に係る保険	事業契約等に関して、契約保証金に代えて、公共工事履行保証保険に加入することは認められるでしょうか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
190	0	0	0	0	2	実施方針 別紙2 PFI事業者として付保すべき保険の条件	40	1			建設業務等に係る保険	保険の付保にあたっては、一部の保険については、PFI事業者(特別目的会社)ではなく、各業務を担当する企業が個別に加入している包括保険等に対応することでもよろしいでしょうか。	御意見として承り、募集要項公表時に示します。
191	0	0	0	0	2	実施方針 別紙2	40	2			開業準備期間及び維持管理・運營業務等に係る保険	保険の付保の主体(契約者)を、PFI事業者から業務を受託する構成員または協力企業とすることもお認めいただけますでしょうか。	御意見として承り、募集要項公表時に示します。
192	0	0	0	0	2	実施方針 別紙2	40	2			保険の付保	維持管理を行う企業と、運營業務を行う企業が異なる場合、両者合わせて「2. 開業準備期間及び維持管理・運營業務等に係る保険」の付保を満たしていれば良いでしょうか。	原則として御理解のとおりです。詳細は募集要項公表時に示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
193	0	0	0	0	2	実施方針 別紙2 PFI事業者として付 保すべき保険の条件	40	2			開館準備期間及び維持管 理・運営業務等に係る保険	PFI事業者が付保すべき保険内容について、それぞれの保険 内容の規定は特に設けず、PFI事業者が任意の条件で付保 すればよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりです。詳細は募集要項公表時に示 します。
194	0	0	0	0	2	実施方針 別紙2 PFI事業者として付 保すべき保険の条件	1	2			開業準備期間及び維持管 理・運営業務等に係る保険	歴史・郷土ミュージアムの資料に対する保険は、サービス対 価に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。その場合、保険 料の積算根拠となる評価額等の資料や、現状加入されている 保険等の実績値などについて、入札公告時にお示しいただけ ると考えてよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりです。参考データとして、郷土資料 館の所蔵品の評価額の一覧、寄託資料や長期借用資料の評 価額のうち開示できるものを募集要項公表時に守秘義務対 象開示資料として示す予定です。
195	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	2	I	2	(1)	事業期間(予定)	開館準備期間は何ヶ月程度を想定していますでしょうか。	No.69の回答を参照してください。
196	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	3	I	2	(4)	本施設の整備コンセプト	「社会変化に柔軟に対応できる施設整備や運営方法を取り入 れる～」とありますが、社会変化とは具体的にどのようなこと を想定されておりますでしょうか。	健康や家族、暮らしや働き方の変化などを社会変化と捉えて いますが、事業者側で判断して提案いただきたいと考えてい ます。
197	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	4	I	2	(4)	① 中心となる機能 憩いライブラリ機能	「～建物内や公園等、どこでも読書に親しめる「利用促進・滞 在機能」とあるが、PFI事業者が調達する書籍等資料及び貸 出図書の資料盗難・紛失リスクは「どこでも読書に親しめる機 能」と相反する部分があると考えます。具体的に市が求める管 理基準など明示いただきたい。	公園施設内までは持ち出しを可とし、公園に持ち出す場合 には手続きを行っていただくことを想定しています。ただし、盗 難や紛失リスクは発生することから、市とPFI事業者との間で のリスク分担を検討しており、詳細は募集要項公表時に公表 する「事業契約書(案)」において示します。
198	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	7	I	2	(6)	事業の範囲	開館準備業務において、【憩いライブラリ及び交流スペース】 選書業務(開館後を含む)は市が実施する業務とされていま す。 一方、P.87ではPFI事業者の業務として収集資料の選書が 記載されていますが、どちらが正しいでしょうか。	PFI事業者は市の資料収集方針に基づき、年間資料収集計 画及び蔵書管理計画を策定した上で選書を行います。市で はそれらの確認及び承認を行いますので、どちらも選書業務 に携わることとなります。
199	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	7	I	2	(6)	事業の範囲	開館準備業務において、【憩いライブラリ及び交流スペース】 小展示等の開館準備業務(開館前)は市が実施する業務とさ れています。 一方、P.89ではPFI事業者の業務として①小展示の準備が 記載されていますが、どちらが正しいでしょうか。	小展示等の開館準備業務(開館前)は、PFI事業者の業務で すので、業務要求水準書(案)「I.2.(6)」で市が実施する 業務として記載している「小展示等の開館準備業務(開館 前)」の記載を削除し、本項目を更新したものを募集要項公表 時に示します。
200	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	7	I	2	(6)	事業の範囲	市が実施する業務表の下に、「本事業の事業用地内におい て、市は、本施設の整備に必要な市道を新設するため(略)」 との記載があります。図I-1に示されている「新設道路」は、 市が設計・整備(舗装含む)を実施するとの理解でよろしいで しょうか。	御理解のとおりです。
201	1	0	0	0	0	要求水準書(案) 本 文	8	I	2	(6)	事業の範囲	図I-1の新設道路は車道整備を示すと考えてよろしいで しょうか。	御理解のとおりです。なお、あわせて、業務要求水準書(案) 別添資料2「廃道に伴う影響部分の整備について」を参照し てください。
202	1	0	0	0	0	要求水準書(案) 本 文	8	I	2	(6)	事業の範囲	図I-1の「新設道路」と、地区計画の「歩道状空地」の位置 関係は提案によると考えてよろしいでしょうか。	図I-1に示す新設道路は八王子市にてその位置を決定しま す。あわせて業務要求水準書(案)別添資料2「廃道に伴う影 響部分の整備について」を参照してください。地区計画におけ る歩道状空地指定位置は本事業区域に含まれておりません。 さらに、地区施設ではない任意の歩道状空地を設ける提案を 妨げるものではありません。また、業務要求水準書(案)別添 資料14「敷地測量図」ならびに別添資料24「歩道状空地参 考位置図」にも関連情報を掲載していますが、同資料の内容 は、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示しま す。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
203	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	9	Ⅱ	1	2	敷地条件	用途地域及び地区計画区域の境界位置が分かる資料を提供頂けないでしょうか。	八王子市のホームページを参照してください。 <a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/005/10101/p006957_d/fil/124koyasu3.pdf">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/005/10101/p006957_d/fil/124koyasu3.pdf</a>
204	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	9	Ⅱ	1	(2)	敷地条件	用地G・・・用地Aの一部の埋蔵文化財包蔵地は令和4年度に貴市が発掘調査を実施、とありますが調査結果の公表はいつ頃を予定されていますでしょうか。	調査結果本文の提示は、令和4年度末頃を想定しています。調査結果概要版の提示については、調査結果本文に先立って提示できるよう検討しています。
205	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	10	Ⅱ	2	-	開館時間・開館日	(1)～(5)に各施設の休館日について記載がありますが、メンテナンスに関する休館日については記載の休館日を原則として事業者側で設定できるものとして考えてよろしいでしょうか。	メンテナンスの休館日の設定については、市が、選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。なお、関係機関への説明や、市広報紙による市民等へ情報提供などの事務手続きが必要と考えています。
206	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	10		2	(1)	集いの拠点	開館日及び開館時間について、交流スペースの設定に合わせたものという理解でよろしいでしょうか？	開館日については、集いの拠点(本施設)と交流スペースとの設定を合わせたものでありますが、施設全体の集客効果の良きバランスを考慮した開館時間の設定等の提案を期待しています。
207	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	10	Ⅱ	2	(1)	②開館時間	開館時間は、事業者からの提案として、当提案に含まれますでしょうか。それとも開業準備期間に協議の上決定ということになりますでしょうか。	業務要求水準を充足する限りにおいて、開館時間も含めて事業者の提案を求めます。
208	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	10	Ⅱ	2	(2)	みんなの公園	②開園時間:みんなの公園の開園時間は終日とありますが、行為許可が必要な利用及びその受付については、事業者で適切な時間帯を設定してもよろしいでしょうか。	原則的にはPFI事業者で適切な時間帯を設定していただきますが、その際は、市と選定されたPFI事業者との間で協議の上で決定していきたいと考えています。
209	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	10		2	(2)	みんなの公園	公園の管理室の利用者対応時間については事業者の提案となりますか？市としての想定がございましたらお示し下さい。	事業者の提案を求めますが、現時点では、集いの拠点(本施設)の開館時間と同一であることを想定しています。
210	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	10	Ⅱ	2	(2)	開館時間・開館日	「下記を原則として、PFI事業者が定めるものとする」とありますが、施設の維持管理上(設備メンテナンス等を実施するため)、年末年始以外にも全館休館日を設けたい場合は、貴市と相談の上、設定することは可能という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
211	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	10	Ⅱ	2	(5)	歴史・郷土ミュージアム	①「開館日」について、「毎週月曜日(祝日と重なる場合は翌日火曜日)以外※活動展示室、体験展示室、キッズスペース、郷土ラボ・レファレンスは除く」とありますが、これらの諸室については、毎週月曜日を定休日としない(ライブラリーや交流スペースに準ずる)という理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。業務要求水準を充足する限りにおいて、開館日も含めて事業者の提案に委ねます。
212	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	10	Ⅱ	2	(5)	歴史・郷土ミュージアム	①「開館日」について、「毎週月曜日(祝日と重なる場合は翌日火曜日)以外※活動展示室、体験展示室、キッズスペース、郷土ラボ・レファレンスは除く」とありますが、これらの諸室について毎週月曜日を定休日としない(ライブラリーや交流スペースに準ずる)場合、歴史文化ミュージアム休館日の利用に当たるため、ミュージアム入館料は適用せず、当該諸室を無料エリアとすることが望ましいということになりますでしょうか。	歴史・郷土ミュージアムの入館料を徴収する対象は常設展示室及び企画展示室、特別展示室です。なお、御指摘の諸室については、歴史・郷土ミュージアムの開館の有無にかかわらず、利用の態様により施設利用料の徴収対象となる可能性があります。
213	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	11	Ⅱ	2	(6)	サービス施設	(6)サービス施設とは、どの施設が該当するのでしょうか。	カフェやショップなどの施設を想定しています。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
214	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	11		2	(7)	※印	年末年始にみんなの公園にてイベントを実施する場合において、サービス施設を営業することも可能ということでしょうか？	御理解のとおりです。
215	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	15	Ⅱ	4	(3)	事業の調整等に関する事項	統括マネージャーは、事業の段階に応じて交代(例えば設計段階では設計企業から、建設段階では建設会社から、運営段階では運営企業から選任する等)は可能でしょうか。	業務要求水準書(案)「Ⅱ. 4. (3)」に示す責任者(統括マネージャー)は、同「Ⅲ. 1. 」に示す統括マネジメント業務が意図する内容(施設全体の連続性を図り、契約、設計及び建設から運営に至るまで、包括的にマネジメントする)を事業期間を通して実現していただくことから、原則として、統括マネージャーの交代を認めません。
216	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	16	Ⅱ	4	(4)	経営管理に関する事項	運営計画の策定とありますが、運営業務についての計画でしょうか。または設計・建設・維持管理も含めた事業全体を対象とするものでしょうか。	事業全体を対象とする運営計画を示しています。
217	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	16	Ⅱ	4	(4)	経営管理に関する事項	中期運営計画は当該計画開始年度の6か月前までに提出することとありますが、事業契約締結後30日以内に長期運営計画を提出することとなっているため、当初の中期運営計画はいつまでに提出することとなるのでしょうか。	御意見を踏まえ、中期運営計画は当該計画開始年度の6か月前までに提出することとし、ただし、初回の中期運営計画は事業契約締結後30日以内に提出することを想定しており、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
218	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	16	Ⅱ	4	(6)	経営管理に関する事項	②運営計画の策定 イ中期運営計画の提出日は、当該計画開始年度の6か月前までとなっていますが、開館予定日を含む年度の前年度の9月30日までという理解でよろしいでしょうか。	No.217の回答を参照してください。
219	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	16	Ⅱ	4	(4)	経営管理に関する事項	業務日報を作成し報告することとされていますが、設計業務や建設業務においても業務日報により貴市に日々報告することが求められるのでしょうか。	設計・建設業務において業務日報を求めるものではありません。
220	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	17	Ⅱ	4	(4)	年報	「公表すること」とありますが、公表する主体は貴市という理解でよろしいでしょうか。	公表する主体は「八王子駅南口集いの拠点」を想定しています。
221	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	17	Ⅱ	4	(4)	④官民会議体への参画	「市、PFI 事業者、有識者等で構成される官民会議体に参画すること」とありますが、官民会議体の設置は事業者であるということでしょうか？	御理解のとおりです。
222	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	17	Ⅱ	4	(4)	経営管理に関する事項	④官民会議体への参画において、「(5)③」で定めるPFI事業者の責任者は、本事業の全期間にわたって、市、PFI 事業者、有識者等で構成される官民会議体に参画すること。」とありますが、どの責任者がどの会議体に出席するかは提案によって考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
223	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	17	Ⅱ	4	(4)	経営管理に関する事項	④官民会議体は「市、PFI 事業者、有識者等で構成される」とありますが、貴市で想定されている「有識者」の会議体における位置付け、役割、責任区分等をご教示ください。	募集要項公表時に示すことを想定しています。
224	1	0	0	0	0	要求水準書(案)本文	17	Ⅱ	4	(4)	官民会議体への参画	図 I - 1の「設計・建設協議会」は、設計・建設業務期間内のみ設置され参画が必要になると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、「設計・建設協議会」の参加者や開催頻度は、設計や建設の進捗状況により決定したいと考えていますので、現時点では未定です。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
225	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	17	Ⅱ	4	(4)	経営管理に関する事項	官民会議体について、責任者が全ての官民会議に参加する必要はなく、会議に合わせ必要な責任者が参加する理解でよろしいでしょうか。また、「設計・建設協議会」について、必須参加者や頻度について具体的にありましたら、ご教示ください。	設計業務、建設業務、解体撤去業務、工事監理業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務それぞれの会議体を行うことを想定しています。円滑に各業務を行うため、各業務の責任者に出席していただくことを想定しています。なお、「設計・建設協議会」の参加者や開催頻度は、設計や建設の進捗状況により決定したいと考えていますので、現時点では未定です。
226	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	17	Ⅱ	4	(4)	経営管理に関する事項	⑤利用料金の設定及び収受において、「利用料金等はPFI事業者が収受、記録、管理する」とありますが、SPCが収受するとSPCの収支が計画に対し変動してしまうため、運営企業もしくは維持管理企業等が収受することとし、記録及び管理はSPCとして行うという理解でよろしいでしょうか。	地方自治法第244条の2第8項にあるとおり、「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」の定めにより、本事業における利用料金の収受は指定管理者たるPFI事業者が行います。
227	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	17	Ⅱ	4	4	PFI事業者に係る基本的事項	任意事業の実施については市と協議の上利用料金の設定を行うことであるが、カフェのメニューについても協議が必要ということでしょうか。	カフェのメニューは提案に委ねますが、原則として、事業開始にあたり、利用料金の設定を行う業務を実施するには市とPFI事業者との間で協議することを想定しています。なお、事業期間中は必ずしも同様の協議を行うことは必須ではありませんが、業務の報告に含めていただくことを想定しています。
228	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	18	Ⅱ	4	(5)	(エ)事務職員	事務職員は特別目的会社で直接雇用ではなく、構成員や協力企業で雇用する社員を事務職員として配置してもよろしいでしょうか。	事務職員は、本事業の対象となる各業務を包括的に管理するために必要な能力・資質・経験を有する者を配置することが求められます。詳細は募集要項公表時に示します。
229	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	18		(5)	③	責任者の配置	各責任者について、資格や実績等は特段求めないという理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
230	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	18	Ⅱ	4	(5)	実施体制	③責任者の配置 各責任者について常勤・専従等の条件があればご教示ください。	統括マネージャーは常駐の条件がありますが、その他責任者等には常駐を求めません。
231	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	18	Ⅱ	4	(5)	実施体制	それぞれの責任者において、必要となる保有資格があればご教示ください。	No.229の回答を参照してください。
232	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	18	Ⅱ	4	(5)	③責任者の配置	各業務責任者については、保有資格や業務経歴等何か要件はございますでしょうか。	No.229の回答を参照してください。
233	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	18	Ⅱ	4	(5)	実施体制	総括責任者と統括マネージャーは兼務でも良いのでしょうか。	総括責任者と統括マネージャーは兼任を妨げるものではありません。
234	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	18	Ⅱ	4	(5)	実施体制	③責任者の配置に、以下に定める責任者を各1名選任し、配置することとありますが、一人が複数の責任者を兼ねることは可能でしょうか。(例えば建設業務責任者と解体撤去業務責任者は同一の者でも良い等)	業務要求水準を充足する限りにおいて御理解のとおりです。
235	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	18	Ⅱ	4	(5)	③責任者の配置	各業務責任者は兼務可能でしょうか。また、統括マネージャー以外の各業務責任者については、選任すればよく、施設常駐・非常駐については、事業者判断という認識でよろしいでしょうか。(「配置」というのは、施設に常駐するという意味合いでしょうか)	No.230及びNo.233の回答を参照してください。
236	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	18	Ⅱ	4	(5)	実施体制	施設内に常駐する市職員の配置想定があればお示し下さい。	詳細は募集要項公表時に示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
237	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	18	Ⅱ	4	(5)	③責任者の配置	維持管理及び運営期間を通じて、統括マネージャーは集いの拠点に常駐し、市と連携しながら基本計画の実現に向けて尽力することとありますが、維持管理及び運営期間を通じて常駐する責任者は、統括マネージャーだけで、他の責任者の常駐は、事業者の提案ということでしょうか。	御理解のとおりです。
238	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	18	Ⅱ	4	(5)	実施体制	「維持管理及び運営期間を通じて、統括マネージャーは集いの拠点に常駐し、市と連携しながら基本計画の実現に向けて尽力すること。」とありますが、開館準備業務期間中は常駐不要と考えてよいでしょうか。	開館準備業務期間のうち、施設引渡し後は常駐を想定しており、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
239	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	19	Ⅱ	4	(5)	実施体制	③責任者の配置に記載のある「IPM責任者」は、文化財IPMコーディネーターの資格保有者を選任する必要があるという認識でよろしいでしょうか。その場合、応募時には資格がなくとも開館時までに資格を取得し配置することでもよいでしょうか。	前段については御理解のとおりです。後段については事務所及び収蔵品等の移転業務の準備を開始するまでに資格を取得し配置してください。
240	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	19	Ⅱ	4	(5)	実施体制	③責任者の配置に記載のある「IPM責任者」は、「建築物環境衛生管理技術者」「IPM専門員」との兼任は可能でしょうか。	可能です。
241	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	19	Ⅱ	4	(5)	実施体制	「兼務責任者相互の兼務はPFI事業者の提案に委ねるもの」とありますが、兼務する業務の内容、兼務する業務数ともに制限されるものは無い理解でよろしいでしょうか。業務レベルが保たれるのであれば、可能な限りコンパクトな実施体制を検討することは可能でしょうか。	業務要求水準を充足する限りにおいて御理解のとおりです。
242	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	19	Ⅱ	4	(6)	非常時・緊急時の対応	「災害時、市が一時滞在施設運営マニュアルで挙げたもの以外の協力を要請する場合は、都度協議を行う」とあるが、当該業務において費用が発生する場合は市が費用負担を行うと考えてよいか。	募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
243	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	20	Ⅱ	4	(8)	費用負担	②サービス対価の支払いに、「市は、建設業務の対価の一部に国及び東京都の補助金を活用することを想定」とありますが、ここで想定されているのはp.67「④国庫交付金等申請業務の補助」に記載のある「国庫交付金:都市構造再編集支援事業」、「都補助:市町村土木補助」という認識でよろしいでしょうか。また、他に活用を見込んでいる補助金等がございましたらご教示ください。	御理解のとおりです。また、他に活用を見込んでいる補助金等はありません。
244	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	20	Ⅱ	4	(8)	費用負担	②サービス対価の支払いに、「補助金等の収入においては、本施設引渡し時に一括してPFI事業者を支払うことを予定している」とありますが、具体的な金額や支払時期の見通しについてご教示ください。	No.27の回答を参照してください。また、施設引渡し後に支払うことを想定しています。
245	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本 文	20		(8)	②	サービス対価の支払い	開館準備業務の対価には、オープニングセレモニーや開館記念イベントの実施に要する費用も含まれますか？	御理解のとおりです。
246	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	20	Ⅱ	4	(8)	②サービス対価の支払い	「各年度において四半期ごとに支払う」とありますが、支払われる対価は毎期定額でしょうか。それとも年度や期ごとに変動させることも可能でしょうか。	年度ごとのサービス対価については原則として平準化して支払うことを想定していますが、詳細は募集要項公表時に示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
247	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	20	Ⅱ	4	(8)	費用負担	②サービス対価の支払いにおいて、「維持管理及び運営業務の対価は、本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払う」とされていますが、本施設引渡し後に開業準備期間がございますので、「開館(供用開始)後、事業期間終了までの間」の誤記でしょうか。	御理解のとおりです。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
248	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	20	Ⅱ	4	(8)	費用負担	②サービス対価の支払いにおいて、「維持管理及び運営業務の対価は、本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払う」とされていますが、四半期ごとの支払額は事業期間に亘って均等(物価変動を除く)に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No.246の回答を参照してください。
249	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	20	Ⅱ	4	(8)	費用負担	②サービス対価の支払いにおいて、「開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算する場合」の例示がございますが、本精算方式の導入は確定しているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
250	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	20	Ⅱ	5	(8)	費用負担	サービス対価については、物価変動等を勘案して変動させる予定はございませんでしょうか。	No.246の回答を参照してください。
251	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	20	Ⅱ	4	(9)	維持管理・運営業務等に係る保険	保険の付保条件(例えば1事故あたりの補償額)など市の想定があればご教示いただきたい。	募集要項公表時に示します。
252	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	20	Ⅱ	4	(9)	保険	市の付保する保険の範疇をお知らせ下さい。また、事業者が付保する保険の範疇をお知らせください。これは、金額も大きく違ってきますので、詳細に共通認識とさせていただきます。	募集要項公表時に示します。
253	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	20	Ⅱ	4	(9)	保険	実施方針別紙2の保険を付保すれば、業務要求水準書(案)20項の内容は、網羅されるとの理解でよいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
254	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	20	Ⅱ	4	(9)	②維持管理・運営業務等に係るお保険	損害賠償責任保険や第三者賠償保険等の保険を付保することとされていますが、要求水準書(案)では、保険金額や被保険者等の保険の付保内容に関しては明確な指定がなされていないため、事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
255	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	21	Ⅱ	4	(15)	①打合せ記録の作成・保管	・PFI事業者は、市及びその他関係機関と協議を行ったときは、その内容について、その都度書面(打合せ記録簿)に記録し、市と相互に確認する。と記載がありますが最終的に合意した書面は、PDF等のデータ保管とする理解でよろしいでしょうか。	市とPFI事業者との協議により、書面もしくはデータでの保管を行うことが可能です。
256	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	23	Ⅲ	2	(2)	事業の調整等に関する事項	「責任者(統括マネージャー)を事業期間にわたり配置すること」とありますが、同一人でなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。	No.215の回答を参照してください。
257	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	23	Ⅲ	2	(2)	事業の調整等に関する事項	「責任者(統括マネージャー)を事業期間にわたり配置すること」とありますが、所属企業等の制限はあるでしょうか?	所属企業等の制限はありません。
258	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	24		(1)	①	設計・業務計画書	計画書(設計・建設業務)に関する協議について、統括マネジメント業務ではあるものの、必要に応じて設計・建設の各業務責任者が市と直接協議することもあるという理解でよろしいでしょうか?	御理解のとおりです。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
259	1	0	0	0	0	要求水準書(案) 本文	24	Ⅲ	3	(1)	設計・建設業務開始前	②要求水準確認報告書において、市に対して提出する資料は「IV.8.(1)②」と考えてよろしいでしょうか。「IV.7.(1)②」は誤記と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
260	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	24	Ⅲ	3	2	運営業務開始前	業務マニュアルの著作権はPFI事業者にあると考えてよいでしょうか。	原則として御理解のとおりです。
261	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	24	Ⅲ	4	(2)	開館後業務	「統括マネージャーは、事業プログラム等の開催・運営に関して協議を行う官民会議体に参画し、市と一体となった集いの拠点の運営を行うこと。なお、現時点では、官民会議体は、集いの拠点における市、PFI事業者の構成員・協力企業相互の協議・意思疎通を目的とする会議を想定している。」とありますが、有識者等は、この官民会議体のメンバーには含まれないという理解でよろしいでしょうか。	開館後業務における官民会議体に有識者等を含むことは想定していません。
262	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	25	Ⅲ	4	(3)	②ネーミングライツ	「施設の看板や案内図等の表示変更や改修工事が必要となる場合」とありますが、本施設以外(道路案内等を想定)の表示変更や改修工事の対象はどのように決定することになるでしょうか？	現時点では、施設以外の表示物や改修工事はありません。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
263	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	25	Ⅲ	4	(3)	ブランディング業務	②ネーミングライツの対象として、施設全体の名称、公園の名称、施設内諸室の名称など、多様な範囲に導入可能と考えてよろしいでしょうか。	多様な範囲に対する導入の可否については、募集要項公表時に示します。
264	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	25	Ⅲ	4	(3)	②ネーミングライツ	ネーミングライツの使用料金は、無料でしょうか。	ネーミングライツの命名権料は、PFI事業者の収入と想定しています。
265	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	25	Ⅲ	4	(3)	②ネーミングライツ	ネーミングライツは各施設(みんなの公園、憩いのライブラリ及び交流スペース、歴史・郷土ミュージアム等)でそれぞれネーミングライツを適用することは可能でしょうか。	No.263の回答を参照してください。
266	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	25	(3)	②	(ア)	ネーミングライツ	各施設ごとではなく、本施設全体に係る名称という理解でよろしいでしょうか？	No.263の回答を参照してください。
267	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	25	(3)	②	(ウ)	ネーミングライツ	PFI事業者がスポンサーとなる場合の期間の起算日は本施設の供用開始日となりますか？	御意見として承り、詳細は募集要項公表時に示します。
268	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	25	Ⅲ	4	(3)	②ネーミングライツ	「ネーミングライツは市に帰属する」とありますが、ネーミングライツ料の収入は貴市になり、その費用は事業費外ということになるでしょうか？	ネーミングライツの命名権料は、PFI事業者の収入と考えており、ネーミングライツを行うことで得られる収入により、サービス購入費の低減に努めることに期待しています。
269	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	25	(3)	②	(ク)	ネーミングライツ	ネーミングライツ料については、年間最低額を募集要項にて明示する予定ですか？	詳細は募集要項公表時に示します。
270	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	25	Ⅲ	4	(3)	ブランディング業務	ネーミングライツについては、本事業の構成員、協力会社もネーミングライツパートナーになれる理解でよろしいでしょうか。その場合、入札価格や評価はどのような形になるかご教示ください。	御意見として承り、募集要項公表時に示します。
271	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	25	Ⅲ	4	(3)	ブランディング業務	③広報の「パンフレット作成」において、市が希望する最低制作部数や、市が希望するパンフレットサイズなどの仕様条件をお示しください。	現時点では詳細の仕様条件は定めておりません。事業者のアイデア、経験やノウハウに基づいた提案を期待しています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
272	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	25	Ⅲ	4	3	ブランディング業務	「貸室大屋根広場の予約ができるようにすること」とありますが、この点について既存の「八王子市施設予約システム」を利用することは可能でしょうか。またその場合において、よりよいサービスを提供する為に既存のシステムを改修する、その費用を市側で負担するという事は可能でしょうか。	現時点では、八王子市施設予約システムの連動や、市の費用負担によるシステムについては、関係所管等との調整が必要であり、詳細は募集要項公表時に示します。
273	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	26	Ⅲ	4	(3)	ブランディング業務	多言語化は展示と同じく、英語・中国語(簡体語、繁体語)、韓国語、日本語と考えてよろしいでしょうか。	PFI事業者の提案に委ねますが、採用する外国語の併記については市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
274	1	0	0	0	0	要求水準書(案)本文	28	Ⅳ	2	(1)	総則	①ア(ア)設計業務に関する事前調査とは、具体的にどのような調査を想定してますでしょうか。	業務要求水準書(案)別添資料16「八王子駅南口集いの拠点整備 予備地質調査報告書」では不足している場合の地盤調査等を想定しています。
275	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	28	Ⅳ	2	2	事業の調整等に関する事項	都市構造再編集中支援事業費補助の条件は、本計画地全域が立地適性化計画の「都市機能誘導区域」とし、国費率は1/2と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
276	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	28	Ⅳ	2	2	事業の調整等に関する事項	補助金の適用は、公園の建築、既存擁壁の撤去を含む公園全工種について適用されますでしょうか？また、周辺の道路、下水道施設(雨水流出抑制施設)にも適用されますでしょうか。	補助金対象は、公園整備、建物整備、既存外塀・擁壁の解体工事等を想定しています。周辺の道路は補助金の適用を見込んでいません。雨水流出抑制施設は現時点では未定です。
277	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	28	Ⅳ	2	2	事業の調整等に関する事項	国庫交付金(都市構造再編集中支援事業費補助)と都補助(市町村土木補助)の使い分けは、このように想定していただけますでしょうか？	御質問の内容は、業務要求水準書(案)「Ⅳ. 2. (1)①ア(ウ)」に対するものとして回答します。国庫交付金は都市構造再編集中支援事業に該当し、都補助は市町村土木補助に該当します。
278	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	28	Ⅳ	2	(2)	事業の調整等に関する事項	「PFI事業者の統括代理人」はP28 には出てきませんが、PFI事業者の統括代理人とは、業務要求水準書(案)18ページに記載の統括責任者と同一であると考えてよろしいでしょうか。統括責任者と異なるのであれば、統括代理人の定義及び本事業における位置づけをご教示ください。	業務要求水準書(案)「Ⅳ. 2. (2)」に示す統括代理人は、同「Ⅱ. 4. (5)③」に示す統括責任者と同一であり、統括責任者に統一した上で、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
279	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	28	Ⅳ	2	(2)	事業の調整等に関する事項	PFI事業者の統括代理人というのは、統括責任者でしょうか、統括マネージャーでしょうか。	No.278の回答を参照してください。なお、統括責任者と統括マネージャーは兼任を妨げるものではありません。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
280	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	29	Ⅳ	4	1	基本方針	こちらの要件は、憩いライブラリー、交流スペース、歴史郷土ミュージアムそれぞれで満たす必要があるのか、それともどれかの一部の施設で満たす必要があるのでしょうか。	内容に応じ、各施設それぞれで満たす必要や、集いの拠点全体を一体的に整備する中で包括的に満たす必要もあると考えます。
281	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	29	Ⅳ	4	(1)	基本方針	屋外の防災機能として、「災害発生時から半日程度、7000人程度が一時的に避難することを想定」した数的根拠は何かありますでしょうか。	『防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版)』第三章より、広域避難場所としてのスペースとして有効避難単位面積:2㎡/人以上を準用し、防災広場(屋根付き広場を含む)及び芝生広場の面積から算定しています。参考に広域避難場所と一時滞在施設の定義を示します。  【広域避難場所】 大地震が発生したときに発生する延焼火災や有毒ガスなどの危険から身を守るための場所です。 【一時滞在施設】 公共交通機関が停止し、帰宅困難になった方が、帰宅可能になるまで一時的に滞在する施設です。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
282	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	29	IV	4	1	基本方針	広域避難所としての運営分担の定めは別途市とPFI事業者が協議の上決定されるのか、それとも市より資料等を示されるのでしょうか。	現時点では、協議や市からの資料等の提供の想定はありません。災害時、公園における、PFI事業者の業務は、広域避難場所としての安全性の確認及び提供と、ヘリコプターが来る場合、ダウンウォッシュにより土や砂が極力飛散しないように水まきを行うこと等を想定しています。
283	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	29	IV	4	(1)	③防災機能	建物内に3日間1000人程度が一時的に滞在するとありますが、一人当たりの必要面積についての基準を示していただけないでしょうか。	市の一時滞在施設運営マニュアルより「3.3㎡あたりに2人」を準用しています。
284	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	29	IV	4	1	基本方針	滞在施設として機能する場合、滞り者へのサービスをPFI事業者が担う必要があるのか、それとも、単なる場所を提供するだけなのでしょうか。	一時滞在施設の場所を提供するとともに、滞り者へのサービス等は、業務要求水準書(案)別添資料7「一時滞在施設運営分担表(案)」を参照してください。
285	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	29	IV	4	1	基本方針	本施設が滞在施設として機能する場合、滞り者へのサービスをPFI事業者が担う場合は別途費用を市から支払われるのでしょうか。	PFI事業者の負担となります。
286	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	30	IV	4	2	設計条件	上水道の既存使用水量のご提示はいただけますでしょうか。	本市では上水道の既存水量のデータを保有していないため提示できません。
287	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	30	IV	4	2	設計条件	「雨水流出抑制施設」を設計する降雨強度は60mm/hとありますが、雨の降り方(降雨波形)について指定はありますでしょうか。	指定はありません。
288	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	30	IV	4	2	設計条件	許容放流量の規定はありますでしょうか。この条件により、雨水流出施設の大きさが大きく変わりますのでご教示ください。	雨水排水放流不可です。
289	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	30	IV	4	(2)	設計条件	イ 埋蔵文化調査に関するデータ遺構の調査は市の直営で行うとのことですが、調査が長引き建設の着工及び、開業が遅延した場合は事業者は責を免れるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
290	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	31	IV	4	(2)	④ア(ア)みんなの公園	表内の駐車場の項目に、「普通車両のほか大型車両の駐車スペースを設ける。」とありますが、大型車両の定義と、設置する駐車場台数をご教示いただけないでしょうか。	原文に記載しておりますが、想定する大型バス車両サイズは全長12m未満、車幅2.5m、車高3.7m以下です(但し、大型専用車両マスを設ける必要はなく、一般駐車場の駐車マスを使って駐車することも構いません)。大型バス駐車スペースを8台以上設置して下さい。
291	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	29	III	4	(2)	④施設内容(イ)憩いライブラリ	「児童書中心の蔵書構成」とありますが、メインの対象と想定する年齢などがあるのでしょうか。	業務要求水準書別添資料10「憩いライブラリ管理運営方針」記載の「6(2)」を参照してください。
292	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	29	III	4	(2)	④施設内容(イ)憩いライブラリ	「時代のニーズに応じた資料を、多様な形態で提供」とありますが、本事業期間内は長期にわたるため、その間でも様々な形態の変化が想定されます。その辺も事業者にて勘案した上で、費用等も含めた提案をするということでしょうか。	御理解のとおりです。時代のニーズに応じた資料の提供形態については、提案に委ねますが、具体的な提供形態については、選定されたPFI事業者との間で都度協議することを想定しています。
293	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	29	III	4	(2)	④施設内容(ウ)交流スペース	「自習スペース機能(テレワーク・コワーキングスペース)」の使用は、有料、無料の想定はありますでしょうか。	本質問は業務要求水準書(案)「IV. 4. (2)④ア(ウ)交流スペース」に関する質問として回答します。自習スペース機能に関する料金徴収の想定については、業務要求水準書(案)別添資料「各室諸元表」を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
294	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	32	IV	4	(2)	④ア(ウ)交流スペース	更衣室機能として、シャワーブース等の設置は不要という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
295	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	32	IV	4	(2)	設計方針	④ア(エ)「歴史・郷土ミュージアム」において、展示エリアの表中、常設展示の項にある「原寸大の一部の家屋や家具などの展示等」とは、具体的に何を指し、どのような規模感のものでしょうか。	市と選定されたPFI事業者との間で協議の上決定します。
296	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	32	IV	4	(2)	設計方針	④ア(エ)「歴史・郷土ミュージアム」について、企画展示室だけでなく、常設展示室でも、国宝・重要文化財の資料展示を想定しているのでしょうか。	想定していません。
297	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	32	IV	4	2	設計条件	郷土ラボ・レファレンス機能内に「ミュージアムの司書が常駐し」と記載があります。この司書は指定管理者が配備する理解であってよろしいでしょうか。別添資料12「歴史・郷土ミュージアム管理運営方針」では学芸員は直営で配備との記載がありますが司書についてはその記載がみられなかったためお尋ねします。	御理解のとおりです。
298	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	32	IV	4	2	設計条件	郷土ラボ・レファレンス機能内に「ミュージアムの司書が常駐し」と記載がありますが、この司書の配備を指定管理者が担う場合、ミュージアムの司書は憩いライブラリの司書と兼任する考えは可能でしょうか。兼任を提案してよいのか、専任であるべきなのか、お教えてください。	事業者の提案に委ねます。
299	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	32	IV	4	(2)	設計条件	④-ア-(エ)歴史・郷土ミュージアム-〇展示エリア-郷土ラボ・レファレンス機能:「ミュージアムの司書が常駐」とありますが、この者は事業者が配置するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
300	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	32	IV	4	(2)	設計条件	④施設内容 ア整備対象施設 (エ)歴史・郷土ミュージアム〇収蔵エリアにおいて、収蔵庫のうち1つは利用者が収蔵庫内を見学できるものとするがありますが、見学案内は市の学芸員の業務と考えてよろしいでしょうか。見学案内のうちPFI事業者が行う業務があれば具体的にお示しください。	原則としてPFI事業者の業務であり、専門的な説明が必要な場合は、市の学芸員が対応します。
301	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	33		イ	(ア)	面積	・建物全体＝教養施設に該当し、仮に2階建て(4,000㎡)の場合、建ぺい率は10%以内 ・大屋根広場＝屋根付広場に該当し、建ぺい率は10%以内 ・防災倉庫＝備蓄倉庫に該当し、建ぺい率は10%以内 ・その他公園施設＝公園施設として建ぺい率は2%以内 以上により、都市公園としての建ぺい率の範囲内に収まるという理解でよろしいでしょうか？	防災倉庫＝八王子市都市公園条例第7条の3に該当し、建ぺい率は2%以内です。 その他は、御理解のとおりです。
302	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	2	設計条件	憩いライブラリ(約1,200㎡)、歴史・郷土ミュージアム(約3,000㎡)は、機械室等の共用部を除く、専有面積と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
303	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	④施設内容イ施設規模(ア)面積	歴史・郷土ミュージアムの面積のうち、(収蔵庫2層部分を除く)とありますが、要望面積から除くということで、メザン部分の面積想定は任意と考えて宜しいでしょうか。また、容積対象床面積には入ると考えて宜しいでしょうか。	できる限りメザン部分の面積を確保していただくことを想定しています。また、容積対象床面積には含まれます。なお、参考データとして、現時点で移転対象として想定している所蔵品一覧を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
304	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	設計条件	「イ 整備規模」内の「(ア)面積」の一覧表には「みんなの公園の事業者提案余地」が明記されておきませんが、これは敷地面積の範囲内において任意と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
305	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)④イ(イ)	駐車場への出入り	「駐車場へは必ず左折にて出入りすること」とされていますが、左折入場に限定すると、とちのき通りまたは隣接する市道からしか敷地内に入出入りできないと考えられます。防災拠点として活用するために、災害時の緊急輸送道路である国道16号から敷地への直接出入り可能とする方向で検討する余地はありますでしょうか。	災害時等には国道16号から敷地への直接出入りを可能とすることを妨げるものではありません。なお、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
306	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	設計条件	一般駐車場の駐車マス2台分では大型バスは駐車できないので、6台分と読み替えて良いでしょうか。	御理解のとおりであり、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
307	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	設計条件	一般駐車場で大型バス駐車場を兼ねる場合でも、整備すべき駐車場の台数は一般駐車場の台数である230台程度で良いでしょうか。	大型バス駐車場を兼ねる場合でも、大型バスの駐車に供する部分を含めて230台程度としてください。
308	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	④施設内容 イ 施設規模 (イ) 駐車場台数	大型バス駐車場は一般駐車場と同一管理区画に設置することが条件と考えて宜しいでしょうか。	条件ではなく、同一管理区画に設置することも可能であるとの趣旨です。
309	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	設計条件	④施設内容 イ整備規模(イ) 駐車場台数において、職員用は、来園者と異なる駐車場料金(月極等)に対応できるよう配慮することとありますが、周辺相場を勘案した月極料金をPFI事業者が提案できると考えてよろしいでしょうか。	市職員用の月極駐車場は設けないこととし、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
310	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	設計条件	④施設内容 イ整備規模(イ) 駐車場台数において、「公用・職員用駐車場台数は6台確保すること」とありますが、本施設で使用する公用車は添付05の什器備品リストに記載の事業者用車両3台と考えてよろしいでしょうか。それ以外に市が用意する公用車があれば、現時点で想定される台数をお示ください。	公用・職員用駐車台数として6台分を確保し、3台分をPFI事業者用、3台分を市公用車の駐車スペースとして確保することを想定しています。なお、市公用車は市が別途用意することを想定しています。
311	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	設計条件	④施設内容 イ整備規模(イ) 駐車場台数において、「公用・職員用駐車場台数は6台確保すること」とありますが、本施設で使用する公用車のうち、添付05の什器備品リストに記載の事業者用車両3台は市職員が運転する可能性はありますか。市が用意する公用車がある場合、それに伴う費用は見込む必要はないと考えてよろしいでしょうか。	PFI事業者用車両を市職員が運転することは想定していません。また、市が用意する公用車の維持管理費用は市が支出することを想定しています。
312	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	33		イ	(イ)	駐車場台数	公用・職員用駐車台数6台に、事業用車両3台分を含みますか？	No.310の回答を参照してください。
313	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	2	駐車台数	職員用は来園者と異なる駐車場料金に対応できるよう配慮するとあるが、適切な金額の徴取をするという理解でよいでしょうか。	No.309の回答を参照してください。
314	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	設計条件	④施設内容 イ整備規模(ウ) 駐輪台数において、「シェアサイクルスペースとして、180 cm×1200 cmを確保すること」とありますが、シェアサイクルの運営主体について記述がありません。シェアサイクルの運営形態について、市のお考えをご教示ください。	シェアサイクルスペースとして、市が維持管理することを想定しています。
315	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	設計条件	④施設内容 イ整備規模(ウ) 駐輪台数において、「シェアサイクルスペースとして、180 cm×1200 cmを確保すること」とありますが、市内各拠点との共通の自転車ラックなど専用設備の設置費用に関しては、サービス対価に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	設置費用は市が行うことを想定しているため、サービス対価には含まれません。
316	1	0	0	0	0	要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	設計条件	④施設内容のイ整備規模、(ウ) 駐輪台数に関して、シェアサイクルスペースの設置台数は何台分必要であるかご教示願います。	現時点では、1台で60cm×180cm、計20台の設置を想定しています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
317	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	33	IV	4	(2)	④イ(イ)駐輪台数	シェアサイクルスペースの確保することと記載がございすが、シェアサイクルは要求水準書(案)記載されていることから主催事業の扱いとなるのでしょうか。	No.314の回答を参照してください。
318	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	(2)	④施設内容 イ 施設規模 (イ)(ウ)台数関連	駐車場台数・駐輪台数ともに〇〇台程度とありますが、程度の上下限の割合の想定はありますでしょうか。	現段階ではありませんが、御意見を踏まえ、募集要項公表時に示します。
319	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	2	設計条件	職員駐車場は6台確保とあるが、これは最低限6台とし、事業者提案により7台以上確保することも問題ない、という解釈でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
320	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	33	IV	4	2	設計条件	シェアサイクルスペースはPFI事業者の収益事業となるのでしょうか、それとも市が運営するのでしょうか。	市が維持管理を行い、収入は市の収益となることを想定しています。あわせて、No.314を参照してください。
321	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	34		イ	(キ)	みんなの公園の事業者提案余地について	公園内に収益施設を設ける場合、設置可能面積は公園施設を含んで全体の2%以内に収まることが要件となりますか？	御理解のとおりです。
322	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	34		イ	(キ)	みんなの公園の事業者提案余地について	公園内に収益施設を設ける場合、設置許可の期間は10年となりますか？また、その場合に事業期間の残り5年を随契により継続できることについて検討の余地はありますか？	設置許可の期間は、当該事業の契約期間に合わせるよう検討をしています。詳細は募集要項公表時に示します。
323	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	34	IV	4	(2)	設計条件	④ 施設内容 イ 整備規模 (キ)みんなの公園の事業者提案余地について 提案できる公園施設の規模については、施設の種別によっては、都市公園法・同施行令にもとづく建ぺい率制限の特例が適用されると考えてよいのか？	御理解のとおりです。
324	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	35	IV	4	(2)① ア	雨水浸透施設	「グリーンインフラの考えに基づき、雨水を土にゆっくり浸透させる雨水浸透施設で地下水保全を図ることや緑化等を進める。」とされています。雨水浸透施設の計画の参考としたいため、現状の用地A～Gの排水系統図(雨水側溝や浸透枳の配置を含むもの)を提供いただくことは可能でしょうか？また、現状で排水不良を起こしている水たまりが発生しやすいエリアなどが分かっていたらご教示ください。	用地A～Cの雨水側溝や浸透枳等の図面はありません。用地D～Gは、令和4年度に市直営の解体工事で、雨水排水機能を撤去します。また、現状で排水不良を起こしている水たまりが発生しやすいエリアについては、現時点では市で把握していません。
325	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	37	IV	5	(3)	安全性	①防災性 イ耐火性(ア)火災時対応の2項目めに「収蔵庫(無人区画)は、前項に加え、不活性ガス消火設備を備え」とありますが、『ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について』(平成13年5月16日付け消防予第155号・消防危第61号等)に記載のクリティカルユースの観点から、歴史・郷土ミュージアムの収蔵庫のガス消火設備をハロゲン化物消火設備で計画することは可能でしょうか。	資料を火災から守ることを前提に、ガスの種類は事業者の提案に委ねます。
326	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	44	IV	5	(5)	経済性	構造体は、適切に構造体及び被覆等の修繕等(ただし大規模な修繕を除く。)をすることにより、大規模な修繕を行わずに長期的に構造耐力上必要な性能を確保するとありますが、ここでいう大規模な修繕の定義をご教示ください。	工事内容が施設全体にわたり大規模であり、工事期間が長期となるものとなります。
327	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	46	IV	4	(6)	②感染症対策	博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインは(R2.9.18)とありますが、令和3年10月14日時点で改定されています。最新版に読み替えとして宜しいでしょうか。	募集要項公表時における最新のガイドラインを準用することとします。なお、事業開始後にガイドラインが改定された場合の取扱については、市とPFI事業者との間で協議することを想定しています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
328	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	46	IV	4	(6)	②感染症対策	図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインは(R2.9.18)とありますが、令和3年10月19日時点で改定されています。最新版に読み替えとして宜しいでしょうか。	募集要項公表時における最新のガイドラインを準用することとします。なお、事業開始後にガイドラインが改定された場合の取扱いについては、市とPFI事業者との間で協議することを想定しています。
329	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	46	IV	6	(1)	配置計画	「①共通」において、「現在の八王子市郷土資料館敷地内にある石碑(20基)を集いの拠点等に移設すること」とありますが、配置計画の参考とするために各石碑のサイズ等の詳細をお示しいただけないでしょうか。	募集要項公表時までに公表します。
330	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	46	IV	6	(1)	配置計画	①共通において、「現在の八王子市郷土資料館敷地内にある石碑(20基)を集いの拠点等に移設すること。設置場所は、歴史・郷土ミュージアムとする。」とありますが、設置場所は、歴史・郷土ミュージアムの約3,000㎡の屋内の中という理解でよろしいでしょうか？あるいは、屋外に移設し、その部分を歴史・郷土ミュージアムの一部とするということでしょうか。	募集要項公表時までに公表します。
331	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	46	IV	6	(1)	配置計画	①「共通」に、現在の八王子市郷土資料館敷地内にある石碑を移設し、歴史・郷土ミュージアムに設置するとありますが、サイズや重量は募集要項等の公表時に示される予定でしょうか。	募集要項公表時までに公表します。
332	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	46	6	(1)	①	共通【留意事項】	仮に敷地設定を行うとしても、事業地全体が一つの都市公園であり、都市公園法及び条例における建ぺい率の範囲内にて計画することによりは変わらないという理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
333	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	46	6	(1)	①	共通【留意事項】	公園も含めた4つの機能を管理する管理室を一体構造の建物内に設置することで、大屋根広場や四阿、屋外トイレについて敷地設定は不要になり、別棟にて公園の管理棟を設置する場合には、大屋根広場や四阿、屋外トイレについてそれぞれ敷地設定が必要となるという理解でよろしいでしょうか？	公園管理室を別棟とすると、大屋根広場、四阿、屋外トイレについて、それぞれ敷地設定が必要があると解釈されているので、誤解がないように表現を改め、募集要項公表時に示します。
334	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	46	6	(1)	①	共通【留意事項】	4つの機能を管理する管理室について、建物内において機能ごとに分室となってもよろしいでしょうか？	各機能の連携や融合を図ることができるような配慮を求めますが、分室とすることを妨げるものではありません。
335	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	46	6	(1)	②	各種機能配置	立体駐車場としての提案は可能ですか？また、その場合に認められる建ぺい率の特例はありますか？	立体駐車場は想定していません。
336	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	46	IV	6	1	配置計画	用地G・E間移動(とちの木通り交差)について交通安全対策として立体横断施設は不要でしょうか。	立体横断施設は想定していません。
337	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	46	IV	6	1	配置計画	敷地内は、自転車の乗り入れは不可し、自転車導線の確保は不要と考えてよろしいでしょうか。	敷地内の自転車通行については、安全性を考慮する等、業務要求水準を充足する限りにおいて事業者の提案に委ねます。
338	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	46	IV	6	1	配置計画	周辺道路及び区域横断道路の電線地中化優先路線や義務化の指定はないと考えてよいでしょうか。	現在、とちの木通りが電線類地中化を優先的に整備する路線に指定されておりますが、本事業において義務化する予定はありません。また、周辺道路等においても同様に、義務化する予定はありません。
339	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	46	IV	6	1	配置計画	外周道路における自転車通行帯の設置幅については不要と考えてよろしいでしょうか。	現在、とちの木通りが自転車走行空間ネットワーク候補路線に選定されておりますが、本事業において義務化する予定はありません。また、周辺道路等においても同様に、義務化する予定はありません。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
340	1	0	0	0	0	要求水準書(案) 本文	46	IV	6	(1)	配置計画	③敷地内動線のA 出入口に関して、とちのき通りから現在ある信号で右折し、用地D・E・Fに進入することは可能でしょうか。	出入口に関して、とちのき通りから現在ある信号で右折し、用地D・E・Fに進入することはできません。なお、現医療刑務所前交差点から以西の道路は廃道する予定です。出入口の位置に関しては、事業者の提案に委ねますが、交差点内に出入口を設けることは不可とします。
341	1	0	0	0	0	要求水準書(案) 本文	46	IV	6	(1)	配置計画	③敷地内動線のA 出入口に関して、駐車場出入口は交差点から離すとありますが、交差点から西側用地内に引き込んでいけば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	No.340の回答を参照してください。あわせて、業務要求水準書(案)に記載のとおり、とちの木通りと駐車場出入口の交差点を既存交差点から離すことを想定しています。
342	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	47	IV	6	1	配置計画	「事業者は、設計に先立ち、交通量調査を行った上で、警察と協議すること」とありますが、調査や協議は設計業務の中で行うと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
343	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	47	IV	6	(1)	③敷地内動線 ア 出入口	「職員・搬出入のための進入路もとちの木通りからとすること」とありますが、原則通常利用時の車両出入口はとちの木通りからとし、新規整備される道路や西側道路等からは想定不可と考えて宜しいでしょうか。	公共車両、来園車両、サービス車両は出入口を共通のものを想定しています。緊急車両は国道16号側からも出入り可能としていますが、誤解がないように表現を改め、募集要項公表時に示します。
344	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	47	IV	6	(1)	③敷地内動線 ウ 災害時の動線	「物資等搬出入用に用地A、B、Cは東西に通過可能な車両動線を確保」とありますが、エリアA・B・Cそれぞれではなく、一体と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
345	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	47	IV	6	(2)	施設計画	①平面構成において、「平常時は市民に日常利用されている施設を災害時には、広域避難場所や一時滞在施設に機能転換する。一時滞在施設となるスペースは、1階のエントランスホール等の大きな空間と、スタジオや自習スペース等の仕切られた空間を、滞在者の人数や健康状態等を踏まえ、使い分けができるようにすること。」とありますが、災害時に行政関係の職員の方々の活動スペースは、どこに、どのくらいの広さを想定しておけばよいでしょうか。またその活動のために必要な設備等があればお示しください。	一時滞在施設運営は、本施設において勤務している市職員とPFI事業者の業務従事者が行うこととなりますので、それ以外の新たな市職員の活動スペースや設備は原則必要ありません。想定外の災害により、それ以外の新たな市の職員が従事することとなった場合、帰宅困難者を受えない部屋(あらかじめ定めた会議室)等を使用します。
346	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	48	IV	6	(3)	什器・備品	「什器・備品については、PFI事業者の所有物」とありますが、PFI事業者に資産を持たせない方針とし、構成員または協力企業へ業務を委託する場合は当該構成員の所有とすることよろしいでしょうか。	募集要項公表時までに公表します。
347	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	48	IV	6	(3)	①内装計画 ア 什器・備品	「什器・備品については、PFI事業者の所有物もしくは、PFI事業者においてリース契約を結び借り受けるものとする」とありますが、事業終了時は事業者にて引き上げることになるでしょうか。	No.346の回答を参照してください。
348	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	48	IV	6	(3)	建築計画	什器・備品については、PFI事業者の所有物もしくはPFI事業者においてリース契約を結び借り受けるものとするがありますが、PFI事業者の所有物とした場合でも設計・建設業務のサービス対価の対象となるのでしょうか。反対にリースとした場合には維持管理及び運営業務のサービス対価となるのでしょうか。	No.346の回答を参照してください。
349	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	48	IV	6	(3)	建築計画	自由提案施設をテナントに賃貸する場合、什器・備品はPFI事業者の所有物とするのではなく、当該テナント業者の所有物としてもよろしいでしょうか。	No.346の回答を参照してください。
350	1	0	0	0	0	要求水準書(案) 本文	48	IV	6	(3)	内装計画	「ア 什器・備品」は設計・監理・建設業務に含むものと考えてよろしいでしょうか。	No.346の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
351	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	48	IV	6	3	建築計画	什器・備品リストに記載されているものはPFIの事業費内で整備する事と理解していますが、当該リストに記載されている什器・備品を事業期間内に更新や新調が必要な場合、購入費用及び工事費用は今後提示されるPFI事業費に予め含んでいただいている、という理解でよろしいでしょうか。含まれている場合、更新回数や費用の内訳をお示しいただけますでしょうか。	什器・備品については、必要な更新を踏まえてサービス対価に含めています。更新回数については、業務要求水準を充足する限りにおいて事業者の提案に委ねます。なお、募集要項公表時に、市から支払われるサービス対価の上限額と、インシヤルコスト・ランニングコストの想定割合をあわせて公表する予定です。
352	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	48	IV	6	(3)	建築計画	①ア「什器・備品」について、「什器・備品については、PFI事業者の所有物もしくは、PFI事業者においてリース契約を結び借り受けるものとする」とありますが、什器・備品リストに記載されている歴史・郷土ミュージアムの二次資料(模型、レプリカ、環境再現展示 等)も同様でしょうか。	募集要項公表時までには公表します。
353	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	49	IV	6	(3)	③サイン ア 共通	「ふりがなや外国語を併記」とありますが、外国語対応を何言語とするかは事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	PFI事業者の提案に委ねますが、採用する外国語の併記については市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
354	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	49	IV	6	(3)	建築計画	④サービスヤードにおいて、「サービスヤードへの車両動線は、公用車用の出入口を利用することも可とする。」とありますが、P.33には、「公用車両は来園者と同様の出入口を設けること」とあります。つまり、公用車両と来園車両は別の出入口で、出入り方法、管理方法等が同様なものを設けるという理解でよろしいでしょうか。	No.343の回答を参照してください。
355	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	51	IV	6	(4)	⑦発電設備	太陽光発電装置は余剰電力を蓄電し、停電時において最低限の必要設備を使用できるように蓄電池を設置することが望ましいと記載がありますが、非常用自家発電設備と太陽光発電装置等を併用し発電する電力で必要設備が使用できようとするの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
356	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	51	IV	6	(4)	⑦発電設備	太陽光発電装置は余剰電力を蓄電し、停電時において最低限の必要設備を使用できるように蓄電池を設置することが望ましいと記載がありますが、太陽光発電システムを第三者所有モデル(PPA)とし、施設への電力供給や災害時の電力確保に使用した場合は、行政財産使用料は発生しないとの理解でよいでしょうか。	御意見も踏まえ、募集要項公表時に示します。
357	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	50	IV	6	(4)	電気設備計画	⑦発電設備 ア 自家発電設備は予備電源装置、停電送電用としての位置づけで連続運転時間10時間以上とあります。一方、P29③防災機能のライフライン途絶時の自家発電設備は3日程度の運転を想定しています。自家発電設備はP50～の条件を満たせばよいと理解してよろしいでしょうか。	10時間以上連続運転が可能かつ、断続的にでも3日間程度の運転を想定しています。
358	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	51	IV	6	(4)	⑦発電設備 ウ 構内情報通信網設備	「LANを導入する。」とありますが、運用面から考えると以下の各システムが必要ではないでしょうか。LANの運用や設備としての想定(有線・無線の区別等)について、具体的にご提示ください。 【市役所ネットワークにつながるLAN】 ①市職員の業務用PCをつなぐLAN 【市役所のネットワークにつながらないLAN】 ②図書館システム端末をつなぐLAN ③PFI事業者用のLAN ④一般利用者のインターネット閲覧用端末をつなぐLAN ⑤公衆WI-FIとして建物内、公園内で来場者が利用できるLAN	①について、原則として有線LAN(会議室兼応接室・事務室・学芸執務室機能は無線LANも整備)を想定していますが、市が整備します。 ②について、有線LANを想定していますが、市側で整備します。 ③について、有線・無線は事業者の提案により、PFI事業者が整備するものです。 ④について、有線LANを想定しており、PFI事業者が整備するものです。 ⑤について、公衆無線LANを想定しており、PFI事業者が整備するものです。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
359	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	51	IV	6	(4)	電気設備計画	⑦発電設備 ウ構内情報通信網設備において、「LANを導入する。」とありますが、運用面から考えると以下の3系統が必要ではないかと思われませんが、LANの運用、利用方法及び電気設備として計画する範囲について、具体的にお示しください。 【1】市職員用:市のネットワークにつながる有線LAN及び無線LAN 【2】PFI事業者職員用:市のネットワークにつながらない有線LAN及び無線LAN 【3】公衆Wi-Fiとして定められている、建物内、公園内で来場者が利用できる無線LAN	No.358の回答を参照してください。
360	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	51	IV	6	(4)	電気設備計画	⑦発電設備 ウ構内情報通信網設備において、「LANを導入する。」とありますが、図書館システム用の専用回線を、【市職員用LAN、PFI事業者職員用LAN、来館者用回線LAN等】と別途で設ける必要はありますでしょうか。	No.358の回答を参照してください。
361	1	0	0	0	0	要求水準書(案)本文	51	IV	6	(4)	電気設備計画	⑦発電設備、ア自家発電設備に関して、連続運転可能時間は10時間以上と記載がございますが、p29の③防災機能には最大3日間程度の帰宅困難者の一時滞在を想定した自家発電設備を設けるとの記載がございます。自家発電設備は3日間の中で10時間以上稼働すると考えてよろしいでしょうか。	10時間以上連続運転が可能かつ、断続的にでも3日間程度の運転を想定しています。
362	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	51	IV	6	(4)	⑧ウ公衆Wi-Fi	公衆用インターネット回線のプロバイダ契約等については貴市にて締結するという認識でよろしいでしょうか。	公衆無線LANを想定しており、PFI事業者が整備するものです。あわせて、No.358の回答を参照してください。
363	0	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	52	IV	6	4	⑬監視カメラ設備 ア カメラ部	全てのカメラの操作は電動操作とするとありますが、どの程度の操作を想定されていますでしょうか？ズーム操作ができるネットワークカメラであればよろしいでしょうか。	防犯等に対応できるよう、様々な観点からのアイデア、経験やノウハウに基づいた提案を期待しています。
364	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	52	IV	6	4	電気設備計画	監視カメラ設備の民業の任意事業での使用での注意点があればご教示ください。	任意事業についても「八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱」及び「八王子市個人情報保護条例」に基づき適切に監視カメラ設備を使用してください。
365	1	0	0	0	0	要求水準書(案)本文	55	IV	6	(5)	機械設備計画	⑫厨房機器熱源に関して、民間提案事業(附帯事業)を行う自由提案施設においても裸火は不可と考えるのでしょうか。	歴史・郷土ミュージアムと別棟でない限り、裸火は不可です。
366	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	53	IV	6	(4)	⑭駐車管制設備	車両の安全運行と入出庫・料金管理ができる24時間体制の管制設備を設ける。駐車場管理・料金はPFI事業者の収入とする。と記載がありますが、駐車場管理・料金は事業者の提案とする理解でよろしいでしょうか。	駐車場管理については、業務要求水準を充足する限りにおいて、事業者の提案に委ねます。駐車場料金については、市の条例の範囲内においてPFI事業者が決定することを想定しています。
367	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	53	IV	6	(4)	⑭駐車管制設備	駐車場には行政財産使用料が発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりです。詳細は募集要項公表時に示します。
368	0	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	53	IV	6	4	⑮防犯・入退室管理設備	「建物の出入口にて監視を行う」とは、防犯・入退室管理設備の機器を設置するという理解でよろしいでしょうか。(電気錠やカードリーダー等を設置し、入室制限を掛ける)	御理解のとおりです。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
369	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	55	IV	6	5	機械設備計画	搬入用エレベータは憩いライブラリ用とカフェ用は兼用が可能ですが、ミュージアム用は必ず専用としなければならないという理解でよろしいでしょうか。	日常的には、原則として御理解のとおり運用を想定していますが、歴史・郷土ミュージアムの維持管理・運営業務に支障がない限りにおいて、歴史・郷土ミュージアムの搬入用エレベータを憩いライブラリが利用することを妨げるものではありません。
370	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	55	IV	6	(5)	機械設備計画	ミュージアムと憩いライブラリの人荷用エレベーターは兼用としてもよろしいでしょうか。	歴史・郷土ミュージアムの維持管理・運用に支障がない限りにおいて、歴史・郷土ミュージアムの人荷用エレベーターを憩いライブラリが利用することを妨げるものではありません。あわせて、No.369の回答を参照してください。
371	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	55	IV	7	(1)	全般	箇条書き内スケートボードの記載について、東京オリンピック2020において、スケートボードがスポーツとしての認知度を高める結果となったが、騒音の影響が問題とならない位置における専用もしくはそれに準じた空間・施設を整備することはできないか？	周辺が住宅地という立地条件を踏まえ、多くの来訪者がゆったりと心地よく過ごせる空間・施設整備の提案を望んでいます。
372	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	55	IV	7	(1)	全般	箇条書き内スケートボードの記載について、スケートボードに準ずるその他ストリートスポーツについても同様の方針か？	No. 371の回答を参照してください。
373	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	2	既存施設の撤去・利活用方針	既存外塀・擁壁について、斜面を含めた安全性照査等を実施して残置可能と判断できる場合には残置は可能と考えてよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。既存外塀・擁壁については、すべて撤去することを基本としています。
374	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	2	既存施設の撤去・利活用方針	A～C用地の外周部の法面処理は、土羽処理に加え、コンクリート構造物新設による法面処理も含めて考えてよろしいでしょうか。	土羽処理とともに、コンクリート構造物等の新設による法面処理も可とします。公園と周辺のまちなみの調和を図って下さい。
375	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	2	既存施設の撤去・利活用方針	敷地内擁壁に関しては、全断面の既往図書あるいは検査済証はないものと考えてよいでしょうか。	御理解のとおりです。
376	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	(2)	既存施設の撤去・利活用方針	① 既存外塀・擁壁 に記載のとおり、既存擁壁を全面的に撤去したうえで法面処理をすることになると、斜面上部の面積のうち、相当部分において利用の自由度が高い平坦面の面積を大幅に減ることになるため、現実的ではないと思われる。独自に安定性を評価することによって、既存擁壁を活用する部分を定めることは可能か？	No.373の回答を参照してください。
377	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	(2)	既存施設の撤去・利活用方針	① 既存外塀・擁壁 に記載の通りに既存擁壁を撤去して法面処理をすることになると、② 外塀支持杭・地中擁壁 に記載のその上部の外塀支持杭・地中擁壁を残すことはできない。撤去により近隣の家屋等に影響することが想定される範囲において地上部のみ撤去したうえで上部を活用する場合、擁壁はそのまま存置せざるをえないが、そのような理解でよいか？	原文に記載の「撤去により近隣の家屋等に影響することが想定される範囲」とは用地Aの西側を想定しています。当該範囲においては隣接する民有地と事業区域の地盤レベルがほぼ同じであることから大掛かりな法面処理は不要と想定しています。 なお、本回答は上記範囲外への工事の影響による事業者のリスクを減免するものではありません。
378	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	(2)	①既存外壁・擁壁	「A～C用地の外周部は法面処理を行う」とありますが、既存擁壁を撤去の上、構造的に確認されたものを新設するという考え方は可能でしょうか。	No.374の回答を参照してください。
379	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	2	既存施設の撤去・利活用方針	外塀支持杭・地中擁壁は全て撤去とありますが、外塀は支持杭で支えられている事は、全断面について既往図面等で確認できるのでしょうか。また、その杭仕様(杭径・延長)が分かりましたらご提示ください。	現時点では、業務要求水準書(案)別添資料37「解体工事設計図書」に記載している以外に、既知の情報はありません。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
380	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	(2)	既存施設の撤去・利活用方針	② 外塀支持杭・地中擁壁に「撤去により近隣の家屋等に影響することが想定される範囲」という記載があるが、評価基準はあるか？	評価基準はありません。
381	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	(2)	既存施設の撤去・利活用方針	② 外塀支持杭・地中擁壁に「撤去により近隣の家屋等に影響することが想定される範囲」という記載があるが、事業者側で主体的に判断可能か？	原文に記載の「撤去により近隣の家屋等に影響することが想定される範囲」とは用地Aの西側を想定しています。詳細な範囲については事業者にて提案してください。 なお、本回答は上記範囲外への工事の影響による事業者のリスクを減免するものではありません。
382	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	(2)	②外壁支持杭・地中擁壁	「すべて撤去することを基本とする」とありますが、撤去費用・計画・工期を考慮し、今後協議することを前提に、部分的に残置することを検討する余地はありますでしょうか。	原文のとおり、近隣の家屋等に影響することが想定される範囲においては地上部のみ撤去とすることを認めます。
383	0	0	0	0	0	実施方針 本文	5	I	1	6	既存施設の撤去・利活用方針	廃道部分は、PFI事業者は舗装の撤去及び現道すりつけのみで、廃道の諸手続きは、市で実施することでよいでしょうか。	本質問は業務要求水準書(案)「IV.7.(2)既存施設の撤去・利活用方針」に関する質問として回答します。質問の内容については御理解のとおりです。
384	1	0	0	0	0	業務要求水運所(案)本文	56	IV	7	(2)	既存施設の撤去・利活用方針	サクラについては、令和2年度に実施した樹木診断により2本については活用の検討が可能であるとありますが、残りの58本について伐採・伐根し新植は同数程度を想定されているのでしょうか。	公園全体でのデザインや将来形を考えた植栽計画の提案を求めます。サクラの本数は、必ずしも従前と同数を必要としているものではありません。新植の本数は、事業者の提案とします。
385	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	(2)	既存施設の撤去・利活用方針	⑤ サクラについて、樹木診断によって活用可となっている個体以外にも、相応の保護措置を講じることで活用できる個体も多数存在する。それらについては、事業者の判断で保全・活用することは可能か？	活用可能と判断できる根拠資料(再診断等)および、供用開始後の中長期的なリスクを勘案した上での判断になります。活用にあたっては市と協議をお願いします。
386	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	56	IV	7	(2)	既存施設の撤去・利活用方針	⑤ サクラに「サクラの新植を検討すること」と記載があるが、新植にあたって個別品種に指定はあるか？	特に指定はありませんが、病害虫に強い樹種等を設計の際に提示し、市と協議をお願いします。
387	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	57	IV	7	(3)②	管理車両の動線	ヘリポートの路盤について管理車両4t相当を前提との記載がありますが、管理車両はヘリポートから、広域避難場所と防災倉庫、一時滞在施設と防災倉庫との間(敷地内)で物資を運搬することを想定されていますでしょうか。	管理車両がヘリポートから広域避難場所・防災倉庫・一時滞在施設及び防災倉庫との間(敷地内)で物資を運搬することについては御理解のとおりです。なお、とちの木通りや国道16号との間での車両動線も必要と考えます。
388	1	0	0	0	0	要求水準書(案)本文	58	IV	7	(3)	防災機能計画	②臨時ヘリポートに関して、物資集積スペース、及びトラック待機スペースは駐車場等と兼用してもよろしいでしょうか。	御理解の通りです。
389	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	58	IV	7	(3)	③ア防災トイレ	「簡易トイレ等の防災備品は市にて調達し、」とありますが、耐用年数の到来により入替えを要する場合も、貴市にて再調達していただけるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
390	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	58	IV	7	(3)	③防災トイレ	文中の記載と準拠すべきガイドラインで想定対象人員数・設置想定数の見込みに差異があります。優先条件は八王子市におけるマンホールトイレ設置要領と考えて宜しいでしょうか。	マンホールトイレの基数は、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」のマンホールトイレの1基あたりの使用想定人数が50～100人であるため、同ガイドラインに基づく10～20基となります。業務要求水準書(案)「IV.7.(3)③」では、施設及び公園内の常設トイレを活用できること、また便袋の配備を行うことから、マンホールトイレの設置を5基としており、これを満たす提案としてください。 同ガイドラインと八王子市における「マンホールトイレ設置要領」の優先順位はありません。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
391	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	59	IV	7	(4)	空間構成計画	②親水設備は、夏季に設置するミストシャワーなども該当するかと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
392	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	59	IV	7	(4)	空間構成計画	② 親水設備に「ジャンピング噴水などの親水設備の設置を検討する」と記載があるが、敷地内に井水利用可能な井戸があれば親水設備への利用が有効であると考えられる。敷地内にそのような井戸はあるか、またその情報提供をいただくことは可能か？	利用可能な井戸についてはありません。
393	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	59	IV	7	(4)	空間構成計画	③ イベント広場 ④ 芝生広場 ⑦ 大屋根広場 について、これらの広場は機能の重層を前提とした面積の確保、配置は可能か？	③イベント広場、④芝生広場については、原文のとおりとします。⑦大屋根広場については、兼用不可とします。
394	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	60	IV	7	(4)	空間構成計画	⑥ 遊具エリアについて、遊具エリアはエリアとしてゾーニングすることが必要か？	必要だと考えます。
395	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	60	IV	7	(4)	空間構成計画	⑥ 遊具エリアに「遊具の詳細については、「IV.6.(9)2」の遊戯施設の項目を参照のこと」と記載があるが、その一部もしくは全部について、設置は必須か？	遊具エリアには、業務要求水準書(案)「IV.7.(9)②」の遊戯施設を想定していますが、施設の安全性や維持管理に配慮した提案を望んでいます。
396	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	60	IV	7	(4)	空間構成計画	⑥ 遊具エリアに「遊具を設置する」とあるが、遊具を用いた遊戯と同様もしくはそれ以上の体験ができる環境を整えることによって、遊具の設置なく遊具エリアの機能を代替することは認められるか？	具体的な想定内容が不明ですが、対象年齢や安全面に配慮されたものであれば基本的には可能と考えます。市と協議をお願いします。
397	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	61	IV	7	7	設備計画	敷地内に既存の井戸は存在するのでしょうか。	No.392の回答を参照してください。
398	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	61	IV	7	(4)	空間構成計画	① 歩道状空地について、別添資料 24に示された位置は、道路地盤面との間に大きな高低差があり、公園敷地内で道路と同程度の高さに歩道を設置することは大規模な造成を伴うために現実的ではない。歩道状空地と道路との間に相応の高低差を想定した計画とすることはできるか？	原則的に、歩道状空地の位置は現状道路に接し、歩道状空地レベルは道路レベルから0から数センチ程度を想定しています。
399	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	62	IV	7	7	設備計画	公園に配備する「公衆無線LANサービス」について。サービス時間は公園と同じ24時間365日を必須とするのかどうか教えてください。	現時点で、サービス時間について公園と同じ24時間365日を必須とは考えていません。提案に委ねます。ただし、集いの拠点(本施設)が開館している時間については必須とします。
400	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	62	IV	7	7	設備計画	集いの拠点施設内の「公衆無線LANサービス」について。八王子市図書館の「公衆無線LAN(Hachioji Free Wi-Fi)」は市内図書館共通で使用できると理解しておりますが、本施設への導入はしないということでしょうか。	市の負担による導入は行わない予定です。業務要求水準を充足するようにPFI事業者において公衆無線LANサービスを設置してください。あわせて、No.358の回答を参照してください。
401	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	63	IV	7	(8)	植栽計画	③姉妹都市の連携協力において、「連携協力のシンボルとなるものを配置する予定」とありますが、ものによって配置スペースの規模や位置、その説明に必要な案内板の内容・形状、立ち入り抑止策が大きく変わると考えます。その場合の費用の考え方については、募集要項時にPFI事業者側で事業費積算が可能な情報が提示されるという理解でよいでしょうか。	市の木等の樹種選定については、PFI事業者、市、姉妹都市(苫小牧市、日光市、小田原市、寄居町)の3者で樹種を選定し、PFI事業者の負担において樹木等(樹木であれば樹高2～4m以上、1市町2～3本くらい)を用意することを想定しています。  参考 自治体名/市(町)の木/市(町)の花 苫小牧市/ナナカマド/ハスカップ 日光市/モミジ・シラカンバ/ニッコウキスゲ・ヤシオツツジ 小田原市/クロマツ/ウメ 寄居町/ヤマザクラ/カタクリ

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
402	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	63	IV	7	(9)	主な公園施設計画	屋外トイレは洗浄便座とする必要はあるでしょうか。	提案に委ねますが、洗浄便座の維持管理に係る費用・管理体制についても考慮の上ご提案ください。
403	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	64	(9)	④	ア	倉庫	倉庫を独立棟とする場合、敷地設定が必要になりますか？	倉庫、四阿、大屋根広場等について、敷地設定が必要となる場合は、公園の管理機能が本体建物とは別棟となっている場合です。業務要求水準書(案)「IV.6.(1)①」を参照してください。また、誤解がないように表現を改め、募集要項公表時に示します。
404	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	64	(9)	④	イ	ごみ箱	食フェス等のイベント実施時における臨時設置は可能でしょうか？	可能です。
405	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	64	IV	7	(10)	①来園(来館)者用駐車場	「キャッシュレス決済等、…」とあるが、キャッシュレス決済時の手数料について、処理は手数料分を支出項目に含めることとするか、または収受した実際の金額(実際の利用料金から手数料分をひく)とすべきかご教示いただきたい	キャッシュレス決済時の加盟店手数料はPFI事業者が負担する前提での提案を求めます。
406	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	65	(10)	④		来園者用自転車置場	シェアサイクルの事業者は市が選定しますか？また、設備の設置についてはシェアサイクル事業者の負担という理解でよろしいでしょうか？	No.314及びNo.315の回答を参照してください。
407	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	65	IV	7	(10)	駐車場・自転車置場計画	④来園(来館)者用自転車置場において、「シェアサイクルスペースとして、180cm×1,200cmを確保すること。」とありますが、シェアサイクルの運用は本業務には含まれず、単にスペースを確保すればよいと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
408	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	65	IV	7	(10)	来園(来館)者用自転車置き場	自転車置き場及び自動二輪車用駐車場は、放置駐輪を抑制する目的で、課金制を導入することは可能でしょうか。	来園(来館)者の自転車置き場及び自動二輪車用駐車場は、課金制を想定していません。なお、八王子市内の他の公園でも、自転車及び自動二輪車の駐輪・駐車に対する料金徴収は行っていません。
409	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	65	IV	7	(10)	駐車場・自転車置場計画	信号標識とは、交差点名標識のことでしょうか。	御理解のとおりです。
410	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	65	(10)	⑤		その他	信号標識の製作及び取り換えは事業者が行うのでしょうか？	御理解のとおりです。
411	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	66	IV	8	(1)	共通業務	各段階において契約時とのコスト比較を行うとありますが、各段階とは、具体的にどのような段階を指しているのでしょうか。	設計業務期間においては、基本設計段階、実施設計段階を想定しています。工事業務期間においては、設計内容に変更が生じた場合に適宜行うことを想定しています。
412	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	66	IV	8	(1)	③関係者との調整等 ア 市との調整	「設計・建設協議会」の定例会の開催頻度・タイミング等、想定がありましたらご教示ください。	開催頻度は、設計や建設の進捗状況により決定したいと考えていますので、現時点では未定です。
413	1	0	0	0	0	要求水準書(案)本文	68	IV	8	(2)	設計業務	①ア事前調査の(イ)交通量調査等に関して、市が実施した交通量調査等の結果を開示していただけますでしょうか。	募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示します。
414	1	0	0	0	0	要求水準書(案)本文	68	IV	8	(2)	設計業務	①ア事前調査の(イ)交通量調査等に関して、「ほかに必要な調査」とはどのような調査を想定しているかご教示ください。	警視庁との協議を行う中で必要となる調査を指しています。
415	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	68	IV	8	(2)	①調査 ア 事前調査 (イ)交通量調査等	市が実施した交通量調査等の結果は公表されるものと考えて宜しいでしょうか。	No.413の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
416	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	70	IV	8	2	設計業務	基本設計書の提出の図面データについて、autocad使用の際はjww及びdxfは不要であり、dwg及びPDFのみの提出が良いと考えてよろしいでしょうか。	autocad使用の際はdwg、dxf、PDFのすべてを提出してください。
417	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	72	IV	8	(2)⑥ウ(カ)	解体工事設計図	「解体工事設計図の修正」とありますが、解体工事の方法、敷地造成出来形等は事業者が提案するプランに合わせて多少の変更をすることは可能でしょうか。	御理解のとおりです。
418	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	72	IV	8	(2)	⑦透視図及び模型等の作成	模型製作において素材自由とありますが、グレードにより費用が異なるため、詳細なご指示をお願いいたします。	スチレンボードやスチレンペーパー等、画材店で入手可能な材料で製作できるものとします。
419	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	73	IV	8	(2)	⑧申請及び手続等	「木造舞台設置に伴い、建築防災評定や避難安全検証法等の適用が必要」となっているが、PFIの提案にあたって行政協議を行う事を想定しておりますでしょうか。行った場合でも、現段階で最終的な判断は受けることは難しいと想定されますので、設計者として想定する範囲での提案とし、受託した後、実現にあたって行政協議を行うということで宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
420	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	73	IV	8	(3)	建設業務	事前に市に提出する監理技術者届について、建築(施設の建設)及び土木(公園の建設)の監理技術者を配置する必要はあるでしょうか。	施設の建設及び公園の建設それぞれで監理技術者の配置が必要です。ただし、上記両業務を同一の者が行う場合、それぞれの監理技術者は兼務が可能です。
421	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	73	IV	8	(3)	建設業務	監理技術者の資格について、建築及び土木の資格を有している場合、一人で兼ねることはできるでしょうか。	No.420の回答を参照してください。
422	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	74	IV	8	(3)	建設業務	「町会の機運醸成や市によるPR」として特に主張したいものやイメージについてご教示いただけますでしょうか。	イメージの一例としては、工事の仮囲い塀などを利用し、集いの拠点施設の魅力を周知したり、一時的に地元の町会掲示スペースや、近隣の子どもの絵画展示など、地元町会などと協力連携し合いながら、集いの拠点整備のPRに努めていただきたいと思います。
423	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	75	IV	8	(3)	建設業務	⑦完成検査等 ウ市の完成確認等について、デジタルサイネージのように設備設置の時期と投影するコンテンツ完成時期にずれが生じるものに関して、完了検査時は設備の設置がなされていればよいという理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
424	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	76	IV	8	(3)	建設業務	⑨備品の設置:市の所有となる「建物と付加一体の備品」とは具体的にどのようなものかご教示ください。	床や壁に固定し、容易に移動できないジオラマ等の備品を想定しています。御意見として承り、募集要項公表時に示すことを検討します。
425	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	76	IV	8	(3)	建設業務	⑨備品の設置において、「情報機器の設置に関しては、市で情報機器に関して設けている基準又は注意点を満足すること」とありますが、対象となる情報機器の範囲、種類等について、具体的にお示しください。	集いの拠点施設において、情報機器作業に従事する職員及び指定管理者等すべての労働者が使用する情報機器について、対象です。情報機器については、ディスプレイを備えた端末等と規定しています。詳細については、募集要項公表時に示します。
426	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	76	IV	8	(3)	建設業務	⑨備品の設置:事業終了後の事業者の所有物またはリース契約品の処分・引渡しについて考え方をご教示ください。	No.346の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
427	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	77	IV	2	4	工事監理業務	工事監理について、「四会連合協定建築設計・監理業務委託契約書類」によると記載がありますが、公園の外構、既存擁壁、法面処理、道路、下水等の土木工事は、この建築仕様での監理が困難と考えています。このため、「八王子市土木工事共通仕様書」の通りの施工が実施されていることを監理するという理解でよろしいでしょうか。	土木工場の施工にあたっては、東京都建設局「土木工事施工管理基準」を適用してください。その他、施工にあたっての基準は、募集要項公表時に示します。
428	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	77	IV	8	4	工事監理業務	③工事監理において、「工事監理業務は常駐監理(建築担当者1名、設備担当者1名、公園担当者1名は最低常駐とする)とし」との記載がありますが、公園担当者の所属先企業の資格要件のみで、個人の資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
429	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	77	IV	8	(4)	③工事監理	「工事監理業務は常駐監理(建築担当者1名、設備担当者1名、公園担当者0名は最低常駐とする)」とありますが、常駐監理につきまして、工程に合わせた人員配置とすることで宜しいでしょうか。	業務要求水準書(案)の記載は「工事監理業務は常駐監理(建築担当者1名、設備担当者1名、公園担当者1名は最低常駐とする)とし、(以下略)」です。その上で、常駐監理については、御理解のとおりです。
430	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	77	IV	8	(4)	③工事監理	「工事監理業務は常駐監理(建築担当者1名、設備担当者1名、公園担当者1名は最低常駐とする)」とありますが、建設工事期間と考えて宜しいでしょうか。(解体工事・準備工事等は除く)	御理解のとおりです。なお、公園担当者については、公園の施工期間に常駐が必要と考えています。
431	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	79	V	1		業務の目的	開館準備期間として、維持管理や警備などの記載を見ると、施設引き渡し後、開館までの期間を想定されているようにも見えます。ブランディングにおいてロゴ・シンボルマーク作成、開館前の広報や開館前イベントなど多岐にわたる業務を行うには、施設の設計段階から開館準備業務を行う必要があるのではないかと考えられますが、市のサービス対価の積算において、いつから開館準備業務を行うことを計画しているかを開示いただけますでしょうか。	No.69の回答を参照してください。
432	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	79	V	2	(2)	業務開始後	①開館準備業務の報告に係る資料において、ア業務日報・イ業務月報・オ年報(アニュアルレポート)については、開館準備業務初期の年次では準備検討段階のため、意義のある内容作成が困難な面もあると考えます。開館準備業務段階で上記は具体的にどのような内容を想定されているのか、考えをお示しください。	事業者が作成する業務日報・業務月報・四半期活動報告書・年次報告書については、PFI事業者が実施した業務の報告と想定しています。他方で、年報については、事業者が年次報告書としてまとめたものに、市が実施した活動内容も含めて対外的に示すことができる体裁での作成を想定しています。
433	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	80	V	3	(1)	開館までの施設の維持管理業務	【業務の流れ】に「施設の維持・管理(施設の引渡し前)」とありますが、施設整備業務としての施設引渡し前の維持・管理のことを指しているという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
434	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	80	V	3	(2)	開館準備期間における警備業務	記載のとおり、「施設の巡回警備」のみ実施すればよろしいでしょうか。(入退館管理などその他行うことはありますでしょうか)	御理解のとおりです。
435	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	80	V	3	(2)	警備業務	「要求水準上、不法投棄を発見した場合、収集できる大きさのものは移動すること。」とありますが、警備員では収集できない大きさの不法投棄があった場合は、貴市と協議の上対応するという認識でよろしいでしょうか。また、その処理に要する費用は貴市にて負担していただけるという認識でよろしいでしょうか。	警備員では収集できない大きさの不法投棄と処理費用の負担については、市とPFI事業者との協議により決定します。
436	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	80	V	3	(3)	ブランディング業務	業務の流れにおいて、ブランディング案の検討はPFI事業者で、決定するのは市とありますが、ブランディング業務を実施する主体はどちらでしょうか。	PFI事業者が実施します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
437	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	81	V	3	(4)	開館前の広報業務	①開館前の広報計画の作成、広報活動において、【要求水準】のなかに「PFI事業者独自の広報手段を活用し広報を実施すること。」とありますが、具体的にどのようなことを想定されているか考えをお示しください。	市の広報等ではない、PFI事業者側の広報活動を想定しています。
438	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	81	V	3	(4)	開館前の広報業務	②広報イベント、③オープニングイベント(内覧会、オープニングセレモニー、開館記念イベント)、開館前のイベントなどは、いずれも市とPFI事業者が協業して実施することとなっていますが、サービス対価に含まれる市が想定する予算規模とPFI事業者が想定・提案する予算規模に乖離があると、市の意向を汲んだ予算が確保できず、PFI事業者の創意工夫の範囲を超え実現できないことが考えられます。開館前の広報業務、イベント業務等に関するサービス対価の必要金額が積算できる参考資料等を開示いただけますでしょうか。	イベントは提案に基づくものと想定しています。現時点での想定人数は、以下のとおりです。 ②広報イベント(1回半日2,000人程度/開館前の時期) ③オープニングイベント ・内覧会(30回/1回30人程度の案内説明等) ・オープニングセレモニー(姉妹都市のVIP、市の議員来賓者等の対応等) ・開館記念イベント(1回1日5,000人程度)
439	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	81	V	3	4	開館前の広報業務	オープニングイベントの「内覧会」については、PFI事業者側でも招待客を選定してよろしいでしょうか。	具体的な運用については、市と選定されたPFI事業者との間で協議により検討するものと想定しています。
440	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	83	V	3	(6)	開館前イベント等の開催準備業務	②市主体のイベントの準備:市が計画したイベント案に関連する補助や関連業務を企画することとありますが、市が計画するイベントの想定回数をお示しください。	歴史・郷土ミュージアム単独で開館前に開催するイベントの想定はありません。
441	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	83	(6)	②		市主体のイベントの準備	市主体のイベントについて、その時期・内容・頻度は公募資料にて明記される予定ですか？また、明記されない場合、提案段階では、市主体の企画展の開催時期や頻度を考慮せずにPFI事業者主体のイベント計画を提案するという理解でよろしいでしょうか？イベントの実施に要する費用は市の負担という理解でよろしいでしょうか？	歴史・郷土ミュージアム単独で開館前に開催するイベントの想定はありません。
442	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	84	V	3	(8)	機運醸成のためのワークショップ等市民参加支援業務	内容検討及び企画については事業者、その後貴市と協議し進めるとありますが、事業費積算の根拠となるような、内容や回数・実施規模など貴市の意向がありましたらお示しください。	集いの拠点施設の様々な事業へ協力をいただけるよう、ボランティアやパフォーマー等のコミュニティの輪を拡げるような市民参加支援業務を想定しています。 ・内容(事業者の提案) ・回数(1年前位より4回程度/1回30名程度)
443	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	85	V	4	(2)	開館準備期間における草刈業務	【業務の流れ】に「公園(緑地部分)の維持・管理(引渡し前)」とありますが、施設整備業務としての公園引渡し前の維持・管理のことを指しているという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
444	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	86	V	5	(2)	備品等の設置業務	開業準備業務に備品等の設置業務が含まれていますが、建設業務において設置する備品等との違いをご教示ください。	建設業務に供する想定の子器・備品と開館準備業務に供する想定の子器・備品とが区別できるよう、本項目ならびに業務要求水準書(案)別添資料5「子器・備品リスト」を更新したものを募集要項公表時に示します。
445	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	87	V	5	(3)	選書業務(開館後を含む)	図書資料の準備業務として、選書、発注、受入、登録、配架とありますが、費用の負担は貴市が行うと理解してよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。事業者の負担となります。
446	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	86	V	5	(3)	選書業務(開館後を含む)	購入する資料に実施する「市の指定する適切な装備」とはどのようなものでしょうか。	募集要項公表時に、既存の図書館における装備の仕様書を業務要求水準書別添資料として公表します。なお、装備の詳細は市と協議の上決定することとします。本項及び業務要求水準書「VII-3.4.(1)⑤イ」を更新したものを募集要項公表時に示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
447	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	87	V	5	(3)	選書業務(開館後を含む)	収集計画の策定～収集資料の選書はPFI事業者の役割となっています。一方、要求水準書案P.7では選書業務は市が実施することとなっています。どちらが正しいでしょうか。	選書における最終的な確認・承認は、市が行うため、市の業務の中に選書業務を明記しております。あわせて、憩いライブラリにおける図書館資料収集の概要イメージについては、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として改めて示す予定です。
448	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	87	V	5	(3)	①図書資料の購入準備	「購入する資料については、全てを新本とし、市の指定する適切な装備をすること」とありますが、市の想定している装備仕様の設定はあるでしょうか？	No.446の回答を参照してください。
449	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	87	V	5	(3)	①図書資料の購入準備	購入資料はすべて図書であって、CD・DVD等のパッケージ型電子資料は含まれませんか？図書に、CD・DVD等が添付されている場合はいかがでしょうか？	パッケージ型電子資料・CD等を付録とした資料の提供は必須ではありません。提案とに基づき提供することは可とします。
450	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	87	V	5	(3)	選書業務(開館後を含む)	①図書資料の購入準備:購入する資料に実施する装備として、ICタグを貼付してもよろしいでしょうか。	ICタグについては、PFI事業者側の負担により貼り付けても結構です。ただし、ICタグによる資料管理方法については市の「指定管理者における情報セキュリティガイドライン」に沿って運用していただきます。「指定管理者における情報セキュリティガイドライン」については、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。あわせてNo.446の回答を参照してください。
451	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	87	V	5	(3)	②資料の発注	「発注情報のモニタリング」の具体的な業務・作業想定を提示をお願いします。	市の資料収集方針に基づいて選書した資料が適切に発注されているかどうか、市が、購入資料の一覧と発注データとの照合を行うことを想定しています。
452	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	87	V	5	3	選書業務(開館後を含む)	「発注データの入力」についてPFI事業者の業務とありますが、開館前について、PFI事業者に図書端末と図書端末利用可能な環境が支給されるという理解で良いでしょうか。環境がない場合はデータ入力や受け入れには制限が生じるものと思われま。	御理解のとおりです。なお、PFI事業者に対して図書端末と図書端末利用可能な環境を支給する時期については、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
453	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	87	V	5	3	選書業務(開館後を含む)	「ローカルデータの確認」について八王子市図書館で現在実施されている業務の流れをお教えてください。	ローカルデータの確認の詳細は、選定されたPFI事業者に対してマニュアルとして示すことを想定しています。
454	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	87	V	5	(3)	④MARC作成・登録	「MARCのない資料についてMARCを作成し登録」とありますが、MARCのある・なしは、八王子市立図書館で購入しているMARCが対象となるでしょうか？	御理解のとおりです。
455	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	87	V	5	(3)	④MARC作成・登録	MARKのない資料とはどのような本を想定していますか？MARKの作成・登録に関する市のマニュアル等をご提示いただきたい	MARCのない資料とは、本市でMARCを購入していない資料のことを示します。MARCの作成・登録に関するマニュアルについては、選定されたPFI事業者に対してマニュアルとして示すことを想定しています。
456	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	87	V	5	3	選書業務(開館後を含む)	MARCのある資料はどのような登録の流れになるのかお教えてください。	MARCの作成・登録に関するマニュアルについては、選定されたPFI事業者に対してマニュアルとして示すことを想定しています。
457	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	87	V	5	(3)	⑥施設内閲覧用電子定期刊行物	現在、八王子市の図書館で契約しているサービス・内容・年間契約料等(費用一式)を全てご提示いただきたい。	現在、契約の実績はありません。「dマガジン for Biz」(株式会社NTTドコモ)や、本年4月から開始される予定の「電子図書館『LibrariE & TRC-DL』における電子雑誌配信サービス」(株式会社富士山マガジンサービス)を想定しています。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
458	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	88	V	5	(3)	⑥施設内閲覧用電子定期刊行物の提供準備	「新聞系データベース2種以上、法律関連データベースを提供すること」とありますが、オンラインデータベースでの予算範囲の設定等はあるのでしょうか？	憩いライブラリの運営に必要な費用として、サービス対価に含まれます。
459	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	88	V	5	(3)	⑥施設内閲覧用電子定期刊行物の提供準備	「施設内閲覧用電子定期刊行物電子書籍閲覧用機器」とありますが、館内に機器として設置するのではなく、図書館が貸し出すタブレット、利用者が持ち込む電子機器等、利用者の手元などで使用できる機器の貸出サービス等での対応も可能でしょうか？	御理解のとおりです。
460	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	88	V	5	(3)	選書業務(開館後を含む)	施設内閲覧用電子定期刊行物電子書式閲覧用機器の整備は、費用の負担を含めて、建設業務に含まれず、開業準備業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
461	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	88	V	5	(3)	⑦オンラインデータベースの提供	現在、八王子市の図書館で契約しているサービス・内容・年間契約料等(費用一式)を全てご提示いただきたい。	新聞・雑誌記事情報は「聞蔵Ⅱビジュアル」(朝日新聞社)、「日経テレコン21」(日本経済新聞社)、「ヨミダス歴史館」(読売新聞社)、法律・判例情報は「官報情報検索サービス」(国立印刷局)「D1-Law.Com」(第一法規株式会社)を契約しています。あわせて、下記のウェブサイトを参照してください。  <a href="https://www.library.city.hachioji.tokyo.jp/online_db.html">https://www.library.city.hachioji.tokyo.jp/online_db.html</a>  年間契約料等については、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
462	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	88	V	5	(3)	⑧施設内閲覧用電子定期刊行物電子書籍閲覧用機器の整備	タブレット利用者数を満たす機器数とあるが、機器数提案は事業者の裁量で用意すると理解して良いか。また「満たす」の定義をどのように考えておられるのかを教示していただきたい。	「施設内閲覧用電子定期刊行物閲覧用機器」の種類や数量については、市との協議により決定します。また、「満たす」の定義については、導入する電子定期刊行物を利用者が快適に閲覧できる状況と考えておりますが、ネットワーク環境の整備も踏まえ、市とPFI事業者との協議により決定していきます。
463	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	88	V	5	3	選書業務(開館後を含む)	「施設内閲覧用電子定期刊行物」について、サービス選定はPFI事業者となっておりますが、市との協議は不要との理解でよろしいでしょうか。	「施設内閲覧用電子定期刊行物」についても、市とのPFI事業者との間で協議を行うこととし、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
464	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	89	V	5	(4)	端末の配置等業務	図書館システム機器の選定、端末の購入は貴市が行うとされているので、これらの業務に関する提案は不要であると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
465	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	89	V	5	(4)	端末の配置等業務	端末の配置はPFI事業者の役割となっております。一方、要求水準書案P.7では端末の配置業務は市が実施することとなっております。どちらが正しいでしょうか。	市では端末の選定・購入を行い、これらが「端末の配置等業務」に含まれています。端末の配置についてはPFI事業者が行いますが、配置時期については、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
466	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	89	V	5	4	端末の配置等業務	図書館システムの端末の配置について、スケジュール調整は市が行い、万が一機器の選定が遅くなり配置が開館に間に合わない場合は市の責任となる、という考えでよろしいでしょうか。	詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
467	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	89	V	5	(4)	①図書館システム機器の選定	ここでいう図書館システムとはどのようなものを想定していますでしょうか？当ライブラリは新時代の新しいサービスを提供する貸し出しをしない図書館を目指されていますが、従来の図書館に配架されている図書を取り寄せできる、あるいは、探している資料がどこの図書館にあるかを知るためのシステムでしょうか。	御理解のとおりです。
468	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	89	V	5	(4)	②図書館システムとの接続	提案時においては、現在の市立図書館が使用している図書館システム(バージョンアップされたもの等)を想定した計画とすればよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
469	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	89	V	5	(4)	②図書館システムとの接続	施設外(公園内)への持ち出し等の処理で市立図書館の使用している図書館システムを利用することは可能でしょうか？	既存の図書館システムは、公園内への持ち出し等に特化した処理機能は有しておりません。既存の機能を使用し、運用上、通常の貸出処理と区別する形で利用することは可能と考えます。
470	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	89	V	5	(4)	②図書館システムとの接続	市立図書館の使用している図書館システムと連携したシステムの導入の提案が採用された場合、開館時の市立図書館システムが想定できないことから、貴市と調整をすればよろしいでしょうか？	既存の図書館システムとの連携を要するシステムを導入する場合には、導入前に、市と事業者とで調整を行う必要があると考えております。あわせて、本事業の応募者は、募集要項に示す「応募者の備えるべき参加資格要件」を充足してください。
471	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	89	V	5	(4)	②図書館システムとの接続	図書館システムとは、図書館業務管理システムのことを想定すればよろしいでしょうか？それ以外の対象システムがございましたら具体的なシステム機能も合わせてお示しをお願いします。	御理解のとおりです。現時点で、図書館システム以外のシステムとの接続は想定しておりません。あわせて、No.470の回答を参照してください。
472	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	89	V	5	(4)	②図書館システムとの接続	八王子市の図書館システムを接続するにあたっては、セキュリティの観点から、施設内ネットワークとは別のネットワークを用意する必要がありますでしょうか。	ネットワーク環境については、御理解のとおりですが、図書館システムを利用するためのネットワーク環境は、市が整備します。
473	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	89	V	5	(4)	②図書館システムとの接続	【上記の質問に関連して】施設内のネットワークとして、 A)事業者が業務に使用する通信回線 B)図書館システムのネットワーク(※Aで示した通信回線で共用出来ない場合) C)利用者向けの公衆回線(無線LAN等) のほか、別系統で用意すべきネットワーク回線があればすべてを具体的な用途を含め提示いただきたい	No.358の回答を参照してください。
474	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	89	V	5	(5)	小展示等の開催準備業務(開館前)	小展示の準備はPFI事業者の役割となっています。一方、要求水準書案P.7では小展示の準備業務は市が実施することとなっています。どちらが正しいでしょうか。	No.199の回答を参照してください。
475	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	90	V	5	(6)	利用者対応業務	①開館後の施設の貸出等：【業務の流れ】において、当日受付・貸出対応・返却対応等がありますが、「V.開館準備業務」内の業務範囲としては事前予約のみという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
476	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	90	V	6	(1)	開館までの施設の維持管理業務	【業務内容】に「建物引き渡し後の施設の維持管理」とありますが、【業務の流れ】に「施設の維持・管理(建物の引渡し前)」と記載があります。これは業務内容に従い、施設引き渡し後の維持管理を行うという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の部分は、業務内容として建物竣工から供用開始(開館)までの施設の維持管理を想定しており、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
477	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	91	V	6	(1)	清掃計画	「清掃計画の作成にあたってはIPM専門員の助言を得ること。」とありますが、ここでいうIPM専門員は第三者的な立場の者ではなく、要求水準書97ページ(2)イその他有資格者に記載されているIPM専門員が担うという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
478	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	91	V	6	(2)	事務所および収蔵品等の移転業務	①備品什器・消耗品の移転および、②収蔵品の移転 ア収蔵品・ウ蔵書について、事業費積算をするためには移転物リストなどの提示や市の想定している概算費用の提示が募集要項時提示されるという理解でよいでしょうか。また、実際の移転時までに移転該当物が増加することも考えられ、それによりコスト増の可能性もありますが、その際の費用負担の考え方についてお示しください。	参考データとして、現時点で移転対象として想定している所蔵品一覧を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。なお、郷土資料館では毎年300点近く歴史資料の寄贈があることを考慮して移転費用の提案をお願いします。
479	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	91	V	6	(2)	事務所及び収蔵品等の移転業務	ア展示ケース等の備品の移転、イ事務机等の備品、消耗品の移転はPFI事業者の役割となっています。一方、要求水準書案P.7では備品・消耗品の移転業務は市が実施することとなっています。どちらが正しいでしょうか。	備品・消耗品の移転はPFI事業者が担います。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
480	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	91	V	6	(2)	事務所及び収蔵品等の移転業務	「②収蔵品の移転」について、移転対象となる収蔵品のリストを開示いただけますでしょうか。	No.478の回答を参照してください。
481	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	91	V	6	(2)	事務所及び収蔵品等の移転業務	収蔵品の移転はPFI事業者の役割となっています。一方、要求水準書案P.7では収蔵品の移転業務は市が実施することとなっています。どちらが正しいでしょうか。	収蔵品の移転はPFI事業者が担います。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
482	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	91	V	6	(2)	事務所及び収蔵品等の移転業務	②「収蔵品の移転」について、現保管場所から歴史・郷土ミュージアムへの収蔵品の移送につきまして、美術輸送を含む輸送の委託、支払等は市の業務という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。収蔵品の輸送の委託、支払等はサービス対価に含まれます。
483	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	93	(4)	②		市主体の企画展の準備	市主体の企画展について、その時期・内容・頻度は公募資料にて明記される予定ですか？また、明記されない場合、提案段階では、市主体のイベントの開催時期や頻度を考慮せずにPFI事業者主体の企画展計画を提案するという理解でよろしいでしょうか？企画展の実施に要する費用は市の負担という理解でよろしいでしょうか？	企画展の開催費用はサービス対価に含まれます。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
484	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	93	V	6	(4)	展示準備業務	開館初年度に実施する企画展について、市が展示計画案を作成した後に、PFI事業者が関連業務企画案を作成、その後<<協議・常設展計画の決定>>という流れが示されています。協議・市主体の企画展計画の作成ではないでしょうか。	御指摘を踏まえ、募集要項公表時に示します。
485	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	93	V	6	(4)	展示準備業務	開館初年度に実施する企画展について、市が展示計画案を作成した後に、PFI事業者が関連業務企画案を作成、その後協議・常設展計画の決定という流れが示されています。市が市主体の企画展の展示計画案を作成し、PFI事業者に提示される概ねの時期をお示しください。	市が市主体の企画展の展示計画案を作成します。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
486	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	93	V	6	(4)	展示準備業務	②「市主体の企画展の準備」について、「企画展の展示計画に基づき設備・環境・家具等の整備にあたること」とあり、これらに要する費用はサービス対価に含まれるものと思しますが、提案時の事業計画に盛り込んでおくべき年額をお示しください。	原則として御理解のとおりです。御指摘の費用はサービス対価に含まれます。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
487	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	93	V	6	(3)	開館前の広報業務	要求水準には「実施設計終了後、建設予定の館建物について周知するためのリーフレットを製作すること。」とありますが、具体的な部数や仕様、配布先の想定・数などお示しください。	八王子市郷土資料館の企画展ポスター・ちらし等の制作部数・配付先一覧等については、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。また、当該リーフレットについては、事業者の提案も踏まえ、市が、選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
488	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	94	V	6	(4)	展示準備業務	④「レファレンス及び郷土ラボの運営準備」とありますが、蔵書資料データの入力について、入力の対象となるのは、「歴史・郷土ミュージアム管理運営方針」4ページ目に記載されている開館時の蔵書数4万冊全てでしょうか。	御理解のとおりです。
489	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	94	V	6	(4)	展示準備業務	⑥キッズコーナーの運営準備において、室内及び遊具等の安全確保、道具の用意及び管理という記載があります。また、各室諸元表において遊具は、高尾山や八王子城をイメージしたものにするなど八王子の歴史との関連性を大切に空間づくりとすることが望ましいとの記載があります。一方、遊具について該当する記載が什器・備品リストなど他に見当たりませんが、設計業務、建設業務において準備すると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
490	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	95	V	6	(4)	展示準備業務	「⑧歴史資料の燻蒸」について、燻蒸対象と想定している資料をご教示ください。	現時点では、歴史・郷土ミュージアムの収蔵庫に収蔵する歴史資料の全体を燻蒸の対象として想定しています。
491	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	96	VI	2	(1)	総則	計画修繕は大規模修繕ともいうとされていますが、計画修繕(大規模修繕)の定義、範囲等についてご教示ください。	建物全体に行う修繕工事で工事期間が長期にわたるものです。
492	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	96	VI	2	1	総則	非常時の対応について、憩いライブラリほか集いの拠点の休館措置はどう考えればよいでしょうか。例えば職員がそろわない場合の措置は、PFI事業者から休館の協議をして構わないのでしょうか。	詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
493	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	97	VI	2	(2)	業務の調整等に関する事項	ア 法令に基づく有資格者について、電気主任技術者の選任が求められておりますが、非常駐での選任でもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
494	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	97	VI	2	(2)	ア有資格者	電気主任技術者、防火管理者、建築物環境衛生管理技術者については選任すれば良く、事業対象施設への常駐までは求めているという理解でよろしいでしょうか。	原則として、御理解のとおりですが、防火管理者については、消防と調整が必要と考えます。
495	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	97	VI	2	(2)	イその他資格者	文化財IPMコーディネーターの有資格者からIPM専門員を選任すると記載がございますが、選任であって常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
496	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	97	VI	3	(1)	①業務計画書等	「業務開始の6ヶ月前までに提出」とありますが、竣工後、施設の状況を把握するには、かなりの時間を要しますので、2ヶ月前までなど提出期日についてご猶予いただけないでしょうか。	御意見として承り、募集要項公表時に示します。
497	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	98	VI	3	(2)	業務開始後	②業務の記録に、「業務全般的な経過を記載した書面の作成」、「一業務が終了した場合にはその内容を記載した書面を作成」とありますが、フォーマットを市と協議した上で、日常的な業務については各業務の報告として日報を作成、定期的な業務については作業報告書を作成するという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
498	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	98	VI	3	(2)	②業務の記録	修繕記録を作成する修繕は、修繕に要する費用が発生ものだけでよいでしょうか。日常的に現場職員で対応する小修繕は、対象外としていただけませんか。	日常的に現場職員で対応する小修繕は、対象外とします。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
499	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	99	VI	4	(1)	②イ 用具・資材等の準備	「準備する」と記載がありますが、費用負担は、貴市・事業者どちらになりますでしょうか。また、衛生消耗品や感染症対策の消毒液、光熱水費等は、貴市・事業者どちらの負担になりましょうでしょうか。	全てPFI事業者の負担となります。
500	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	100	VI	4	(4)	①一般事項	建築物の保守管理の記録等を作成し、紙ベースの点検記録は5年以上保管することと記載がございすが、紙ベースの点検記録をPDF等のデータとして保管することも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	市とPFI事業者との協議により、書面もしくはデータでの保管を行うことが可能です。
501	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	102	VI	4	(2)	定期点検等及び保守業務	②建築 チ、展示室、およびテ、移動間仕切りについて、展示替えに伴って発生する軽微な破損等に対し応急処置を行うとありますが、軽微な破損等とは、常駐設備員で応急処置できるレベル程度の破損を指すという理解でよろしいでしょうか。(内装工事業者で修復するレベルのものは除く)	御理解のとおりです。
502	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	102	VI	4	(2)	定期点検及び保守業務	②ト「収蔵庫」について、24時間空調は必要でしょうか。	御理解のとおりです。24時間空調としてください。
503	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	102	VI	3	(2)	ナ 木造舞台	木造舞台・舞台機構設備の保守点検を1年に1回以上行うこと。・舞台照明設備の保守点検を1年に1回以上行うこと。とありますが、過去に実施していた報告書がありましたら、開示していただけませんか。	市で過去に実施はしていません。
504	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	102	VI	3	(2)	ナ 木造舞台	木造舞台の運搬、組み立ては事業費に含めるとの記載が別添資料21の01図面に記載されていますが、市で過去に運搬・組み立てを行っていましたが、当時の費用をお示しいただけませんか。	市で過去に運搬・組み立てはしていません。
505	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	107	VI	4	2	定期点検等及び保守業務	施設利用ルールに違反する利用者の立ち入りについて、退去させる場合の権限は通常行政側(市)にあるのではないかと考えます。今回、PFI事業者にどの程度の権限があると考えていらっしゃるのかお教えてください。	指定管理者には、施設の使用許可等に関する権限があります。また、施設利用ルールに違反する者に対する、入場を拒み、又は利用を制限し、若しくは退場を命ずること、等を本施設の設置及び管理に関する条例で定めることを想定しております。
506	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	108	VI	4	(2)	定期点検等及び保守業務	⑩みんなの公園 カ 植栽に「業務対象面積×維持管理基準(別添資料41「みんなの公園の維持管理基準」を参照すること)の作業回数の合計(年間)<延べ作業面積(年間)」 「・維持管理基準は最低限の作業回数等を定めたものであり、別途定めるものとするが、状況に応じて対応することが望ましい。ただし、延べ作業面積の合計は、各業務対象面積に維持管理基準の作業回数を乗じた面積の合計を超えていなければならない。」と記載がありますが、別添資料41「みんなの公園の維持管理基準」内の作業項目の内一つでも基準以上の回数を実施すれば、延べ作業面積の合計値は要求水準を超えるという理解でよろしいでしょうか。考え方についてご教示お願いいたします。	維持管理基準については、公園全体が適正な時期に維持管理されることを目的に、標準的な維持管理回数及び面積を定めているものです。「作業項目のうち1つでも基準以上の回数を実施すればよいか」という御質問ですが、公園全体を見渡した適正な維持管理の観点からこの考え方はそぐわないものと考えます。
507	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	113	VI	4	(4)	修繕業務	空調設備機器の更新は本事業の範囲外と記述されていますが、具体的な理由をご教授ください。	機器の更新による工事が長期にわたることが想定されるため、事業終了後に次期事業のPFI事業者によって実施します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
508	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	113	VI	4	(4)	修繕業務	P113図に示される、募集要項等公表時の施設整備要求水準以上の個々の建築資機材が有する仕様・機能の余裕分を見込むとありますが、市の考える要求水準以上の仕様・機能余裕分とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。	業務要求水準書を基準とする際に、当該基準を上回る部分です。
509	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	113	VI	4	(4)	修繕業務	総則96ページにて、「なお、事業期間中に発生する修繕業務は、市の帰責事由、不可抗力を除き、全てPFI事業者の事業範囲とする。」とありますが、113ページに「空調設備機器の更新は本事業の範囲外とし、事業終了後にPFI事業者以外の者によって実施されるものとする」とあります。修繕業務として、空調機の更新が事業の範囲内外どちらなのかご教示願います。	空調設備機器の更新は本事業の範囲外です。
510	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	114	VI	4	(5)	清掃業務	定期清掃の範囲、頻度、実施回数等については、要求水準を満たす範囲で事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。もしくは想定される定期清掃の範囲、頻度、実施回数がありましたらご教示いただけないでしょうか。	業務要求水準を充足する限りにおいて提案に委ねることについて、御理解のとおりです。
511	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	119	VI	4	(5)	清掃業務	③建物外部の清掃 オ、みんなの公園について、敷地内に第三者により不法に投棄された廃棄物(自転車や家具、電化製品など)の処理・処分費については市のご協力を得られないのでしょうか。	市では対応いたしません。
512	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	120	VI	4	(6)	環境衛生管理業務	「建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理技術者に、文化財IPMコーディネーターの資格保有者を選任し～なお、要求水準を充足する限り常駐することを求めるものではない。」とありますが、IPM専門員は、第三者である専門企業へ再委託することも可能という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
513	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	121	VI	4	(6)	環境衛生管理業務	④ねずみ等の調査及び防除 イ手順 (ウ)寄贈資料等の燻蒸・脱酸素処理等について、寄贈資料等を収蔵庫等に入れる想定回数(/年間)、点数についてご教示、もしくは基準を示していただけないでしょうか。	寄贈資料の燻蒸に対する考え方については、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示します。
514	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	121	VI	4	(6)	④イ(ウ)寄贈資料の燻蒸・脱酸素処理等	要求水準書172ページに「資料の燻蒸」とあることから、本業務は運営業務の区分とし、維持管理業務から削除していただけないでしょうか。	御指摘を踏まえ、募集要項公表時に示します。
515	0	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	122	VI	4	6	⑮病虫害の防除	「特定外来生物」の詳細について、本事業で想定される種類をご教示願います。	基本的には環境省のホームページに記載されている全てが該当します。  <a href="http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/files/siteisyu_list.pdf">http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/files/siteisyu_list.pdf</a>  本事業の事業用地において、現在想定される主なものとしては、オオキンケイギク、アレチウリ、クビアカツヤカミキリ、アライグマなどですが、現時点ではいずれも未確認です。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
516	0	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	122	VI	4	7	①一般事項	「歴史・郷土ミュージアムにおいて、国宝・重要文化財等を借用・展示する場合は毎日24時間の有人警備を行うこと」とありますが、国宝等が展示されている部屋に常時配置ではなく、施設内に常時警備員を配置することが条件であり、センサーやカメラ等活用し、異常時に駆け付けたり、開館や閉館時の警備方法を含め、ご提案できるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘を踏まえ、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
517	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	122	(7)	①		一般事項	市として、ミュージアムにおいて国宝・重要文化財等を借用・展示する予定はありますか？その場合、予定されている年間日数をお示し下さい。	国宝・重要文化財等を借用・展示する予定を含め、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
518	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	122	VI	4	(7)	警備業務	国宝・重要文化財等を借用・展示する場合を除き、警備は24時間365日の業務実施が必須ではないという認識でよろしいでしょうか。	御指摘を踏まえ、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。あわせて、No.516の回答を参照してください。
519	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	122	VI	4	(7)	警備業務	国宝・重要文化財等を展示する場合、毎日24時間有人警備を行うこととあるが、展示期間は1回あたり何日間であるか、市が想定している期間をご教授下さい。	No.518の回答を参照してください。
520	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	122	VI	4	7	警備業務	「歴史・郷土ミュージアムにおいて、国宝・重要文化財等を借用・展示する場合は、毎日24時間の有人警備を行うこと。」とありますが、その他通常時の有人警備体制はどういった時間帯を想定されていますか。(例：開館時間に合わせた体制)	No.518の回答を参照してください。
521	0	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	123	VI	4	7	②施設警備業務 キ 巡回監視	エレベーターの運行管理は、時間や日程によって停止、運転操作が日常的に発生するのでしょうか。それとも稀に必要なに応じて発生するのでしょうか。	エレベーターの運行管理は、開館時間中に最低2時間ごとに巡回監視し、運行に支障が無いことを確認するとともに、故障や事故、火災等が発生した場合に停止、運転操作等が必要となります。
522	0	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	123	VI	4	7	②施設警備業務 キ 巡回監視	貴重品については、速やかに警察に届けるとありますが速やかには、どの程度を差しますでしょうか？	原則として同一の日の開館時間中を想定しております。
523	0	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	124	VI	4	7	②施設警備業務 キ 巡回監視	「開館時間中の巡回は2時間置きと理解しますが、巡回中においても防犯防災監視や拾得物の取扱いができる体制を構築しなければいけないという理解でよろしいでしょうか。	警備員の巡回業務の役割もありますが、防犯防災監視や拾得物の取扱いが出来る体制は、施設内の業務従事者で対応していただいても構いません。
524	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	125	VII	3		指定管理者制度について	指定管理者の指定の議決が得られなかった場合の事業契約の取扱いについてご教示願います。	実施方針別紙1「リスク分担表(案)」における契約締結リスクに定めています。詳細は募集要項公表時に公表する「事業契約書(案)」において示します。
525	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	126	VII-1	4	(1)	利用料金収入の取扱い	市とPFI事業者が共同で行う事業に関しては、収入はどのように分配されるのでしょうか(市が主催者として実施し、PFI事業者が一部の費用や業務を負担している場合など)	市と事業者が共同で行う場合でのイベント事業等では、事前協議の上、その責任と役割分担、経費負担について決定していくものと考えます。
526	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	126	VII	4	1	利用料金収入の取り扱い	参加者・観客等からの金銭徴収事務の業務はPFI事業者への委託事業となるのでしょうか。	御理解のとおりです。
527	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	127	VII-1	6	(1)	利用者対応業務	①利用者の案内等 ア多言語案内において、「日本語を母国語としない利用者の対応」とありますが、対応言語や言語数に関しては、事業者提案によるという考えでよろしいでしょうか。	No.273の回答を参照してください。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
528	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	128	VII	6	1	利用者対応業務	拾得物については、貴重品ではなくても館内放送で来館者に持ち物の確認をする行為はリスクが高いと考えます。安全性を考慮し、よりよい対応方法をPFI事業者側でも再検討の上運用方法を決定する認識で問題ないでしょうか。	問題ありません。事業者からの提案を期待しています。
529	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	129		②		貸出	貸出に関する利用料金収入は全て事業者の収入となるという理解でよろしいでしょうか？	市は、PFI事業者を本施設の指定管理者に指定し、有料貸館の貸出に係る利用料金は直接、PFI事業者の収入とすることを想定しています。
530	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	129		②	ア	有料貸館貸出	貸館をはじめ各施設の貸出に当たっての減免規定について、その範囲や減免額等について公募資料にて明記される予定ですか？明記されない場合、収支計画上、どのように見込めばよろしいでしょうか？	No.49の回答を参照してください。
531	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	129	VII-1	6	(1)	利用者対応業務	②貸出ア-有料貸館貸出(自習スペース(一部)、スタジオ)：利用申請受付時には「八王子市施設予約システム」を使用するという認識でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に公表します。
532	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	129	VII-1	6	(1)	利用者対応業務	②「貸出」について、活動展示室や大屋根広場等の利用申し込みの受付は、市の施設予約システムを利用して行うのでしょうか。	No.531の回答を参照してください。
533	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	130	VII	6	1	利用者対応業務	有料貸館の利用受付をするにあたり、現在、八王子市が活用しているWeb予約システム(八王子市予約システム)を利活用できますか。	No.531の回答を参照してください。
534	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	130	VII	6	1	利用者対応業務	有料貸館の利用受付をするにあたり、現在、八王子市が活用しているWeb予約システム(八王子市予約システム)を利活用できると仮定した場合において、よりよいサービスを提供する為に既存のシステムを改修する、その費用を市側で負担するという事は可能でしょうか。	No.531の回答を参照してください。
535	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	130	VII-1	6	(1)	利用者対応業務	②貸出ウ-大屋根広場の貸出：荒天により休館・閉館することが決定した場合は～なお、料金を収受している場合は、還付手続きなど、適切に行うこと。とありますが、利用料金の支払いは前払いにも対応しなければならないのでしょうか。	募集要項公表時に公表します。
536	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	131	(2)	①		集いの拠点の案内・広報	ホームページ・SNSの管理・運営の記載に下線が施されていませんが、これはPFI事業者の業務ではないのでしょうか？	業務要求水準書(案)「VII-1.6.(2)①」については、事業者の業務とし、本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
537	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	131	VII-1	6	(2)	①集いの拠点の案内・広報	「ホームページ・SNSの管理・運営」業務プロセスが市(館内で完結するもの)となっていますが、市がホームページ・SNSの管理・運営を行い、事業者は計画等だけということでしょうか？	No.536の回答を参照してください。
538	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	131	VII-1	6	(2)	①集いの拠点の案内・広報	【業務の流れ】のホームページ・SNSの管理・運営業務は、市の担当となっているが、この理解で間違いはないか(PFI事業者が担う業務かどうかの確認)	No.536の回答を参照してください。
539	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	131	VII	6	2	集客業務	ホームページ・SNSの管理運営は「市が行う」という認識でよいでしょうか。(下線なし)	No.536の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
540	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	131	(2)	④		ホームページ	①集いの拠点の案内・広報における業務との違いをお示し下さい。	業務要求水準書(案)「VII-1.6.(2)①」にある「ホームページ・SNSの管理・運営」は、広報計画の業務プロセスを説明しており、「VII-1.6.(2)④」にある「ホームページ掲載」は、集いの拠点ホームページ掲載の業務プロセスを説明しています。本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
541	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	132	VII	6	2	集客業務	外部お出かけ情報サイトへの掲載費用は指定管理料に組み込んでよい、という認識でよろしいでしょうか。	外部お出かけ情報サイトの利用は無料であると認識しています。
542	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	131	(2)	⑦		SNS	①集いの拠点の案内・広報における業務との違いをお示し下さい。	業務要求水準書(案)「VII-1.6.(2)①」にある「ホームページ・SNSの管理・運営」は、広報計画の業務プロセスを説明しており、「VII-1.6.(2)⑦」にある「情報発信」は、集いの拠点SNSの業務プロセスを説明しています。本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
543	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	132	VII-1	6	(2)	⑦SNS	情報発信において事前の原稿内容を市に承認を得ることありますが、SNSの特徴である双方向でのやり取り(コメント等)に関しての取扱いはどのようになるでしょうか？	事業者が連絡等のやり取りに関しまして、回答の必要な範囲で対応をお願いします。
544	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	132	VII-1	6	(2)	集客業務	④ホームページ及び⑦SNSについて、要求水準に「原稿内容は市の承認を得ること」とありますが、掲載内容すべてにおいて、貴市に事前確認が必要という趣旨でしょうか。ホームページ、SNSは即時性が求められる性質があるため、実施体制のイメージなど貴市の考えをお示しください。	イベント情報等の公表のタイミングで、市と事業者で連携・協力が必要な場合には、事前確認(連絡)が必要と考えております。また、即時性が求められる旬な情報となるもの、一例としては、花の開花情報、天気情報、貸し施設の予約状況などの情報については、その都度、市へ事前確認することが効率的でないものは事前確認が必要とは考えておりません。
545	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	133	VII	6	2	集客業務	集いの拠点の情報を広告媒体に掲載する場合は、市のどの管轄部署に承認を得る必要があるのかご教示ください。	現時点では、集いの拠点整備課を想定しています。
546	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	133	VII-1	6	(3)	イベント業務	①市主体のイベントの開催:想定されている市のイベント年間実施回数をお示しください。	展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
547	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	133	VII	6	(3)	イベント業務	①市主体のイベントの開催において、業務の流れで市とPFI事業者が協同して当たる項目がありません。一方で、要求水準には統括マネージャーが企画協議をすることとなっています。計画は市が行い、それに基づいた具体的な企画から実施は協同するという認識でよいでしょうか。	本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
548	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	133	VII	6	(3)	イベント業務	①市主体のイベントの開催において、業務量が想定できるように、具体的な開催規模・内容・回数の想定をお示しください。付保する保険の費用については、p136⑤会計事務ア市実施分の予算、予算執行、決算事務は市が担うことから、市がサービス対価外で都度確保し、保険の加入手続きのみPFI事業者が担うという理解でよいでしょうか。	市主体が想定するイベントは、業務要求水準書の公表時に公表します。また、市主体のイベントでは、主催者が市の場合、市がイベント保険の加入を行うべきものと考えています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
549	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	133	VII	6	(3)	イベント業務	①市主体のイベントの開催および②PFI事業者主体のイベントの開催において、統括マネージャーが参画することが要求水準として示されています。統括マネージャーの管理の下、例えばイベント企画運営スタッフが実務に当たり、市との協議や集いの拠点全体調整において必要に応じて統括マネージャーが支援に入るといように、統括マネージャーが全体把握をしていければよいという認識でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
550	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	134	(3)	②		PFI事業者主体のイベントの開催	セミナーや講座は常に開催されていることとありますが、常にとはどの程度の頻度を想定されていますか？	施設全体で、毎日何か催しやセミナー・講座などが開催されている姿を想定しています。例えば、市民団体や市民サークル、八王子ゆかりの著名人など、市民力や地域力などを最大限に活かしていただき、常に賑わいの場となるような提案を期待しています。
551	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	135	VII-1	6	(4)	運営事務業務	【要求水準】に、「市による直営部分」と記載されていますが、これは、「市による直営部分なので、PFI事業者が満たすべき要求水準はない。」ということなのでしょう。 (他ページにも同様の記載があります。)	業務要求水準書(案)P.135には該当する記載が無く、P.136及びP.137に記載の「市による直営部分」については、御理解のとおりです。
552	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	138		⑤	キ	寄付	寄付については、事業者の収入という理解でよろしいでしょうか？	本事業に関して寄付者が市に対して行う使途指定寄付は市の収入となり、本事業に活用することが想定されます。また、本事業に関して寄付者がPFI事業者に対して行う寄付はPFI事業者の収入と考えていますが、当該寄付を受領するにあたっては、都度市とPFI事業者との間で協議することを想定しています。
553	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	138		⑤	キ	寄付	イベント協賛金やクラウドファンディングによる収入も、寄付と同様の扱いでよろしいでしょうか？	本事業に関して寄付者が市に対して行う使途指定寄付は市の収入となり、本事業に活用することが想定されます。また、本事業に関して寄付者がPFI事業者に対して行う寄付はPFI事業者の収入と考えていますが、当該寄付を受領するにあたっては、都度市とPFI事業者との間で協議することを想定しています。
554	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	138	VII-1	6	(4)	運営事務業務	導入システムに関しては、すべてPFI事業者が導入することになり、市が直接導入するシステムや機器や、既存のシステム・機器はないと考えてよろしいですか。	図書館システムは市が用意することとなっています。
555	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	141	(4)	⑪	イ	VIP対応	追加で発生する警備費用については、市の負担という理解でよろしいでしょうか？	現時点では、イベントの事業内容を事前調整していく段階で、来賓者の数や警備方法などを含めて、市とPFI事業者との間で協議の上で決めていきたいと考えております。
556	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	141	VII-1	6	(4)	⑩イ VIP対応	VIP用の部屋を用意する必要がありますか？	オープニングセレモニーでは、3部屋以上(仮設テント可)を用意してください。
557	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	141	VII	6	(4)	運営事務業務	⑪その他対応 ウ視察団対応において、他自治体職員等の視察対応において、資料費等を受領することは構わないでしょうか。	無料とさせていただきます。
558	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	141	VII	6	4	運営事務業務	視察団対応のうち、市議会議員、国会議員の対応についてどのような運用ガイドラインを設定されるのかお教えてください。	業務要求水準書(案)「VII-1. 6. (4)⑩ウ」業務対応に準じた運用を考えておりますが、議員の対応は、PFI事業者と市職員で協力連携による案内対応を想定しております。御指摘を踏まえ、詳細は募集要項公表時に公表します。
559	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	142	VII-1	6	(4)	運営事務業務	⑫ア「地域との連携及び協力」とありますが、どのような業務を想定していますでしょうか。	地元町会の町会イベントや町会活動、事業への理解促進のための情報提供などを想定しております。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
560	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	142	VII-1	6	(4)	運営事務業務	②ア「地域との連携及び協力」につきまして、凡例によると全ての市の業務とされていますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	御指摘を踏まえ、詳細は募集要項公表時に公表します。
561	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	142	VII	6	4	運営事務業務	ボランティア定例の集いは対面が必須なのでしょうか。昨今の状況を考慮すると、WEB会議等、非接触の機会も併せて設けるべきではないのかと思慮いたします。	新型コロナウイルス感染症への対策としてWEB会議も増えていますので、対面とWEB会議いずれか適当な手段での対応で構いません。
562	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	142	VII-1	6	(5)	施設管理業務	公園の維持管理のために使用する車両は、維持管理業務としてではなく、運営業務として用意すると理解してよろしいでしょうか。	維持管理業務の業務要求水準としておりますが、当該車両は、運営期間中を通して維持管理業務及び運営業務の両方において利用することを想定しています。
563	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	143	VII-1	6	(5)	施設管理業務	資材の搬入やミュージアムで資料の運搬・調査等に使用する車両のタイプ(例えば2トンロング箱車等)の指定はありますでしょうか。	指定はありませんが、運搬・調査等の実態にあわせて準備していただきます。なお、現在、資料の運搬に使用している公用車は、ワンボックスタイプの軽自動車1台です。
564	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	143	VII-1	6	(5)	施設管理業務	公園の維持管理のために使用する車両や、資材の搬入やミュージアムで資料の運搬・調査等に使用する車両は、リースによる調達でも良いのでしょうか。	事業者用車両はリースによる調達でも可としています。
565	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	144	VII	6	(5)	施設管理業務	車両の管理とあるが、車両はリース、購入どちらでも宜しいでしょうか。	No.564の回答を参照してください。
566	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	144	VII	6	(5)	施設管理業務	車両は公道が走行できることを想定する必要がありますでしょうか。	公道の走行は必須と考えています。
567	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	144	VII	6	(5)	施設管理業務	常に車両が敷地内に配備されている必要がありますでしょうか。	車両は運搬・調査等の実態にあわせて準備していただきます。常に車両が敷地内に配備されている必要はありません。あわせて、No.566の回答を参照してください。
568	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	144	VII-1	6	(5)	施設管理業務	巡回・警備は維持管理業務だけでなく、運営業務としても実施するというのでしょうか。	維持管理業務のみを想定しております。御指摘を踏まえ、詳細は、募集要項公表時に公表します。
569	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	145	VII	6	5	施設管理業務	防犯についての対応はPFI事業者の業務ではないでしょうか。(下線がない為不明)	御指摘を踏まえ、詳細は、募集要項公表時に公表します。
570	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	148	VII-2	4	(1)	運営業務	①公園内における行為許可：【業務の流れ】において、「行為基準、料金設定の受付・手続き説明」とありますが、具体的な業務内容をご教示ください。	募集要項公表時に更新したものを示します。
571	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	148	(1)	①		公園内における行為許可	行為許可使用料は事業者の収入という理解でよろしいでしょうか？	現行の八王子市都市公園条例では、行為許可使用料は市に帰属しますが、詳細は募集要項公表時に示します。
572	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	148	(1)	①		公園内における行為許可	事業者が公園内の一部を使用してイベント等を実施する場合、占用許可使用料を納付した上で、その使用料が事業者の収入となることで、実質的に負担なしとなるという理解でよろしいでしょうか？	現行の八王子市都市公園条例では、イベント等を実施する際の使用料などは、事業者収入ではなく、市に帰属します。ただし、公園を使用しての行為については、その使用目的や内容、使用団体によっては減免される場合があります。詳細は募集要項公表時に示します。
573	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	148	(1)	①		公園内における行為許可	事業者が収益を伴わないイベント等(防災イベントなど)を実施する場合、占用許可使用料は発生しないという理解でよろしいでしょうか？	No.572の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
574	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	149	VII-2	4	(1)	運営業務	③公園内における防災・災害・防犯対策として、広域避難所と臨時ヘリポートは「災害時に運用できるよう協力」とありますが、運用の主体は市であり、PFI事業者は利用者の誘導等に協力するという理解でよろしいでしょうか。	広域避難場所の運用の主体は特になく、臨時ヘリポートの運用の主体は消防となります。災害時、公園における、PFI事業者の業務は、広域避難場所としての安全性の確認及び提供と、ヘリコプターが来る場合、ダウンウォッシュにより土や砂が極力飛散しないように水まきを行うこと等を想定しています。
575	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	150	(1)	⑥		公園アドプト団体への支援	物品の支給に関する費用は事業者の負担になりますか？	御理解のとおりです。物品の支給に関する費用はサービス対価に含まれています。
576	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	151	VII-2	4	(2)	集客業務	①「集客イベント」とありますが、マルシェやフードフェスタは本来業務であり、店舗の出店やケータリングカーの営業を行う場合も目的外使用料の納入は不要という理解で宜しいでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
577	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	154	VII-3	4	(1)	①ア(エ) 館内外の巡回点検	館外の巡回点検は、施設全体としての巡回があれば、ライブラリだけの項目としなくてもよろしいでしょうか。	憩いライブラリについては、館内の巡回点検のみとし、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
578	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	155	VII-3	4	(1)	②利用案内(ア)利用登録の案内	八王子市立図書館の利用登録の場合、市からの協力も必要となる場合があると想定されますが、どのような想定となるでしょうか？	利用登録については、原文のとおり、市が提供するマニュアルにより、業務を行っていただきますが、市の協力が必要な事象が生じた場合には、市とPFI事業者との間で連絡・調整を行う中で、対応してまいります。
579	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	155	VII-3	4	(1)	②ア(ア) 利用登録	当ライブラリは、市内の図書館同様、大学コンソーシアム八王子に加盟している大学等の図書館の利用も可能になりますか。	利用登録における利用者カードや登録条件等は、既存の図書館と同様となります。大学コンソーシアム八王子に加盟している大学等の図書館の利用についても、既存の図書館の利用者カードと同様の取扱いとなります。
580	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	155	VII-3	4	(1)	②ア(ア) 利用登録	要求水準に、非来館型サービスの情報とありますが、この要求水準書を作成した段階でどのようなサービスを想定されたでしょうか。具体例などあればご教示ください。	現在、八王子市図書館で展開している主な非来館型サービスとしては、電子書籍サービス、オーディオブック、ナクソス・ミュージック・ライブラリー、郵送による利用者登録があります。
581	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII-3	4	(1)	②利用案内(ア)利用登録の案内	本施設(憩いライブラリー等)で登録する利用者は、八王子市立図書館全体を利用できることとなるのでしょうか？そのため、八王子市立図書館全体の利用についての説明が必要となるのでしょうか？共通部分のマニュアルは市から提供されるのでしょうか？	利用者カード及び利用案内の説明については、御理解のとおりです。八王子市図書館の利用案内に関する内部マニュアルは、選定されたPFI事業者に対して示すことを想定しています。
582	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII-3	4	(1)	②利用案内(ア)利用登録の案内	本施設(憩いライブラリー等)で登録する利用者へ提供する新規利用者向けパンフレットは市が作成するものを配布するのでしょうか？PFI事業者が作成し配布するのでしょうか？	市からは、新規利用登録者向けの八王子市図書館の利用案内のパンフレットを提供する予定です。事業者には、業務要求水準書(案)「Ⅲ. 4. (3)③ア」に示すとおり、憩いのライブラリーを含む本施設の案内に関するパンフレットの作成を求めています。
583	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	155	VII-3	4	(1)	②ア(イ) 利用登録申請の確認、利用カード発行	利用カードは市内の他の図書館と同様のものである必要はありますか。利用カードのデザインを自由にすることは可能でしょうか。	利用者カードの機能は、八王子市図書館で使用しているものと同等である必要があります。デザインについては、市と調整の上、PFI事業者の負担により、別のデザインのカードを作成することは可能と考えております。詳細は、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
584	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	155	VII-3	4	(1)	②ア(イ) 利用登録申請の確認、利用カード発行	利用カードに読み込ませる必須項目をお教えてください。	利用者カードには、利用券番号とバーコードを表示しております。カード自体に読み込ませる情報はありません。
585	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	155	VII-3	4	(1)	②ア(イ) 利用登録申請の確認、利用カード発行	利用カードは、他の図書館と共通で利用するとき、物理的にカードである必要はありますか。	No.583、No.584の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
586	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII-3	4	(1)	③窓口 ア 資料の公園への持ち出し・返却受付	資料の公園への持ち出し・返却に対して受付は必須でしょうか？	原文のとおりとします。盗難防止のため、資料の公園への持ち出しや返却の際には、「受付」をすることとしています。あわせて、業務要求水準書(案)「VII-3.4.(1)③ア」ならびに業務要求水準書(案)別添資料1「各室諸元表」を参照してください。
587	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII-3	4	(1)	③窓口 ア 資料の公園への持ち出し・返却受付	資料の公園への持ち出し・返却に対して受付は必須でしょうか。必須の場合、その方法(図書館システムを使うかどうか等)は、PFI事業者が設定してよいのでしょうか？	No.469及びNo.586の回答を参照してください。
588	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	156	VII-3	4	(1)	③ア 資料の公園への持ち出し・返却受付	ここでいう資料とは、図書のことによろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
589	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	156	VII-3	4	(1)	③ア 資料の公園への持ち出し・返却受付	当公園は都市公園ですので、自由に出入りできる公園となりますが、本の盗難防止のためのシステム費用は、市の負担としていただけますでしょうか。	No.469及びNo.586の回答を参照してください。
590	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII-3	4	(1)	運營業務	③窓口-ア-資料の公園への持ち出し・返却受付:管理システムの構築は事業者が実施すると考えてよろしいでしょうか。	No.469及びNo.586の回答を参照してください。
591	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII	4	1	運營業務	資料の公園への持ち出し・返却受付については「当日館内貸出」という考え方でよいでしょうか。	No.469及びNo.586の回答を参照してください。
592	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII	4	1	運營業務	資料の公園への持ち出し・返却受付について、通常貸出処理ではなく時間貸出を行う場合は図書館システムで対応する想定でしょうか。	No.469及びNo.586の回答を参照してください。
593	1	0	1	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII	4	1	運營業務	憩いライブラリ所蔵の資料は市内外の相互貸借の貸出依頼には対応せず、禁帯出の扱いという認識でよろしいでしょうか。資料の扱いについて方針をお示しください。	御理解のとおりです。
594	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII-3	4	(1)	③窓口 イ 他図書館蔵書の貸出	本施設(憩いライブラリー等)窓口において、資料の貸出の予約・リクエストの申し込みを受け付けることは想定されているのでしょうか？あるいは、他の図書館で、本施設を受け取り館に指定して蔵書の予約をした場合のみに限定して、本施設で貸し出しを行う想定でしょうか？	八王子市図書館が所蔵する資料(貸出禁止資料及び団体貸出用資料を除く。)の貸出しの予約については、憩いライブラリーの窓口及び電話において受け付け、システムへの入力を行う想定です。また、リクエスト(八王子市図書館が所蔵しない資料の提供を求めること)については、受付のみを憩いライブラリーの窓口及び電話で行い、既存図書館へ情報を引き継ぐ仕組みとする想定です。以上の趣旨の内容を追加し、本項目を更新した業務要求水準書を募集要項公表時に公表します。
595	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII-3	4	(1)	③窓口 イ 他図書館蔵書の貸出	本施設(憩いライブラリー)窓口における、他図書館蔵書の貸出数がどの位になるか、そのために、資料の取り置きスペース等を最大でどの程度確保すべきか、想定があるでしょうか？	貸出用資料がないこと、近隣に図書館があることから他図書館蔵書については1日100冊程度の貸出及び返却を行うものと想定しております。なお、他館資料の貸出は窓口で行うこととしていますが、業務要求水準書(案)別添資料1「各室諸元表」記載の貸出ボックスに係る業務についても、本項目に追記し、更新した業務要求水準書を募集要項公表時に示します。
596	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	156	VII-3	4	(1)	③窓口 ウ 他図書館蔵書の返却	返却される市内他図書館及び協力資料は、本施設(憩いライブラリー)において貸し出したものに限定されないのでしょうか？	御理解のとおりです。
597	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	157	VII-3	4	(1)	④書籍仕分け・運搬 ア 他図書館から借用、他図書館へ返却する図書の仕分け	市立図書館各館と他自治体等図書館への返却方法はどのような方法になるか教えてください。	市立図書館各館と他自治体等図書館への返却方法に関する内部マニュアルは、選定されたPFI事業者に対して示すことを想定しています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
598	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	157	VII-3	4	(1)	③エ 貸出状況の確認、照会	図書館は貸出しない図書館であり、貸し出すのは、市内の他の図書館等から取り寄せた図書となります。いわば窓口だと思っておりますが、その返却の延滞の確認、照会等も当方で行うのでしょうか。	延滞している場合、延長貸出をすることができないため確認を行うこととしています。返却の延滞の確認、照会等については、既存の図書館システムを用いて可能な範囲内でPFI事業者に対応していただきます。
599	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	158	VII-3	4	(1)	④書籍仕分け・運搬 イ 他図書館向け運搬車への積み込み	運搬車及びその運搬自体は本事業対象外であり、市の業務ということでよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
600	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	158	VII-3	4	(1)	⑤蔵書管理及び資料収集	年間の資料収集にかかる予算の目安をご提示ください。	資料購入に要する費用はサービス対価に含みますが、具体的な予算額の提示は行いません。なお、募集要項公表時に、市から支払われるサービス対価の上限額と、イニシャルコスト・ランニングコストの想定割合をあわせて公表する予定です。
601	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	158	VII-3	4	(1)	運営業務	⑤蔵書管理及び資料収集:資料購入に要する費用はサービス対価に含まれると考えてよろしいでしょうか。その場合は公募時に予算額(装備に係る費用含む)が別途示されると考えてよろしいでしょうか。	No.600の回答を参照してください。
602	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	159	VII-3	4	(1)	⑤蔵書管理及び資料収集 イ 資料の選定	「適切な装備」とありますが、市立図書館の装備を同一の装備を行うということよろしいでしょうか？	No.446の回答を参照してください。
603	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	159	VII-3	4	(1)	⑤蔵書管理及び資料収集 ウ 資料の発注	記載内容が、通常、市が発注する方法で行う前提となっておりますが、資料の発注先は、通常、市が発注する書店以外であっても、市が採用しているMARCを使用すれば問題はないのでしょうか？	原則として御理解のとおりです。現時点で市が発注している発注先以外への発注であっても、市が採用しているMARCを使用すれば問題はないと考えますが、具体的な資料の発注先については、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
604	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	159	VII-3	4	(1)	運営業務	⑤-エ-資料の予算管理:予算に超過、または未達が発生した場合の取り扱いはどのようになりますでしょうか。	市では、選定されたPFI事業者の業績監視を行い、業務要求水準を充足しているかどうか判断を行います。詳細は、募集要項公表時に公表する「業績等の監視及び改善要求措置要領」において示します。
605	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	160	VII-3	4	(1)	⑤ク 施設内閲覧用電子定期刊行物の提供	定期刊行物が電子媒体で読める契約を行う、とありますが、市内図書館での実績があればお教えいただきたい。なければ何を想定しているかお教えいただきたい。	No.457の回答を参照してください。
606	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	160	VII-3	4	(1)	⑤ケ オンラインデータベースの提供	市内図書館で契約しているオンラインデータベースをお教えいただきたい。なければ、想定しているデータベースをお教えいただきたい。	No.461の回答を参照してください。
607	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	161	VII-3	4	(1)	⑧資料整理 イ 除架図書館資料の選定	除架・除籍する資料を選定するのは随時ということよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。除籍における最終的な確認・承認は、市が行います。あわせて、憩いライブラリにおける図書館資料収集の概要イメージについては、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として改めて示す予定です。
608	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	162	VII	4	1	運営業務	除籍または移籍作業は館内で完結しない市の業務となっているため、その後のデータ処理も市の業務になると考えますがいかがでしょうか。	No.607の回答を参照してください。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
609	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	162	VII-3	4	(1)	⑧資料整理 ウ 蔵書点検	蔵書点検に関わる機器等も本事業内で対応するという点でよろしいでしょうか？(蔵書点検時期により、市立図書館で使用している機器などの使用が可能かどうかの確認)	現時点では、バーコードリーダー、バーコードリーダーのデータをシステムに取り込むための機器を貸し出すことは可能と想定しております。詳細は、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
610	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	162	VII-3	4	(1)	⑨サービス ア レファレンス	レファレンスサービスには、本施設(憩いライブラリー等)が所蔵しない使用に関する予約・リクエスト等の対応が含まれますか？ 予約・リクエスト等の対応が、八王子市立図書館全体の蔵書や、協力貸出によっても困難な場合、本施設又は他の八王子市立図書館の蔵書としての購入による対応はあり得ますか？	No.594の回答を参照してください。
611	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	162	VII-3	4	(1)	⑨ア レファレンス	子どもの読書相談などのレファレンス対応とあるが、その他のレファレンスに関する記載がない。レファレンスは子どもの読書相談のみが要求水準として指定されていると理解してよろしいか。	レファレンスは、子どもの読書相談のみに答えるものではありません。原文のとおり、業務内容として「子どもの読書相談などのレファレンスに定める」ものです。あわせて、要求水準の内容も参照してください。
612	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	162	VII-3	4	(2)	①ア(ア)講演会・セミナー	市の企画開催する講演会・セミナーは、年間どのくらいの頻度か目安をお教えいただきたい。	市主催の講演会・セミナーは年に数回程度を想定しており、毎日のように行うことは想定していません。
613	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	162	VII-3	4	(2)	教育普及業務	①館内外での普及業務-ア-市が主催する通常プログラム：想定されている回数をお示ください。	No.612の回答を参照してください。
614	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	163	VII-3	4	(2)	②人材育成 ア インターンシップ	インターンシップには、大学・短大の司書課程の実習も含まれるのでしょうか？(p166に「②実習受入」があり、図書館実習以外の受入とされている。)	インターンシップには、大学・短期大学における司書課程の実習を含みません。本施設では図書館実習の受け入れはしないことを想定しています。
615	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	166	VII-3	4	(4)	運営事務業務	④実習受入において、「図書館実習以外の職場体験・実習の受入」とありますが、大学の図書館司書課程における図書館実習の受入時の対応について記載がありません。図書館実習におけるPFI事業者の業務内容についてご教示ください。	No.614の回答を参照してください。
616	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	167	VII-3	4	(5)	集客業務	②その他において、年間パスポート等の企画、親子券(割引券)の配布といった要求水準の例が記載されていますが、集客イベントは基本的に利用者からの参加料をとる事業と理解してよろしいでしょうか。一方、エントランス等での音楽やパフォーマンスなどのイベントは、基本的に無料で参加できる環境かと考えます。有料、無料に関わらず、イベント開催のための経費はサービス対価に含まれており、参加料等の収入は割引券配布、福利厚生の特典付与、カフェドリンク無料等のサービス実施経費にあてるといった考え方ではよろしいでしょうか。	集客イベントは、有料、無料の両方を想定しており、有料、無料に関わらず、イベント開催のための経費はサービス対価に含まれています。割引券配布等については一例であり、基本的には提案に委ねます。
617	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	168	VII-4	1	—	あるべき姿	公開承認施設について、文化庁の規定の組織要件として、重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること、学芸員有資格者であり文化財の取扱いに習熟している専任の者が2名以上置かれていることとありますが、これらの要件は市の直営の組織で満たしているものという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
618	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	168	VII-4	1	—	あるべき姿	収集、保管、調査・研究業務などの教育の根幹となる業務は市は直営で担うとありますが、市の業務を実施する組織体制や職員数についてご教示下さい。	No.1及びNo.236の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
619	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	169	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	資料の購入について、経費の支出とありますが、購入費はPFI事業者の負担ということでしょうか。	サービス対価に含まれます。
620	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	169	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	歴史資料の購入方針は市が決めることとなっており、PFI事業者は購入事務及び経費の支出を行う役割とされています。PFI事業者が経費見込み額を算出することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	御指摘の費用はサービス対価に含まれます。なお、歴史資料の購入実績に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
621	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	169	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	①ウ(ア)資料購入について、費用の決定過程、費用負担事務の流れについて詳細を説明ください。	募集要項公表時に示します。
622	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	169	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	①ウ(ア)において、歴史資料の購入事務及び経費の支出はPFI事業者の業務となっていますが、資料購入費として年間に見込んでおくべきサービス対価の金額をお示しください。	No.620の回答を参照してください。
623	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	170	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	図書の購入について、経費の支出とありますが、購入費はPFI事業者の負担ということでしょうか。	サービス対価に含まれます。
624	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	170	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	調査研究に係る図書の購入選定は市が決めることとなっており、PFI事業者は購入事務及び経費の支出を行う役割とされています。PFI事業者が経費見込み額を算出することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	御指摘の費用はサービス対価に含まれます。なお、図書の購入実績に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
625	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	170	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	①ウ(イ)図書購入について、費用の決定過程、費用負担事務の流れについて詳細を説明ください。	募集要項公表時に示します。
626	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	170	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	①ウ(イ)図書購入において、歴史資料の購入事務及び経費の支出はPFI事業者の業務となっていますが、資料購入費として年間に見込んでおくべきサービス対価の金額をお示しください。	No.624の回答を参照してください。
627	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	170	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	資料の借用について、経費の支出とありますが、借用する資料の保険料及び借用使用料はPFI事業者の負担ということでしょうか。	御理解のとおりです。あわせて、No.170の回答を参照してください。
628	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	170	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	資料借用は市が依頼することとなっており、PFI事業者は借用資料の付保及び経費の支出を行う役割とされています。PFI事業者が経費見込み額を算出することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	他館(所蔵者)から借り受けて展示している展示品の付保額については、当該展示品の評価額は所蔵者が個別に設定しているためお示しできません。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
629	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	171	(1)	①	カ	歴史資料複製品等の作成	経費は市の負担という理解でよろしいでしょうか？	歴史資料複製品等の作成費用はPFI事業者の負担であり、サービス対価に含まれます。
630	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	171	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	歴史資料複製品(レプリカ)等の作成について、経費の支出とありますが、作成費はPFI事業者の負担ということでしょうか。	No.629の回答を参照してください。
631	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	171	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	歴史資料複製品(レプリカ)等の作成は市が選定することとなっており、PFI事業者は作成業者への委託及び経費の支出を行う役割とされています。PFI事業者が経費見込み額を算出することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	No.629の回答を参照してください。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
632	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	171	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	①カ「歴史資料複製品(レプリカ)等の作成」にあたっての費用決定、費用負担事務の流れについて詳細を説明ください。	本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
633	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	171	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	①カ「歴史資料複製品(レプリカ)等の作成」について、外部委託を行う場合の費用として年間に見込んでおくべきサービス対価の金額をお示しください。	御指摘の費用はサービス対価に含まれます。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
634	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	173	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	資料の修復において、外部委託を市が行うと決めた場合に、PFI事業者は経費の支出を行う役割とされています。PFI事業者が経費見込み額を算出することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	資料の修復については、資料の状況や緊急度に応じて都度検討が必要なものであり、現時点で経費の見込額を提示することはできません。なお、参考データとして、郷土資料館の所蔵資料の修復実績を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
635	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	173	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	②カ(イ)「目録作成、データベース化、整理」について、I.B.MUSEUMの導入及び運用に係る業務委託や経費支出は市の業務という理解でよろしいでしょうか。	御指摘の費用はサービス対価に含まれます。
636	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	173	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	②カ(イ)「目録作成、データベース化、整理」とありますが、データベースシステムは「IB MUSEUM」の活用が前提(決定事項)でしょうか。	現時点ではI.B.MUSEUMの導入を想定しています。
637	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	173	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	②カ(イ)「目録作成、データベース化、整理」について、データベースシステムは「IB MUSEUM」ではなく、その他の管理システムへ転換することも可能でしょうか。	No.636の回答を参照してください。
638	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	173	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	②カ(イ)「目録作成、データベース化、整理」について、データベースシステム「IB MUSEUM」の活用が前提である場合、その開発・運用会社(早稲田システム)には中立・公平性が求められるので、いずれのコンソーシアムにも属すべきではないと思慮しますが、どのような対応をお考えでしょうか。	本事業の応募者は、募集要項に示す「応募者の備えるべき参加資格要件」を充足してください。
639	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	173	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	未撮影資料の点数、劣化したフィルムの点数は何点になりますか。	募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示します。
640	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	173	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	撮影年1回以上実施というのは新規に収集した資料の撮影を毎年実施していくためでしょうか。あるいは、未撮影資料や劣化したフィルムを何年かに分けて少しずつデジタル化していくということでしょうか。	新収蔵品を含め全体の収蔵資料のうちから、可能な点数を毎年撮影していく想定をしています。
641	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	173	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	資料撮影・デジタル化において、外部委託を市が行うと決めた場合に、PFI事業者は経費の支出を行う役割とされています。PFI事業者が経費見込み額を算出することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	資料撮影・デジタル化については、展示図録の作成等に応じて都度検討が必要なものであり、現時点で経費の見込額を提示することはできません。なお、参考データとして、郷土資料館の所蔵資料の資料撮影・デジタル化実績を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
642	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	173	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	②カ(ウ)「資料撮影・デジタル化」について、外部委託を行う場合の経費の支出は指定管理者が行うとされていますが、当該費用として年間に見込んでおくべきサービス対価の金額をお示しください。	No.641の回答を参照してください。
643	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	173	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	②カ(ウ)「資料撮影・デジタル化」について、年間に撮影が想定される未撮影、劣化フィルムの点数は何点になるか、現状想定される数量をお示しください。	No.639の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
644	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	175	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	②保管-コ-図書登録、保管 ライブラリ資料と同様に、MARCのない資料についてMARCを作成し図書館システムに登録が必要と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
645	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	175	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	②保管-コ-図書登録、保管:図書館データベースとは、歴史・郷土ミュージアム独自のデータベースという理解でよろしいでしょうか。現時点で利用しているまたは想定しているものがあればご教示ください。	図書館システムへの登録を想定しています。
646	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	175	VII-4	4	(1)	学芸業務(収集・保管)	資料付保として、ミュージアムが保存・管理する資料の付保契約と経費の支出がPFI事業者の役割とされています。入札時にPFI事業者が必要な経費を過不足なく積算することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	No.165の回答を参照してください。
647	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	175	VII-4	4	(2)	学芸業務(調査・研究)	収蔵品資料に係る調査・研究活動において、調査の補助とありますが、具体的にどのような補助を実施するのでしょうか。	受入資料や収蔵資料の清掃・整理作業、簡易的記録写真の撮影、目録(リスト)作成の補助などです。
648	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	175	VII-4	4	(2)	学芸業務(調査・研究)	①「調査・研究」業務全般においてPFI事業者が補助を行うこととなっていますが、これらの業務量をお示しください。	業務の詳細については、募集要項公表時に示します。
649	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	177	VII-4	4	(2)	学芸業務(調査・研究)	収蔵品資料等に係る著作権や肖像権により使用料が生じた場合の支払いはPFI事業者の役割とされています。入札時にPFI事業者が必要な経費を過不足なく積算することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	使用料の支払について、直近10年間は実績がありません。また、今後支払う機会は少ないことが見込まれます。使用料は展示内容によって変わりますが、現時点では展示内容が未定であることから、詳細は、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
650	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	176	VII-4	4	(2)	学芸業務(調査・研究)	著作権等の使用料が生じた場合の支払いとありますが、当該費用はPFI事業者の負担ということでしょうか。	御理解のとおりです。あわせて、No.649の回答を参照してください。
651	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	177	(2)	①	カ	著作権調査	使用料は市の負担という理解でよろしいでしょうか？	No.650の回答を参照してください。
652	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	177	(2)	②		研究成果発表	予算は、提案時の収支計画内にて見込むことになりますか？	御理解のとおりです。
653	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	176	VII-4	4	(2)	学芸業務(調査・研究)	研究成果発表において、予算確保とありますが、PFI事業者として予算を確保するのでしょうか。仮にそうであれば、開催頻度、参加者数等の規模等、見積もりに際して必要な情報・条件を公表していただけないでしょうか。	研究成果発表の予算確保はPFI事業者の負担であり、サービス対価に含まれます。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
654	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	178	(3)	①	ア	企画	予算は、提案時の収支計画内にて見込むことになりますか？	御理解のとおりです。
655	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	178	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①常設展示(直営の部分)ア 企画(展示構成含む)について、予算確保が事業者側となっていますが、市が想定する予算規模については募集要項に明示されるという理解でよろしいでしょうか。また、過去実績複数年分も合わせてお示しください。	御理解のとおりです。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
656	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	178	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①「常設展示(直営の部分)」とありますが、年間事業における常設展の展示企画、展示構成の検討、解説パネルの作成、多言語処理、展示替え、会場施工とはどんなイメージでしょうか。(常設展における展示更新業務のことでしょうか)	常設展の定期的な展示更新を想定しています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
657	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	178	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①ア「企画(展示構成含む)」において、「年間事業計画で展示企画決定」及び「展示企画作成(展示構成含む)」はPFI事業者の業務対象外とされ、「予算確保」のみがPFI事業者の業務とされていますが、市の財政部門との予算折衝等までは含まれていないものと思いをいたします。具体的にはどのような事務の履行が求められているのか、詳細をお示ください。	市の財政部門との予算折衝はPFI事業者の業務ではありません。なお、常設展示にかかる費用はサービス対価に含まれます。また、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
658	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	178	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①ア「企画(展示構成含む)」において、予算確保がPFI事業者の業務となっていますが、当該業務の想定業務量、または費用として年間に見込んでおくべきサービス対価の水準をお示ください。	常設展示にかかる費用はサービス対価に含まれます。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
659	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	178	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①ア「企画(展示構成含む)」において、予算確保がPFI事業者の業務となっているということは、PFI事業費として提案し契約するサービス対価とは別に、毎年度確保する予算があるということと思いをいたします。サービス対価に含まれる費用と、毎年度確保する予算でまかなうことを想定している費用の線引きをお示ください。	企画(展示構成を含む)の予算はサービス対価に含まれます。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
660	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	178	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①「常設展示(直営の部分)」の展示企画作成における予算確保について、収入減等により十分に確保できない場合もありうることを想定されます。その場合の対応方法等についてご教示ください。	No.659の回答を参照してください。
661	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	178	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①「常設展示(直営の部分)」に示された、展示企画、構成、解説パネルの原稿作成などの市が実施するとされている業務は、初期整備の展示設計・制作時においても同様に市が実施するものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。原稿は市が作成・編集し、PFI事業者に支給します。
662	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	178	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①常設展示(直営の部分)イ常設展示ガイド作成(有償頒布物)、販売において、印刷部数や仕様は、常設展の展示企画予算確保の規模に応じて、都度市とPFI事業者の協議の下設定されるという認識でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
663	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	178	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①ア「企画(展示構成含む)」について、ウ物品の調達、ケ資料借用時の輸送経費(美術梱包輸送の費用含む)の経費支出はアの予算内で支出するのでしょうか。	御理解のとおりです。
664	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	178	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	エ ポスター・チラシ、リーフレット・パンフレット作成、配布について、作成し配布するとありますが、これまでの配布実績(仕様・部数など)や製作費実績をお示ください。また、在庫僅少となった場合の増刷分については、各年度予算に合わせて市と事業者側が協議し決定するという認識でよいでしょうか。	八王子市郷土資料館の企画展ポスター・ちらし等の制作部数・配付先一覧等については、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。また、当該リーフレットについては、事業者の提案も踏まえ、市が、選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。増刷が必要となった場合でも、サービス対価の範囲内で行っていただくことを想定していますが、当初想定を著しく上回る増刷が必要となった場合には、市とPFI事業者との間で協議することを想定しています。
665	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	179	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①カ「解説パネル製作(原稿作成含む)」について、パネルの仕様は市の承認を得ることとありますが、仕様の基準がありましたらお示ください。	事業者からの提案を踏まえ、詳細は、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
666	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	179	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①キ「解説の多言語化」について、八王子市報で利用されている無料アプリ(カタログポケット)の提供など、自動翻訳サービスを利用した方法でもよろしいでしょうか。	多言語解説するための無料アプリとして「ポケット学芸員」を使用することが可能です。展示解説の翻訳につきましては、過去の翻訳例、市が選定されたPFI事業者に提供する多言語単語一覧を参考に翻訳した上で、翻訳後の文案は市の承認を得るようにしてください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
667	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	180	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	調査・研究・展示等に係る資料の借用及び返却について、借用使用料や美術梱包輸送等の経費の支出はPFI事業者の役割とされています。重要文化財を借用する場合など、入札時にPFI事業者が必要な経費を過不足なく積算することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	現時点では、借用及び返却する資料が未定です。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
668	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①常設展示(直営の部分)シ記録撮影について、要求水準において「常設展示室の展示やイベントの様子を撮影し、デジタルアーカイブに保存すること。」とありますが、市が既に保有するシステム(収蔵品管理システム)に登録という趣旨でよいでしょうか。または本事業において新規で立ち上げるという趣旨でしょうか。デジタルアーカイブシステムおよびコンテンツの具体的な運用イメージおよびコンテンツの制作主体をお示ください。	記録撮影したデータは指定するUSBメモリ又はファイルサーバーへの保管を依頼する想定であり、詳細は市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
669	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	デジタル機器リニューアルの必要性はPFI事業者が判断するのでしょうか。	デジタル機器リニューアルの必要性については、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。なお、現時点では、協議の頻度は年1回を想定しています。
670	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	デジタル機器リニューアルの判断基準はなんのでしょうか。	No.669の回答を参照してください。
671	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII	4	3	学芸業務(展示・公開)	「デジタルアーカイブに保存すること」とありますが、使用するデジタルアーカイブサービスは市指定のものを使用するという理解であっておりますでしょうか。または指定管理者からの提案でしょうか。	No.668の回答を参照してください。
672	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	展示替えに伴い、キャプションや広報資料、ガイドアプリなどの修正等が必要になる可能性があり、運営予算への影響が想定されます。現時点で、市が想定する展示替え頻度についてお教えいただけませんか。	展示替えの頻度を含め、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。あわせて、No.656の回答を参照してください。
673	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	常設展示室内の会場施工について、キャプションや広報資料、ガイドアプリなどの修正等が必要になる可能性があり、運営予算への影響が想定されます。現時点で、市が想定する会場施工の頻度についてお教えいただけませんか。	会場施工の頻度は現時点では未定ですが、詳細は市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
674	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①セ「会場施工」において、施工や施工撤去(原状復帰)がPFI事業者の業務となっていますが、当該費用として年間に見込んでおくべきサービス対価の金額と清算方法をお示ください。	No.673の回答を参照してください。
675	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	常設展示及び郷土ラボにおける部分的な小規模な展示リニューアルについて、キャプションや広報資料、ガイドアプリなどの修正等が必要になる可能性があり、運営予算への影響が想定されます。現時点で、市が想定する事業期間中の小規模な展示リニューアルの回数についてお教えいただけませんか。	No.673の回答を参照してください。
676	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①ソ「小規模な展示リニューアル」について、PFI事業者が実施及び支払いを行うこととなっていますが、小規模とはどの程度の規模なのか、基準額をお示ください。	No.673の回答を参照してください。
677	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①ソ「小規模な展示リニューアル」について、本項目は上記ア～セには含まれないのでしょうか。	現時点では、常設展示室及び郷土ラボにおける展示造物物・デジタル機器及びグラフィックの入れ替えを含むリニューアルを想定しており、展示物の展示替えや会場施工とは異なるものと考えています。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
678	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	181	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①ソ「小規模な展示リニューアル」に、「実施＞支払い」とありますが、この「支払い」とは、外部委託した場合の経費の支払いという意味でしょうか。	御理解のとおりです。
679	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	182	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①チ運営(安全確認)とありますが、看視員の配置が必要な展示として、どのようなものを想定していますか。	常設展示を含む展示における看視業務に関する考え方を、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示します。
680	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	182	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①チ運営(安全確認)とありますが、展示設計において盗難や破損等の防止策を講じることで、看視員を置かず、清掃は清掃員が実施することなどの提案も可能でしょうか。	常設展示を含む展示における看視業務に関する考え方を、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示します。なお、提案も踏まえ、詳細は市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
681	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	182	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①チ運営(安全確認)について、看視員数の算出は市の業務となっていますが、PFI事業者からの提案や協議の余地はありますか。	No.680の回答を参照してください。
682	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	182	VII-4	4	(3)	①ツ 運営(監視・対応)	常設展示に警備員の配置ありますが、警備員が必要でしょうか。	常設展示の警備は集いの拠点全体の巡回に含まれるため、常設展示室に常駐する必要はありません。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
683	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	182	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①テ「内覧会の開催」とは、テーマ展示ゾーンにおけるPFI事業者の企画展開催に当たってのものでしょうか。どのような場合に開催されることを想定しているのかをご教示ください。	特別展示や企画展示を実施するにあたって開催する内覧会を想定しています。PFI事業者主体の企画展についてはPFI事業者が主体となって内覧会を開催することとなりますが、実施の有無の判断は事業者に任せることを想定しています。市主体の展示で内覧会を実施する場合には実施の補助をPFI事業者に担っていただくことを想定しています。
684	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	183	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	「ポケット学芸員」以外のアプリケーションを提案することは可能でしょうか？	現時点では「ポケット学芸員」の利用を想定していますが、提案や技術革新等の状況も踏まえ、詳細は市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
685	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	183	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①ナ「館内展示ガイドアプリ」とありますが、展示ガイドは「ポケット学芸員」の使用が前提でしょうか。	No.684の回答を参照してください。
686	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	183	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①ニ「機器貸出」について、タブレット等の機器整備は初期費用(展示工事費)に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
687	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	183	②	ア	(ア)	市主体	予算は、提案時の収支計画内にて見込むことになりますか？	御理解のとおりです。提案時の収支計画内で見込んで下さい。
688	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	183	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	市が企画する年2回の特別展と、市が企画する年3回の企画展示・トピック展示の違いを具体的にお教えいただけませんか。	展示規模の違いを表現しています。トピック展示は時節をとらえた小規模な展示、企画展は自館の収蔵資料を中心に構成した中規模展示、特別展は他館から借用することを想定した大規模展示を想定しています。なお、展示計画に関する資料を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示します。
689	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	183	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②ア(ア)「市主体」の要求水準について、企画の予算確保はPFI事業者が行うこととなっています。特別展、国指定文化財の資料展示、企画展示、トピック展示の予算の目安をお示ください。	特別展、国指定文化財の資料展示、企画展示、トピック展示に係る費用はサービス対価に含まれますが、具体的な予算額の提示は行いません。展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
690	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	183	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②ア(ア)「市主体」の企画について、特別展示、企画展示、トピック展示のいずれも会場は特別展示室という理解でよろしいでしょうか。	トピック展示以外は、御理解のとおりです。あわせて、No.688の回答を参照してください。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
691	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	183	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②ア(ア)「市主体」の企画展示とトピック展示の違いを教えてください。	No.688の回答を参照してください。
692	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	184	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②特別展示、企画展示、トピック展示 ア企画(展示構成含む) (イ)PFI 事業者主体(企画展示のみ)について、ポップカルチャー等の展示内容については、事業者側に一任されているという認識でよろしいでしょうか。また、開館初年度は平年ベースでの開催規模と異なるなど、貴市の考えがあればお示しください。	PFI事業者が企画し、市が判断・承認します。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
693	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	184	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②ア(イ)「PFI事業者主体(企画展示のみ)」の企画展示とトピック展示の違いを教えてください。	No.688の回答を参照してください。
694	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	184	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②ア(イ)PFI事業者主体(企画展示のみ)の企画展示とは、各室諸元表P9常設展示(テーマ展示ゾーン)の特徴・役割・使い方に記載されている「年2回以上、常設展示②(テーマ展示ゾーン)内において指定管理者が企画する展示を実施する」に記載されている展示と同じ内容を指していますか。	御理解のとおりです。
695	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	184	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②ア(イ)「PFI事業者主体(企画展示のみ)」で企画する企画展示の会場は、常設展示②(テーマ展示ゾーン)という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
696	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	184	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②ア(イ)「PFI事業者主体(企画展示のみ)」の企画展示を開催する場合に、収蔵資料を活用することはできますか。	御理解のとおりです。なお、収蔵資料を活用する計画がある際には、事前に市と協議していただきます。
697	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	184	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②ア(イ)「PFI事業者主体(企画展示のみ)」の要求水準に、子どもが楽しめる展示やポップカルチャー等の展示とありますが、ポップカルチャーとはどのようなものを指していますか。	イラストやアニメなどのキャラクターを使い、子供から大人まで楽しめるような展示を想定しています。提案も踏まえ、詳細は市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
698	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	184	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②ア(イ)「PFI事業者主体(企画展示のみ)」の企画展は八王子の歴史文化に関わらない内容でも構わないでしょうか。	No.697の回答を参照してください。詳細は、募集要項公表時に公表する「優先交渉権者決定基準」において示します。
699	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	184	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②ア(イ)「PFI事業者主体(企画展示のみ)」の企画展の開催に当たり、外部企画の巡回も可能でしょうか。	御理解のとおりです。提案も踏まえ、詳細は市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
700	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	184	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②イ「展示図録作成(有償頒布物)、販売」について、印刷・販売はPFI事業者の業務となっていますが、印刷費は市が負担するのか、PFI事業者のサービス対価に含まれるのか、どちらでしょうか。	印刷費はPFI事業者の負担であり、サービス対価に含まれません。
701	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	187	②	ク	(ア)	市主体	使用料は市の負担という理解でよろしいでしょうか？	使用料はPFI事業者の負担であり、サービス対価に含まれません。
702	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	187	②	ケ	(ア)	市主体	経費は市の負担という理解でよろしいでしょうか？	経費はPFI事業者の負担であり、サービス対価に含まれません。
703	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	187	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	市主体の特別展、企画展等において展示資料等に係る著作権や肖像権により使用料が生じた場合の支払いはPFI事業者の役割とされています。入札時にPFI事業者が必要な経費を過不足なく積算することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	使用料の支払について、直近10年間は実績がありません。また、今後支払う機会は少ないことが見込まれます。使用料は展示内容によって変わりますが、現時点では展示内容が未定であることから、詳細は、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
704	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	188	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	市主体の特別展、企画展等において、調査・研究・展示等に係る資料の借用及び返却について、借用資料や美術梱包輸送等の経費の支出はPFI事業者の役割とされています。重要文化財を借用する場合など、入札時にPFI事業者が必要な経費を過不足なく積算することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。令和9年、11年、13年に重要文化財の展示を行う予定ですが、それ以外の年度と、必要金額が異なることが想定されますが、サービス対価は、年度ごとに変動することができるという理解でよろしいでしょうか。	借用資料や美術梱包輸送等の経費の支出は特別展等の開催に係る費用に含んでおり、サービス対価に含まれます。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。年度御とのサービス対価については原則として平準化して支払うことを想定していますが、詳細は募集要項公表時に示します。
705	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)	189	VII	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②特別展示、企画展示、トピック展示 ス展示替え (ア)市主体で行う展示替えに伴って発生する展示室や移動間仕切りなどの破損等の修復は、市負担で行うものと考えてよろしいでしょうか。	御指摘の修復費用はサービス対価に含まれます。
706	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	190	②	セ	(ア)	市主体	経費は市の負担という理解でよろしいでしょうか？	経費はPFI事業者の負担であり、サービス対価に含まれません。
707	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	190	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	市主体の特別展、企画展等において、開館初年度の記念展や重要文化財を借用した場合などは、平年ベースに比べ、会場施工に多くの経費がかかることが想定されます。特別展、企画展の費用が年度によって大きく異なることが想定されますが、サービス対価は年度ごとに変動することができるという理解でよろしいでしょうか。	展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。年度ごとのサービス対価については原則として平準化して支払うことを想定していますが、詳細は募集要項公表時に示します。
708	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	190	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	「電子ディスプレイ」とは館内設置の60インチサイネージ(4箇所程度)に映すコンテンツのこののみを意味しますか？	御指摘の「電子ディスプレイ」は、業務要求水準書別添資料5「各室諸元表」に記載の「60インチサイネージ及びモニタースタンド」のディスプレイに投影する展示の補助となる映像や画像、歴史・郷土ミュージアムの展示やイベントの情報のコンテンツ作成を想定しています。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
709	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	190	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	電子ディスプレイについて、設置目的、設置場所、モニターサイズなどについての要求水準があれば、お教えください。市主体とPFI事業者主体の記載があることから、企画展示・トピック展示の一部として、映像や画像、文字情報を表示する装置と考えればよろしいでしょうか。	No.708の回答を参照してください。
710	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	190	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	電子ディスプレイのハードの調達、設置は、建設業務でしょうか、開館準備業務でしょうか。(什器・備品リストには該当するものが見当たりません。)	No.708の回答を参照してください。
711	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	190	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②「電子ディスプレイ」とは何を指していますでしょうか。	No.708の回答を参照してください。
712	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	190	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②「電子ディスプレイ」について、必要なスペック性能(サイズ、解像度、対応メディア等)をご教示ください。	No.708の回答を参照してください。
713	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	190	VII	4	3	学芸業務(展示・公開)	「電子ディスプレイの制作」は電子ディスプレイ表示用の原稿を作るという理解であっていますでしょうか。	No.708の回答を参照してください。
714	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	190	VII	4	3	学芸業務(展示・公開)	「電子ディスプレイの制作」業務が電子ディスプレイ表示用の原稿作成としたとき、投影するモニターは施設内のサイネージモニターという理解であっていますでしょうか。	No.708の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
715	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	193	②	ツ	(ア)	市主体	24時間の有人警備とは、一定時間の間隔で警備員が巡回する形態でよろしいでしょうか？	No.518の回答を参照してください。
716	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	194	VII-4	4	(3)	ヌ 付保	展示輸送一括オールリスク保険は実施方針別紙2の付保すべき保険の条件に記載ありませんが、事業者にて必須付保との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。PFI事業者が付保すべき保険については、内容を更新したものを募集要項公表時に示します。
717	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	194	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	資料借用は市が依頼することになっており、PFI事業者は借用資料の付保を行う役割とされています。PFI事業者が経費見込み額を算出することは困難であるため、入札公告時に経費予定額が提示されると考えてよろしいでしょうか。	借用資料や美術梱包輸送等の経費の支出は特別展等の開催に係る費用に含んでおり、サービス対価に含まれます。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
718	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	195	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	PFI事業者主体の企画展のために獲得した協賛金や提供を受けた物品などはPFI事業者の収入、所有物と考えてよいでしょうか。	御理解のとおりです。
719	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	193	②	ノ	(ア)	市主体	経費は市の負担という理解でよろしいでしょうか？	経費はPFI事業者の負担であり、サービス対価に含まれます。
720	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	196	VII-4	4	(4)	学芸業務(教育・普及)	①ア「市実施分」について、外部講師に依頼する場合の手続きはPFI事業者が行うことになっていますが、謝金の支払いは市の業務という理解でよろしいでしょうか。	謝金の支払はPFI事業者の業務であり、サービス対価に含まれます。
721	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	197	VII-4	4	(4)	学芸業務(教育・普及)	市が実施するイベントとして、ミュージアムガイドツアー、体験学習ツアー、バックヤードツアーなどの記載がありますが、資料作成や募集関連業務、保険付保等の積算のため、年間の想定実施回数及び1回あたりの想定参加定員数をお教えてください。	ミュージアムガイドツアー、体験学習ツアー、バックヤードツアーなどのイベントについて、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
722	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	197	VII-4	4	(4)	学芸業務(教育・普及)	市が実施する「はちおうじ出前講座」について、本施設における年間の想定実施回数をお教えてください。	参考データとして、「はちおうじ出前講座」の実績を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
723	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	198	VII-4	4	(4)	学芸業務(教育・普及)	市が実施する出張講座について、本施設における年間の想定実施回数をお教えてください。	No.722の回答を参照して下さい。
724	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	198	VII-4	4	(4)	学芸業務(教育・普及)	市が実施する体験講座(体験展示室)について、本施設における年間の想定実施回数をお教えてください。	展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
725	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	198	VII-4	4	(4)	学芸業務(教育・普及)	⑤ア「市実施分」の中に養蚕の体験講座があり、p.63みんなの公園の植栽計画においてはPFI事業者がカイコの餌となる桑の木を植樹することになっていますが、郷土ミュージアム内でカイコを飼育するのでしょうか。	カイコは体験展示室で飼育することを想定しています。
726	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	198	VII-4	4	(4)	学芸業務(教育・普及)	⑤ア「市実施分」の体験講座について、郷土ミュージアム内でカイコの飼育をする場合、虫害等対策はどのようにお考えでしょうか。	体験展示室の虫害対策については、募集要項公表時に考え方を示します。常設展示室及び特別展示室と体験展示室の場所は離れていることが望ましいと考えます。あわせて、No.725の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
727	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	198	VII-4	4	(4)	学芸業務(教育・普及)	⑤イ「PFI事業者実施分」の要求水準に「自分の発想や夢を実現できるメイカースペースの機能を提供すること」とありますが、どのような市民の需要があるのでしょうか。	国内外で「メイカースペース」を図書館に設置する事例が増えていることから、読書スペースとともに「ものづくり」からはじまるコミュニティの場が求められていると考えています。メイカースペースは主に歴史・郷土ミュージアム内の体験展示室に設置することを想定していますが、メイカースペースの利用については、憩いライブラリと歴史・郷土ミュージアム、交流スペースとの間で密に連携することを考えております。
728	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	198	VII-4	4	(4)	学芸業務(教育・普及)	⑤イ「PFI事業者実施分」について、当施設においてどのような機能を想定されているのかをお示しいただけないでしょうか。	土器や勾玉づくり、めかごづくりなどの体験講座を通して参加者が郷土の歴史を学ぶことを想定しています。また、蚕を育て繭をつくり糸をとるという養蚕の体験や、とった糸で反物を織り染めるなどの織物体験といった一連の体験を通して桑都八王子の養蚕・織物の歴史を学ぶことを想定しています。なお、付属倉庫(10~20㎡)を設け、資材の保管および、体験教室講師の控室として利用することとあわせ、常時まゆ人形キット等のキット販売を行い、その場で作ることができる工作コーナーに充てることを想定しています。
729	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	199	VII-4	4	(4)	学芸業務(教育・普及)	キッズスペースの管理において、「展示室内に飲み物を持ち込ませないなどの利用者への注意喚起を行うこと」とあります。諸室諸元表P.21ではキッズスペースは飲食不可となっていますが、「キッズスペース並びに展示室内には飲み物を持ち込ませないように注意喚起を行う」という理解でよろしいでしょうか。	キッズスペース及び体験展示室は、各室の配置によっては飲み物の持ち込みは可とする予定です。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
730	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	203	VII-4	4	(6)	情報発信業務(広報・利用促進活用)	①②について、(ア)市主体と(イ)PFI事業者主体に業務を分けている理由を教えてください。	基本的に市が主体で行い、情報発信方法についてはPFI事業者側と協議の上で実施します。ただし、PFI事業者が主体で行った企画展やイベントなどで情報収集及び共同研究の必要性が生じた場合にはPFI事業者が主体となって実施することを想定しています。
731	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	204	VII-4	4	(6)	情報発信業務(広報・利用促進活用)	①(ア)「市主体」の要求水準に展示室で新収蔵展示の実施とありますが、凡例からは実施主体が読み取れません。PFI事業者が主体で実施するのでしょうか。	展示については市主体で実施します。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
732	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	204	VII-4	4	(6)	情報発信業務(広報・利用促進活用)	①(ア)「市主体」について、「展示室で新収蔵展示を実施する」とありますが、どの展示室を想定されていますか。	常設展示室②を想定しています。
733	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	204	VII-4	4	(6)	情報発信業務(広報・利用促進活用)	③収蔵資料のWeb公開について、I.B.MUSEUMの月額登録料は、サービス対価に含まれるという理解でよいでしょうか。	サービス対価に含まれます。
734	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	205	VII-4	4	(6)	情報発信業務(広報・利用促進活用)	③収蔵資料のWeb公開について、「Webサイトの仕様や原稿の内容は、市側と協議の上で決定し、承認を得ること」とありますが、Webサイトの仕様や原稿量によって制作費や更新費など運営事業費に幅が出ると考えます。(ミュージアムWebサイトにリンクを張るだけ、ページを作りこむ必要の有無など)積算を可能とする具体的なイメージをお示しください。	I.B.MUSEUMには、収蔵資料情報のインターネット公開機能がありますので、この機能を使用してWeb公開をお願いすることを想定しています。現時点では、仕様や原稿量については同システムに準拠することを想定しています。
735	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	205	VII	4	6	情報発信業務(広報・利用促進活用)	「市側が指定した資料をWeb公開すること。」とありますが、ここでいう「web」は、同資料25ページ「ホームページ作成」で新規作成する施設のホームページを想定しているという理解であっていますでしょうか。	No.734の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
736	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	205	VII-4	4	(7)	集い・交流業務	②活動展示室の運用において、「八王子市内に残る伝統芸能の実演を月1回以上行うこと。」とありますが、事業費積算の参考となるような、過去同様の内容で実施された事業実績・費用についてあればお示しください。	展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。なお、郷土資料館では、同様の内容で事業を実施した実績はありません。
737	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	205	VII-4	4	(7)	集い・交流業務	②「活動展示室の運用」について、PFI事業者の業務として体験道具のメンテナンスがありますが、廻り舞台以外にどのような道具があるでしょうか。	体験道具のメンテナンスについては、事業者からの提案も踏まえることを考えています。参考となる市の考え方を募集要項公表時に示します。
738	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	205	VII-4	4	(7)	集い・交流業務	②「活動展示室の運用」について、体験道具にはどのようなメンテナンスが必要でしょうか。	No.737の回答を参照してください。
739	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	208	VII-4	4	(9)	施設管理業務	イ 収蔵庫の清掃において、専門業者による収蔵庫清掃委託および支払いがPFI事業者とありますが、現在市が委託している専門業者など指定はありますでしょうか。また、事業費積算の参考として具体的な委託事業費をお示しください。	専門業者の指定はありません。八王子市郷土資料館では専門業者による収蔵庫清掃委託を行っておりませんでした。今後、歴史・郷土ミュージアムが公開承認施設を目指すために必要な清掃を実施していただくことを想定しています。
740	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	208	VII	4	(9)	施設管理業務	ウ IPM(総合的有害生物管理)に基づく防除設備の導入とありますが、どのような仕様の設備を想定されていますでしょうか。詳細にご教示をお願いいたします。	IPM(総合的有害生物管理)に基づく防除設備の仕様については、市の考え方を募集要項公表時に示します。
741	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	209	VII-4	4	(10)	車両管理業務	資料の運搬・調査等に使用する車両を1台以上用意することとありますが、車種によってリース料や駐車スペースの大きさが変動します。参考として、現在資料の運搬に使用されている公用車の車種・台数についてお教えください。	現在、資料の運搬に使用している公用車は、ワンボックスタイプの軽自動車1台です。
742	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	209	VII-4	4	(12)	機器調達・利用料支払業務	市職員が使用する機器類の調達として、電話、ファックス、プリンタ及びコピー機とありますが、現時点での市職員の想定人数をお教えください。	No.236の回答を参照してください。
743	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	209	VII-4	4	(12)	機器調達・利用料支払業務	市職員が使用する機器類の調達として、電話、ファックス、プリンタ及びコピー機とありますが、市職員が業務に使用するPCは含まず、市が調達し配置するという理解でよろしいでしょうか。	市職員が業務に使用するPCも含んでください。
744	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	209	VII-4	4	(12)	機器調達・利用料支払業務	市職員が使用する機器類の調達として、電話、ファックス、プリンタ及びコピー機とありますが、電話は固定電話のみとし、PFI事業者職員と兼用するという理解でよろしいでしょうか。また、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末などは含まないという理解でよろしいでしょうか。	電話、ファックス、プリンタ及びコピー機は市及び事業者が使用する数を御用意ください。携帯電話やスマートフォン、タブレット端末についてはその限りではありませんが、提案に委ねます。
745	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	209	VII-4	4	(12)	機器調達・利用料支払業務	ア「電話、ファックス、プリンタ及びコピー機」について、市職員が使用する機器類の調達、利用料の支払いをPFI事業者が行うこととなっていますが、PFI事業者が使用する機器とは別に用意するという理解でよろしいでしょうか。	No.744の回答を参照してください。
746	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案) 本文	209	VII-4	4	(12)	機器調達・利用料支払業務	ア「電話、ファックス、プリンタ及びコピー機」について、固定的な利用料以外の費用(消耗品費等)は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	経費はPFI事業者の負担であり、サービス対価に含まれません。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
747	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	210	VII-4	4	(13)	製作業務	ミュージアムショップで販売する各種グッズの製作販売に伴うリスクはPFI事業者にあることから、各種グッズの仕様、販売数量等については、PFI事業者が裁量権があり、その範囲内で市と協議あるいは承認を得るという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
748	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	210	VII-4	4	(13)	製作業務	②「ミュージアムショップ等」について、PFI事業者主体で制作する場合、販売にあたっては市側の承認を得ることとありますが、製作するすべてのグッズについて、市の承認が必要でしょうか。	すべてのグッズについて、市の承認を得るようにしてください。
749	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	211	VII-4	4	(14)	販売業務	ミュージアムショップで販売する”有料頒布物”は、「郷土資料館で販売していた図書やミュージアムグッズの在庫」、「有料の常設展示ガイド」、「特別展示・企画展示の展示図録、研究紀要、資料シリーズなどの図書類」、「ミュージアムグッズ」が対象となると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
750	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	211	VII-4	4	(14)	販売業務	ミュージアムショップで販売する”有料頒布物”のうち、郷土資料館で販売していたものは、市の所有物なので、販売手数料をPFI事業者が徴収して、残額を市に納付するというところでよろしいでしょうか。	「有料の常設展示ガイド」や「特別展示・企画展示の展示図録(PFI事業者企画分を除く)」、「研究紀要、資料シリーズなどの図書類」、「ミュージアムグッズ(PFI事業者企画分を除く)」については、市が別途原稿作成、編集を行うとともに、PFI事業者がサービス対価を受けて印刷し、販売を行うことを想定しています。その際、販売金額を市に納付後、市から手数料をPFI事業者へ支払うことを想定しています。一方で、「企画展示の展示図録(PFI事業者企画分)」については、PFI事業者が自らの費用負担により原稿作成、編集、印刷、販売を行い、販売金額を収受することを想定しています。また、「ミュージアムグッズ」についても、同様に、PFI事業者が自らの費用負担により制作、管理、販売を実施し、販売金額を収受することを想定しています。
751	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	211	VII-4	4	(14)	販売業務	ミュージアムショップで販売する”有料頒布物”のうち、今後製作する「有料の常設展示ガイド」、「特別展示・企画展示の展示図録、研究紀要、資料シリーズなどの図書類」、「ミュージアムグッズ」は制作原価をPFI事業者が支出し、販売金額をすべてPFI事業者が収入とする考えでよろしいでしょうか。	No.750の回答を参照してください。
752	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	211	VII-4	4	(14)	販売業務	ミュージアムショップで販売する”有料頒布物”のうち、今後製作する「有料の常設展示ガイド」、「特別展示・企画展示の展示図録、研究紀要、資料シリーズなどの図書類」、「ミュージアムグッズ」のうち、市が必要とするものはPFI事業者が市に販売価格で販売するというところでよろしいでしょうか。	No.750の回答を参照してください。なお、郷土資料館有料配布物取扱基準の無料配布に該当するものは在庫から調整することになります。
753	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	211	VII-4	4	(14)	販売業務	ア「有料頒布物の販売価格決定」について、販売はPFI業者に委託されるという理解で宜しいでしょうか。	アのうち、(ア)については、市が別途原稿作成、編集を行うとともに、PFI事業者がサービス対価を受けて印刷し、販売を行うことを想定しており、PFI事業者が自らの費用負担により原稿作成、編集、印刷、販売を行い、販売金額を収受することを想定しています。(イ)についてはPFI事業者が自らの費用負担により原稿作成、編集、印刷、販売を行い、販売金額を収受することを想定しています。
754	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	211	(14)	ア	(ア)	市主体	販売収入は市の収入という理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
755	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	212	VII-4	4	(14)	販売業務	イ「図書販売」について、教育委員会発行の刊行物の販売手数料はどのようにお考えでしょうか。	教育委員会発行の刊行物の販売手数料はPFI事業者を支払われます。参考データとして、郷土資料館刊行物を一般書店で販売する際の販売手数料実績を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。あわせて、No.45、53の回答を参照してください。
756	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	212	VII-4	4	(14)	販売業務	ウ「グッズ販」について、売郷土資料館の在庫の販売手数料はどのようにお考えでしょうか。	現在、郷土資料館ではグッズ販売を外部へ委託し、手数料を支払っている実績がありません。詳細は、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
757	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	213	1	(1)	①	カフェ、ショップ等	必須事業における附帯事業として実施するカフェはの整備費はサービス購入費内に含まれるという理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
758	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	213	1	(1)	①	カフェ、ショップ等	出店料を受領するよう記載されていますが、行政財産使用料の意味ですか？その場合の使用料単価は公募資料にて明示される予定ですか？また、この出店料は事業者の収入という理解でよろしいでしょうか？	ここでの「出店料」は、行政財産使用料等を想定しています。行政財産使用料の対象区域、減額・減免の考え方は、募集要項公表時に示します。
759	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	213	VII-5	1	(1)	施設内サービスに関する業務	附帯事業におけるカフェ、ショップ等については、テナント誘致をする場合、貴市との建物賃貸借(行政財産使用許可)に関する契約は、貴市と当該テナントとの間で契約すると考えてよろしいでしょうか。	カフェ、ショップ等については、市の指定する用途で営業を行うものであり、第三者に再委託する場合には、当該事業を行う第三者との間でPFI事業者が契約を締結することを想定しています。
760	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	215	1	(1)		ネーミングライツ	ネーミングライツの収入は事業者の収入として直接徴収することになりますか？	御理解のとおりです。
761	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	215	VIII	1		自主事業に関する要求水準	提案を上回る収入があった場合は、市民への還元方法を提案するとありますが、貴市にて想定されている還元方法はありますでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。提案時には想定される利益について提案いただく予定であり、あわせて、No.20の回答を参照してください。
762	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	215	VIII	1	(2)	オーナー制度	オーナー制度について、具体的に内容をお示し頂けますでしょうか。	オーナー制度は、施設への愛着を育むことを目的とし、個人等から比較的少額の資金を集め、その対価を事業内で返礼することを想定しています。オーナー制度の内容については提案に委ねます。
763	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	215	VIII	1	(1)	ネーミングライツ	「応募時にネーミングライツを提案する場合の期間は、少なくとも5年以上とすること」とありますが、ネーミングライツの対応するのが事業期間内で5年以上ということでしょうか？それとも、1社につき5年以上で事業期間内すべてにおいて対応するというのでしょうか？	ネーミングライツへの対応は、必須事業ではありませんが、事業者からの提案を期待しています。
764	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	216	2			民間提案事業に関する要求水準	地域情報の発信とともに企業広告を掲出して収入を得る広告塔を設置することは可能でしょうか？	八王子市屋外広告物条例及び同施行規則に基づき設置許可が必要となります。
765	1	0	0	0	0	業務要求水準書案本文	216	2			民間提案事業に関する要求水準	建物内及び公園内の自動販売機の設置について、使用料単価は公募資料にて明示される予定ですか？	現在、市内の公園内の自動販売機の設置の使用料については、八王子市都市公園条例第9条及び別表4に基づき、行為許可及び使用料の算出を行っています。建物内の自動販売機については、八王子市公有財産規則、八王子市行政財産使用料条例及び同施行規則に基づき、設置許可及び使用料を決定していくことになります。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
766	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	216	VIII	2		民間提案事業(附帯事業)に関する要求水準	「民間提案事業として施設等を整備する際には、以下内容を満たすこと。」とありますが、これらの内容を満たしたうえで、必須事業における附帯事業としてのカフェ、ショップ等とは別に、カフェ等の飲食施設を集いの拠点の建物と別棟として整備することは可能という認識でよろしいでしょうか。	カフェ等の飲食施設は別棟として整備が可能です。なお建築基準法上、用途上可分となり敷地設定が必要です。また八王子市都市公園条例第7条の3により建ぺい率は2%です。
767	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	216	VIII	1	(3)	イベント等の実施	自主事業によるイベントと本来事業の範囲で開催するPFI事業者主体イベントについて、回数、料金設定、収益構造等の違いはございますか。	本来業務で開催するイベントは、サービス対価で支払われるもので、自主事業によるイベントは自主採算により、本来業務を妨げない範囲での開催となります。また、料金設定では、参加者の過度な負担とならないよう配慮してください。市としては、本来業務と自主事業のイベントを組み合わせて、いつでもどこでも何か催されている演出の提案を期待しています。
768	1	0	0	0	0	要求水準書(案)	216	VIII	1	(3)	(ス)大規模集客イベント	「地元了承」とあるが、どのような団体・個人、「地元」と定義する範囲等を想定しているか、具体的にお示しいただきたい。	現時点では、子安町一丁目町会、子安町二丁目町会、子安町三丁目町会、子安町東四丁目町会、子安町西四丁目町会、万町一丁目町会、緑町南町会、八王子南口商栄会などの市民や団体等を対象に考えています。
769	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	-	-	-	-	-	情報端末機器・使用アプリは一定年数経過後にリプレイスを行うことが予想されますが、リプレイス費用は市の負担ということでしょうか。	リプレイス費用はサービス対価に含まれており、PFI事業者の負担となります。ただし、図書館システムの検索端末については、市が負担することを想定しています。
770	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	-	-	-	-	-	情報端末維持管理は八王子市の情報セキュリティ方針に基づくとお考えですが、その概要開示をお願いします。	情報端末における情報セキュリティ対策は、「八王子市指定管理者における情報セキュリティガイドライン」に基づきます。このガイドラインについては、募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
771	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文	-	-	-	-	-	情報端末における業務上必要なアプリ(画像加工アプリ、ウィルスチェックソフト等)は市からライセンス供給され、そのライセンス管理は市となるということでしょうか。	御理解のとおりです。
772	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文						市職員と、PFI事業者職員間での、業務を行う上でのデータ共有(クラウドサーバーの活用など)や、メールアドレスの設定(別々のドメインとするか、共通ドメインとするかなど)についての市の考え方をお教えてください。	市が所管するデータは、市が管理しているサーバーにて管理し、PFI事業者との間でデータ共有は行わないことを想定しています。また、メールアドレスについては、PFI事業者の業務従事者は独自のドメインを取得していただくことを想定しています。
773	1	0	0	0	0	業務要求水準書(案)本文						市職員と、PFI事業者職員間での、日常的なスケジュール管理、コミュニケーション等のためのツールの活用についての市の考え方をお教えてください。	一般的に市とPFI事業者との間で行うコミュニケーションを想定しており、ツールについては事業者から提案することも可能です。なお、提案された場合には、データ共有に関する情報セキュリティポリシー上の制限等の可能性もあるため、詳細は市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
774	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	1				【ライブラリアrea】 自習スペース機能①	②近接・隣接条件で「エントランスホール付近にしない。」とありますが、自習スペース②では入口付近にしない、と記載があります。入口付近にしないという事で宜しいでしょうか。	自習スペース②の近接・隣接条件にある「入口」は「エントランスホール」に読み替えてください。自習スペース②においても、自習スペース①同様、エントランスホール付近に配置しない計画としてください。本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
775	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	1				開架エリア共通機能	ライブラリアreaと交流エリアのエントランスそれぞれに「来館者数を計測できるような機器を設置」とあります。ライブラリアreaの来館者、交流スペースの来館者をそれぞれ別個でカウントする必要がありますでしょうか。	集いの拠点全体として来館者数を計測できることを想定しています。出入り口を複数設けた場合、出入り口ごとに計測の必要があります。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
776	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	1				閲覧コーナ	「来館者が節度を持った飲食をしながら閲覧ができる空間とする。」とありますが、この意味は飲食可能エリアが閲覧エリア内にあるということであり、閲覧エリア全域で飲食できる想定ではない、という理解でよいでしょうか。	本施設のコンセプトに基づき、原則として、開架エリアでは飲食可能とすることを想定しています。ただし、資料保存や利用者の安全確保の観点から、一部飲食を制限するスペースを設けることは可能とします。以上の内容を追記し、本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
777	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	1				ライブラリエリア 受付機能	④設備・環境:貸出ボックスとはどのようなものか、用途等をご教示ください。	PFI事業者の業務従事者の手を介さずに予約資料の貸出ができるボックスを想定しています。ボックスの仕様については提案に委ねますが、ボックスに伴う業務の詳細については、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
778	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	2				エントランス (フリースペース)	昇りエスカレーターを設置とありますが、降りエスカレーターの設置は不要と考えてよろしいでしょうか。またエスカレーターの規格で1000型、800型の条件はありますでしょうか。	降りエスカレーターの設置及び規格の選定は事業者提案に委ねます。
779	1	0	1	0	1	各室諸元表	2				ボランティア室機能	流しを設置するとありますが、これは、何に利用を想定して設置すればいいのでしょうか。お茶用、陶芸用、花き用など、用途によって違ってきますので、詳しくお知らせください。	ボランティアの方が待機、休憩するための機能です。調理はしませんが、お茶を入れたり、簡単な洗い物をするを想定しています。
780	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	2				【交流エリア】 エントランス (フリースペース)	⑥その他で「共用部にボルダリング体験ができる部分を設けるように努める」とありますが、エントランス以外や外部に設置することも検討可能でしょうか。	提案に委ねます。
781	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	2				【交流エリア】 自習スペース機能②	②近接・隣接条件で「自習スペース①と隣接」とありますが、近接でも宜しいでしょうか。	隣接することを想定しています。
782	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	2				カフェ機能	カフェ機能については、空間条件が定められており、机といすはカフェエントランス含め300席以上とするなどの設備条件も示されていることから、内装・設備ともに建設業務のサービス対価に含まれていると考えてよろしいでしょうか。また調理スペースを含むとされていることから、厨房設備も同じくサービス対価に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
783	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	2				【来館者エリア】 受付	「クロック機能を兼ねる」とありますが、どのような運用を想定されているか具体的なイメージをお示しください。(コインロッカーに入らない荷物を一時的に預かる場合を想定する、内覧会等一時的な催事利用時に預かる場合を想定するなど)	車いす及び荷物(ベビーカーなど)の預かり以外については、提案に委ねます。
784	1	0	1	0	1	各室諸元表	4	-	-	-	トイレ	職員用の多目的トイレは不要でしょうか。	提案に委ねます。
785	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	4				【職員エリア】 清掃員控室	清掃員控室は、公園の清掃関係者も利用しますか。	提案に委ねます。
786	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	4				【職員エリア】 清掃員倉庫	公園の清掃用倉庫としては利用しないと考えると良いでしょうか。	提案に委ねますが、公園の清掃用具倉庫としての使い勝手や汚れ等及び建物のIPMを考慮して、建物の清掃用倉庫と共用も可ですので、適切に計画してください。
787	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	4				事務室 (作業室、ワークスペース 含)	「④設備・環境」に「市情報ネットワーク回線配備」との記載がありますが、この回線は何のシステムに使用する回線かお教えてください。	市役所ネットワークにつながる回線です。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
788	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	4				【職員エリア】 事務室(作業室、ワークスペース)	「事業者、職員の執務スペースとする」とありますが、市職員の予定配置人数をお示しください。	詳細は募集要項公表時に示します。
789	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	4				【職員エリア】 事務室(作業室、ワークスペース)	「事業者、職員の執務スペースとする」とありますが、スペース管理や情報管理の観点で、事業者と市職員の執務空間を物理的に分ける必要性はありますでしょうか。	提案に委ねます。
790	1	0	1	0	1	各室諸元表	5	-	-	-	収蔵庫	解体・設計・建設を考慮すると、文化庁が推奨するからし期間の2夏確保が難しいのではないかと推測します。諸元表に特記ありませんが必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	国宝及び重要文化財を除く資料の展示は2夏確保せずに行うことになります。詳細は、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。早期に空気環境を整える提案を行ってください。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
791	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	5				【収蔵エリア】 収蔵庫共通	③仕上げ欄に「入口は1階からフラットで入れるようにする。」と記載されていますが、2階等に計画した場合、廊下側からフラットで入れるという事で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
792	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	5				【収蔵エリア】 収蔵庫① (特別収蔵庫)	「※一部1層構造とし、長尺の資料を保管できるスペースを確保する」とありますが、スペースの範囲・サイズの想定をご教示ください。	市と選定されたPFI事業者との間で協議の上決定します。
793	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	5				【収蔵エリア】 収蔵庫① (特別収蔵庫)	スチール棚スノコ棚4段150kgの設置範囲の想定をご教示ください。	台数は、提案も踏まえ、市と選定されたPFI事業者との間で協議の上決定しますが、原則として、1層部分と2層部分の全域に設置してください。参考データとして、現時点で移転対象として想定している所蔵品一覧を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
794	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	5				【収蔵エリア】 収蔵庫② (収蔵庫)	スチール棚スノコ棚4段150kgの設置範囲の想定をご教示ください。	No.793の回答を参照してください。
795	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	5				【収蔵エリア】 収蔵庫	収蔵庫①～③の②近接・隣接条件欄に記載の「前室を設ける。」は、別欄の「収蔵庫前室」を指していると考えて良いでしょうか。	御理解のとおりです。
796	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	5				収蔵庫 共通	④設備・環境の8項目めに「内壁と躯体との間に空気層を設けた二重床天井構造とし」とありますが、床面積は壁芯面積と捉えて、内壁と躯体の間の空気層部分の面積は各収蔵庫床面積には含まれないという認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
797	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	6				収蔵庫④(収蔵展示室)	「①特徴・役割・使い方」欄には「再現空間内部で養蚕道具を実際に触って体験してもらおう」と、入室を前提とした記載がありますが、一方で「⑥その他」欄には「共用通路から見学可能なように、壁面の一部をガラス張り」との記載もあります。入室可能な空間を外部からも見学可能とするという趣旨のようにも読めますが、両者の兼ね合いをわかりやすくお示しください。	内部で実際に体験する様子を外部から見られるようにする意図がありますが、事業者の提案によります。市と選定されたPFI事業者との間で協議の上決定します。
798	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	6				【収蔵エリア】 収蔵庫④ (収蔵展示庫)	①特徴・役割・使い方の①～③に関して、展示物含め追加の情報(写真や物量)の情報をご教示ください。	市と選定されたPFI事業者との間で協議の上決定します。
799	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	6				【展示エリア】 荷解室	②近接・隣接条件欄に記載の「人荷用EVは隣接する」は近接でも良いでしょうか。	資料等の移動の際、人荷用EVが隣接していたほうが利便性が高いと考えていますが、荷解室から人荷用EVまでの動線として十分な配慮がなされている場合、近接でも可とします。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
800	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	6				収蔵庫④(収蔵展示室)	①特徴・役割・使い方に「八王子の養蚕農家の居室の一部を再現する。」とありますが、環境再現展示は全て原寸大での復元をご要求されておりますでしょうか。	環境再現展示は竪穴住居の断面の再現は原寸大とし、それ以外は事業者の提案に委ねます。
801	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	6				収蔵庫④(収蔵展示室)	①特徴・役割・使い方に「八王子の養蚕農家の居室の一部を再現する。」とありますが、環境再現展示の寸法配置や意匠・構造検討の参考となる図版、図面、記録写真・映像等資料をご提供下さい。	選定されたPFI事業者に対して参考資料を提供します。
802	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	6				トラックヤード(屋内)	①特徴・役割・使い方に「資料の新規搬入時及び年1回程度、館内で燻蒸や生物被害防除処理を行うため、燻蒸用テントを設置し、燻蒸を行う。」とありますが、燻蒸用テントの規模、仕様の設定をご教示ください。	燻蒸用テントの規模、仕様について、基本的な市の考え方を募集要項公表時に示します。
803	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	7				展示室 共通	⑤家具の2項目めに「展示工事は事業範囲内とする。」とありますが、業務要求水準書等に示されていない事業者の提案に委ねる要素が大きく、事業者によって提案価格に差が出てしまうことから、市側で考えられている展示工事のサービス対価の目安をご教示ください。	展示工事に要する費用はサービス対価に含みますが、具体的な予算額の提示は行いません。なお、募集要項公表時に、市から支払われるサービス対価の上限額と、インシャルコスト・ランニングコストの想定割合をあわせて公表する予定です。なお、展示・イベント等の計画に関する資料は募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示すことを想定しています。
804	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	8				常設展示室①(通史展示ゾーン)	①特徴・役割・使い方に「原始・古代の住居、江戸時代の八王子宿の旅籠、戦前の八王子の農家、高度経済成長期の八王子の公団住宅の一部を再現する。」とありますが、環境再現展示は全て原寸大での復元をご要求されておりますでしょうか。	原始・古代の住居については原寸大の断面図を想定していません。旅籠・農家・公団住宅についてはその限りではありませんが、事業者の提案も踏まえ、詳細は市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
805	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	8				常設展示室①(通史展示ゾーン)	①特徴・役割・使い方に「原始・古代の住居、江戸時代の八王子宿の旅籠、戦前の八王子の農家、高度経済成長期の八王子の公団住宅の一部を再現する。」とありますが、環境再現展示の寸法配置や意匠・構造検討の参考となる図版、図面、記録写真・映像等資料をご提供下さい。	選定されたPFI事業者に対して参考資料を提供します。
806	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	8				常設展示室①(通史展示ゾーン)	⑥その他に「環境再現の時代考証として八王子の家屋に詳しい人員を協議のうえ1名程度つけること。」とありますが、各時代毎に配置する必要がありますでしょうか。	各時代ごとに配置する必要はありません。
807	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	8				常設展示室①(通史展示ゾーン)	⑥その他に「環境再現の時代考証として八王子の家屋に詳しい人員を協議のうえ1名程度つけること。」とありますが、配置人員への監修費等が設計・建設業務のサービス対価に含まれ、PFI事業者が監修費等を決定する場合、監修費等(日額等)の目安をご教示ください。	募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示します。
808	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表	8				常設展示室①(通史展示ゾーン)	⑥その他に「環境再現の時代考証として八王子の家屋に詳しい人員を協議のうえ1名程度つけること。」とありますが、配置人員の選定をPFI事業者が行う場合、公平性、競争性および透明性を欠くことから、配置人員の選定は市側が行うと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
809	1	0	1	0	1	各室諸元表	9	-	-	-	体験展示室機能	まゆ人形キットの販売はこのコーナーでなければいけないのでしょうか。他コーナー(受付・物販所等)でも可能でしょうか。	他コーナー(受付・物販所等)でも可能と考えています。
810	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	9				特別展示室・企画展示室	「①特徴・役割・使い方」欄に、「市側が企画する特別展示」とありますが、規模(必要面積)の目安をお示しください。	特別展示室の規模の目安については、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。なお、展示計画に関する資料を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
811	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	9				【展示エリア】 常設展示室②	②近接・隣接条件で「展示設備保管庫2に隣接」とありますが、近接でも宜しいでしょうか。	隣接する計画としてください。
812	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	10				郷土ラボ・レファレンス機能	市図書館システムの追加配備は可能でしょうか。司書のレファレンス業務に用いることを想定しています。	司書用及び利用者検索用に市図書館システムの追加配備を想定しております。
813	1	0	1	0	1	各室諸元表	11	-	-	-	活動展示室	クラシック・ミュージカル等を公演する際、木造舞台を隠すための緞帳等は不要と考えてよろしいでしょうか。	木造舞台を隠すための緞帳等は想定していませんが、設置については提案に委ねます。
814	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	11				【研究エリア】 活動展示室	②近接・隣接条件で「照明・音響室隣接」とありますが、必要諸室として記載はありません。活動展示室内に設け、活動展示室の面積内に含むと考えて良いでしょうか。	照明・音響室は想定していません。本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
815	1	0	1	0	1	別添資料1	12				防災倉庫機能	防災倉庫を別棟とする場合は敷地分割するとの指示ですが、敷地分割方法について留意点があればご指示ください。	建築基準法等に則ることと、車両の動線等に配慮して下さい。
816	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸 元表	13				【ライブラリエリア】 受付機能	受付機能において監視カメラの設置が該当しませんが、受付機能に限らず金銭収受が想定される場所等や安全面・防犯上必要だと考えられる場所に設置が想定されていません。必要最低限を前提にそのような箇所についての追加設置費用に関して、市と協議が可能か考えをお示しください。	原文では「館内及び本事業用地内において、防犯監視上有効な位置に監視カメラを設置し、防犯監視の抜け落ちのないように配置する。」としておりますので、追加分の設置費用は見込んでいません。詳細な設置位置については市とPFI事業者との間で協議が必要となります。
817	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸 元表	13				【ライブラリエリア】 受付機能	受付機能において監視カメラの設置が該当しませんが、受付機能に限らずPFI事業者が運営上および防犯上必要だと考える位置に、市と協議の上監視カメラを追加設置することは可能でしょうか。	No.816の回答を参照してください。
818	1	0	1	0	1	別添資料1	16				防災倉庫	p12とp16の防災倉庫は別の目的の室であるが、兼用は可能と考えてよろしいでしょうか。	スペース的に防災倉庫と一時滞在施設用防災倉庫の兼用は可能ですが、内部で境界が分かるようにしてください。
819	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	17				【収蔵エリア】 収蔵庫	収蔵庫①～③の必要面積をご教授下さい。	収蔵庫①～③の面積は、各室に収蔵する資料の種類とボリュームを募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示します。当該資料より、収蔵庫面積を設定して提案してください。
820	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	19				【展示エリア】 展示室共通	展示室全体(常設展示室①②、特別展示・企画展示室)で1000㎡、キッズスペース機能と体験展示室機能、郷土ラボ・レファレンス機能で300㎡と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
821	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸 元表	25				デジタルサイネージ	デジタルサイネージの項目に該当するものが見当たりませんが、募集要項時に詳細が示されるという認識でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
822	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	25				LAN	25ページから36ページの表題に「職員：有線LAN」との記載がありますが、同資料3ページ、会議室兼応接室の「④設備・環境」には「無線LANインターネット接続(職員用)」との記載があります。職員用のLANは有線LAN・無線LAN双方を想定しますが、それでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
823	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	25				図書仕分室機能	LANに、「○(職員)(来館者)」との記載があります。図書仕分室は職員作業室のように思われますが、ここに来館者が立ち入り、利用者用無線LANを使用する想定があるのでしょうか。	「○(職員)」とし、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
824	1	0	1	0	1	別添資料1 各室諸元表	13～				飲食 他	13頁以降の飲食の項目などについて、○×などの表記がなく、空欄となっている箇所は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
825	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表					④設備・環境	無線LANインターネット接続(職員用)の記載が、会議室兼応接室、事務室、学芸執務室のみとなっています。今後、スマートフォンやタブレットやモバイルPCを活用した業務が主流となることを想定すると、市職員及びPFI事業者職員も、施設内でも無線LANで接続できる環境が望ましいのではないかと考えますが、職員用の無線LANが利用できる諸室を限定している理由をお教えてください。	各室諸元表に示した無線LANは必須のものと想定しており、今後のスマートフォン等の活用を想定していただき、必要と思われる部分に設置をお願いします。
826	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表					基本的性能 飲食	諸室条件として、飲食に○がついている場合と無印の場合がありますが、その違いをお教えてください。	記載の違いは下記の通りです。あわせて、No.824も参照してください。 ○・・・カフェ等で購入したものや持参したものを飲食可能な運用を想定する室 ×・・・飲食不可の運用を想定する室 －・・・飲食の可否について指定しない室
827	1	0	1	0	1	別添資料1 諸室諸元表					ショップ	諸室諸元表にショップ機能の記載がありませんが、ショップでのグッズ等販売業務が要求水準書に記載があることから、ショップの内装設備はエントランスの一角等にサービス対価で整備することができると考えてよろしいでしょうか。	ショップのあり方や計画場所については提案に委ねます。ショップの内装設備はサービス対価に含まれます。
828	1	0	1	0	2						廃道に伴う影響部分の整備内容	最終行に「上記の説明図2枚は、現在作成・検討中の道路設計図をベースに作成しているため、今後変更されます。」との記載がございますが、変更内容によって提案コストに影響しますので、最終変更時期及び当該変更資料の公表時期をご教示願います。	変更されるのは説明図に書かれている内容のうち、市で施工する工種や数量(黒文字部分)の表記のみ変更する可能性があるため、PFI事業者の整備内容には影響ありません。
829	1	0	1	0	3	別添資料3	1				国有地取得区域・無償貸付区域について	取得区域と無償貸付区域をまたいで建築物等を計画することは可能でしょうか。	可能です。
830	1	0	1	0	5	別添資料5 什器・備品リスト	1				ライブラリアrea 開架エリア共通機能	書架について、「将来的には約5万冊の書籍を収納」とありますが、各室諸元表には「合計約60,000冊を収蔵できるスペースを確保」とあり、両者の差分となる約1万冊分について考え方をご教示ください。	原則として閉架書架を設けないこととしますが、必要に応じて閉架書架などの機能を提案することを妨げるものではありません。なお、開架エリアの資料数については、約5万冊以上を想定しており、差分の約1万冊については、事業者の提案余地とします。約5～6万冊という資料数は、多様な形態で資料を提供することを想定し、通常の図書館よりも紙の資料を少なくする趣旨で設定したものですので、「約5万冊」は最低限必要な紙の資料数と御理解ください。本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
831	1	0	1	0	5	別添資料5 什器・備品リスト	1				憩いライブラリ・交流スペース	インターネット・オンラインデータベース利用のためのパソコンの設置は不要でしょうか。	オンラインデータベース用の端末等の設置は、必要です。本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
832	1	0	1	0	5	別添資料5 什器・備品リスト	1				憩いライブラリ・交流スペース	業務要求水準書(案)本文にて整備が求められている「施設内閲覧用電子定期刊行物閲覧用機器」の記載はありませんが、必要な品名・数量等があればお示しください。	「施設内閲覧用電子定期刊行物閲覧用機器」については、追記します。その種類や数量については、No.462、No.463の回答を参照してください。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
833	1	0	1	0	5	別添資料5 什器・備品リスト	1				憩いライブラリ・交流スペース	記載されている什器・備品以外に、ライブラリに必要な備品がありましたらお示しください。	現時点では原文のとおりとします。その他については提案に委ねることを想定しています。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
834	1	0	1	0	5	別添資料5 什器・備品リスト	9				郷土ラボ・レファレンス	開架書庫の数量として「2程度」との記載がありますが、この量では別添資料12「歴史・郷土ミュージアム管理運営方針」3ページに記載の「開館時は4万冊の蔵書構成として整備」とある資料数は収まらないと思われます。どちらかの記載が誤りでしょうか。	開架は郷土ラボ・レファレンス内のハンドル可動式書架も含まれます。それ以外は閉架で研究用図書室機能のハンドル可動式書架や調査室の開架書架に蔵書されます。
835	1	0	1	0	5	別添資料5 什器・備品リスト	8				【展示エリア】 体験展示室機能(付属倉庫共)	①特徴・役割・使い方において「～メイカースペースの機能を提供する。」とありますが、該当する工作設備としてリストには電気陶芸窯とIHコンロしか明記がありません。募集要項時に追加等詳細が示されるという認識でよいでしょうか。または、サービス対価内で事業者提案に委ねるという趣旨でしょうか。	メイカースペースは、利用者の創造性を育み、ものづくりに興味を持つような場として、自分の発想や夢を実現できる機能を提供することを想定しています。この機能を充足する限りにおいて、時代のニーズに応じ、業務要求水準に記載している工作設備等以外のものは提案に委ねます。
836	1	0	1	0	5	別添資料05 什器・備品リスト					憩いライブラリ・交流スペース	「約3万5千冊、将来的には約5万冊の書籍を収納でき、居心地の良い空間となるように書架を配置」とありますが、将来的な多様な形態での提供の想定により、紙の本の減少も想定されます。それらに関してはどうのように考慮して計画すればよろしいでしょうか？	No.830の回答を参照してください。
837	1	0	1	0	5	別添資料5 什器・備品リスト					什器・備品の参考品	什器・備品リストに記載の各品名について、参考品があるものはメーカー・型番・規格等をご教示ください。	現時点では、参考品を想定していません。什器・備品リストに記載された品名・備考欄の内容を充足する什器・備品を御準備いただくことを想定しています。具体的な要件に関して示すことができるものについては、募集要項公表時に公表することを想定しています。
838	1	0	1	0	5	別添資料5 什器・備品リスト					什器・備品の予算区分	歴史・郷土ミュージアムの什器・備品のうち、展示工事のサービス対価に含まれるものが御座いましたらご教示ください。	環境再現展示に関わる備品や展示関連の什器は展示工事の範疇と想定しています。
839	1	0	1	0	7	別添資料7一時滞在施設運営分担当表(案)	1				メンバー召集	メンバー召集および⑦一時滞在施設運営の体制準備について、事業者のみが運営主体となっておりますが、市職員様はメンバーに入らないのでしょうか。	一時滞在施設運営は本施設において勤務している市職員とPFI事業者の業務従事者が行うこととなります。それ以外の市職員は基本的にはメンバーに入りません。
840	1	0	1	0	7	別添資料7一時滞在施設運営分担当表(案)	1				メンバー召集	⑤受入可否の判断については事業者、決裁については市とされており、⑥市への報告で⑤の決裁に基づき、事業者が受入可否について報告することとなっておりますが、事業者が現場の状況を判断したうえで、受入可否について市に上程しているため、決裁後に再度受入れの可否を改めて報告する必要があるのでしょうか。	以下のように読み替えて下さい。 ⑤の受入可と決定後、⑥で実際に避難者の受入をしたか否かについて市へ報告すること。 また、⑤の受入否と決定後、避難者が訪れてしまった場合にも、⑥で市へ報告すること。
841	1	0	1	0	8	別添資料8	1				(2)特色及び機能	「歴史・郷土ミュージアムとの連続性も考慮し、講堂・集会室と公園が一体的に…」の文で指定する「講堂・集会室」は、別添資料1の「活動展示室」を指すと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
842	1	0	1	0	8	別添資料8 みんなの公園管理運営方針	4				6 運営体制 (4)管理の体制	1. 職員体制において、「公園管理全体の管理責任者、その補佐として副管理責任者を配置する」とありますが、運営業務責任者ないしは維持管理業務責任者と兼務は可能でしょうか。	管理責任者、副責任者は、維持管理業務だけではなく、公園の管理運営全般に従事することを想定しています。運営業務責任者と維持管理業務責任者の兼務については、PFI事業者の提案に委ねることとしており、詳細は、業務要求水準書(案)「II.4.(5)」を参照してください。
843	1	0	1	0	8	みんなの公園管理運営方針					倉庫	災害時における備蓄品の調達、保管については貴市にて実施していただけるのでしょうか。	一時滞在施設に関する市が定めた備蓄品に関しては、御理解のとおりです。災害時発生時に必要な災害備蓄品(PFI事業者の業務従事者の食糧、資機材等)等はPFI事業者が準備してください。
844	1	0	1	0	8	みんなの公園管理運営方針					職員体制	公園管理全体の管理責任者、副責任者を配置する。と記載がありますが、ここでいう管理責任者、副責任者は主に維持管理業務に従事するものという理解でよろしいですか。	No.842の回答を参照してください。



No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
845	1	0	1	0	9	駐車場の維持管理運営業務	0	2	(1)	②	利用料金の設定及び徴収	一定時間無料とは、要求水準書案P150に記載のある15分以内位を指しますか？	路上駐車対策として、送迎等で駐車場を利用する者に対しては一定時間無料のサービスが必要と考えており、その時間はお見込みのとおり15分程度を想定しています。詳細は、募集要項公表時に示します。
846	1	0	1	0	9	別添資料9 駐車場の維持管理運営業務	0				①駐車場の使用許可・駐車場の拒否・駐車日数の制限	「来館者用のバスが使用しない場合には、夜間等と市内ホテル利用を目的とした大型バスの使用について許可を行う」とありますが、ここでいう「夜間等」とは、夜間のみ利用する場合という意味であってはいませんか？	本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
847	1	0	1	0	9	駐車場の維持管理運営業務	3				⑤長時間駐車車両・放置車両対応	放置自動車、放置自転車、放置自動二輪車の撤去に要する費用(運搬・処分費含む)は市負担と考えて宜しいでしょうか。	市では当該撤去に要する費用を負担しません。なお、放置自転車についてのみ、市が指定する箇所までPFI事業者が運搬した場合、放置自転車は市で処分します。
848	1	0	1	1	0	別添資料10 憩いライブラリ管理運営方針	2				5-(2)-ウ 賑わい創出のための多様なイベント	各室諸元表にはメイカースペースの記載はありませんが、ライブラリ内にメイカースペースの常設コーナーを設置し提供するという理解でよろしいでしょうか。	現時点では、憩いライブラリ内にメイカースペースを設置することは想定していません。メイカースペースは主に歴史・郷土ミュージアム内の体験展示室に設置することを想定していますが、メイカースペースの利用については、憩いライブラリと歴史・郷土ミュージアム、交流スペースとの間で密に連携することを考えております。
849	1	0	1	1	0	別添資料10 憩いライブラリ管理運営方針	3				6-(1)-エ 市内の他の図書館の資料貸出	「予約資料の受取場所・返却場所として機能する」とありますが、どの程度の物量を見込んでいるかご教示ください。	No. 595の回答を参照してください。
850	1	0	1	1	0	別添資料10 憩いライブラリ管理運営方針	3				6-(1)-エ 市内の他の図書館の資料貸出	予約棚の設置において、確保すべき冊数や規模などあればご教示ください。	No. 595の回答を参照してください。
851	1	0	1	1	0	別添資料10 憩いライブラリ管理運営方針	3				6 設備・資料 (1)設備(開架エリア) イ 書架	「利用者が常に新たな情報・知識・楽しみを得られるよう、原則として閉架書庫を設けない。」と記載がありますが、業務上必要に応じて閉架書架などの機能を提案しても問題ないでしょうか。例えば季節にあわせた行事えほんの設置など、資料の入れ替え等で閉架書架の必要性が想定されます。	No.830の回答を参照してください。
852	1	0	1	1	0	別添資料10 憩いライブラリ管理運営方針	3				6 設備・資料 (1)設備(開架エリア) イ 書架	閉架書庫を設置した場合、蔵書冊数の目安は開架冊数のみで満たす必要がありますか。	No.830の回答を参照してください。
853	1	0	1	1	0	別添資料10 憩いライブラリ管理運営方針	3				6 設備・資料 (1)設備(開架エリア) イ 書架	「また、時間帯による利用者層の変化や社会状況の変化に敏感に対応できるような書架配置とする」と記載がありますが、「時間帯による利用者層の変化に敏感に対応できる書架」とは什器の仕様などではなく、配架する書籍のことを指しているという理解で合っていますでしょうか。	「時間帯による利用者層の変化に敏感に対応できる書架」とは、什器の仕様と配架する書籍のいずれも想定しています。
854	1	0	1	1	0	別添資料10 憩いライブラリ管理運営方針	2				5 サービス概要 (2)サービスの内容	ウ 賑わい創出のための多様なイベントにおいて、「～ものづくりのまち八王子にふさわしい最新のデジタル機器や工作機器を用いるとともに、遊びの要素を取り入れた学びや体験の場(メイカースペース)を提供する。」とありますが、別添資料5 什器・備品リストの憩いライブラリ項目に該当の機器等の記載がありません。募集要項時に詳細が示されるという認識でよいでしょうか。	No.848の回答を参照してください。

No.	資料コード					資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
855	1	0	1	1	0	別添資料10 憩いライブラリ管理運 営方針					2施設概要 (1)開館日年	「年末年始(12月29日から1月3日まで及び館内整理日(年間10日程度)を除く日)」とありますが、年末年始の開館の設定も可能でしょうか？	御理解のとおりです。業務要求水準に示す開館日を除く日の開館については、市と選定されたPFI事業者との間で協議することを想定しています。
856	1	0	1	1	0	別添資料10 憩いライブラリ管理運 営方針					6設備・資料 (1)設備(開架エリア) イ書架	「利用者が常に新たな情報・知識・楽しみを得られるよう、原則として閉架書庫を設けない」とありますが、資料管理上で必要と判断した場合は閉架書庫の設置も可能でしょうか？	No.830の回答を参照してください。
857	1	0	1	1	0	別添資料10 憩いライブラリ管理運 営方針					6設備・資料 (2)資料	「多様な蔵書構成を維持するため、原則として施設内で複本をつくらない」とありますが、八王子市立図書館全体での複本についてはどのように検討していけばよいでしょうか？(できるだけ複本を持たないなど)	本施設における複本の考え方については、原文のとおりとします。
858	1	0	1	1	1	交流スペース管理運 営方針	1				4(2)イ学習交流機能につ いて	スキルシェアリングとは、ストアカ等のシェアリングサービスを導入するという事か？	御理解のとおりです。
859	1	0	1	1	1	交流スペース管理運 営方針	1				4(2)イ学習交流機能につ いて	学習講座とは、指定管理者が主催する講座のことか。	御理解のとおりです。
860	1	0	1	1	1	別添資料11 交流ス ペース管理運営方針	1				4 管理運営にあたっての基 本的な考え方	イ学習・交流機能について「また、浅川や高尾山等の地域に生息する生物や魚の展示など、自然を身近に感じ、タッチプールのような実際に触れることができる設備を配置し、自然学習地域環境の理解向上を図る。」とありますが、別添資料1各室諸元表の交流スペースの項目には記載がありません。タッチプールはあくまで参考として自然を身近に感じる設備であればタッチプールでなくてもよいか、または、みんなの公園に配置することも可能かなど、募集要項時に詳細が示されるという認識でよいでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
861	1	0	1	1	1	交流スペース管理運 営方針					管理の体制	建物全体の管理責任者、副責任者を配置する。と記載がありますが、ここでいう管理責任者、副責任者は運営責任者(館長など)のことをいうのか、維持管理責任者のことをいうのか、ご教示ください。	業務要求水準書(案)別添資料11「交流スペース管理運営方針」に示す「管理責任者」及び「副責任者」は、業務要求水準書(案)本文に示す維持管理責任者を想定していますが、必須ではありません。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
862	1	0	1	1	1	交流スペース管理運 営方針					管理の体制	公園全体の管理責任者、副責任者と、建物全体の管理責任者、副責任者は兼任可能でしょうか。	可能です。本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
863	1	0	1	1	1	交流スペース管理運 営方針					維持管理業務	維持管理業務(施設全体で行う)とありますが、歴史・郷土ミュージアムにおける燻蒸作業等も含まれますか。その他特殊な業務が想定される場合、ご教示ください。	歴史・郷土ミュージアムにおける燻蒸作業は、業務要求水準書(案)「VI. 4. (6)」及び「VII-4. 4. (1)」の業務として実施していただくことを想定しています。
864	1	0	1	1	2	別添資料12 歴史・ 郷土ミュージアム管 理運営方針	4				5 設備・資料 (2)資料	ア歴史資料に「絵画、彫刻、工芸品、刀剣、考古資料、古文書、民俗資料等、開館時に収蔵する歴史資料数は、7万点とし、最終的な収蔵数は、15万点とする。」とありますが、7万点及び最終的な収蔵数15万点の内訳をご教示ください。	参考データとして、現時点で移転対象として想定している所蔵品一覧を募集要項公表時に守秘義務対象開示資料として示す予定です。
865	1	0	1	1	2	別添資料12 歴史・ 郷土ミュージアム管 理運営方針	4				5 設備・資料 (2)資料	イ歴史図書に「開館時の蔵書数は蔵書数は4万冊(旧都立図書館から引き継いだ歴史図書を含む)(旧都立図書館から引き継いだ歴史図書を含む)とし、最終的な最終的な蔵書数は、6万冊とする。」とありますが、最終的な蔵書数6万冊は、歴史・郷土ミュージアムの研究用図書室機能エリアに閉架式で保管管理するという認識で宜しいでしょうか。	現時点では、一部は開架とし、残りを閉架とすることを想定しています。